

鹿児島県教育振興基本計画

夢や希望を実現し未来を担う鹿児島の人づくり
～あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり～



平成31年 2月

鹿児島県教育委員会

<目 次>

はじめに

第1章 計画策定の趣旨	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本的な考え方	1
第2章 本県教育を取り巻く環境	
1 これまでの取組の成果	2
2 社会状況	
(1) 人口減少や少子高齢化の進行	3
(2) 高度情報化の進展	4
(3) グローバル化の進展	5
(4) 子どもの貧困など社会経済的課題	6
(5) 地球規模での環境問題	6
(6) 価値観やライフスタイルの多様化	7
(7) 地方分権の進展	9
3 本県の子どもたちを取り巻く現状と課題	
(1) 児童生徒数の減少・学校規模	10
(2) 学力	15
(3) 高校生の卒業後の進路	19
(4) いじめ、不登校	20
(5) 規範意識	22
(6) 基本的な生活習慣	23
(7) 特別支援教育	26
(8) キャリア教育	26
(9) 体力や運動能力	27
(10) 安全・安心な教育環境の整備	28
(11) 家庭・地域の教育力	30
(12) 子どもたちの文化活動	31
第3章 基本目標	33
第4章 今後5年間に取り組む施策	
1 本県教育の取組における視点	36
2 本県教育施策の方向性	38
[基本目標と施策の関連図]	40
3 具体的施策の展開	41
I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	
① 道徳教育の充実	42
② 生徒指導の充実	44
③ 人権教育の充実	46
④ 体験活動の充実	47
⑤ 子どもの読書活動の推進	48
⑥ 文化活動の推進	49
⑦ 食育の推進	50
⑧ 体力・運動能力の向上	51
⑨ 健康教育の充実	52
[計画期間における数値目標]	53

II	未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進	
①	確かな学力の定着	54
②	特別支援教育の推進	55
③	キャリア教育の推進	57
④	産業教育の推進	58
⑤	幼児教育の充実	59
⑥	郷土教育の推進	60
⑦	教育の情報化の推進	62
⑧	社会の変化に対応した教育の推進	
	(ア) 環境教育	64
	(イ) 福祉教育・ボランティア活動	65
	(ウ) 国際理解教育	66
	(エ) 消費者教育	67
	(オ) 主権者教育	68
	[計画期間における数値目標]	69
III	信頼され、地域とともにある学校づくりの推進	
①	開かれた学校づくり	70
②	学校運営の充実	71
③	公立高等学校の活性化	72
④	へき地・小規模校教育の振興	73
⑤	教職員の資質向上	74
⑥	安全・安心な学校づくり	75
⑦	「学びのセーフティネット」の充実	76
⑧	私立学校教育の振興	78
⑨	魅力ある県立短期大学づくり	79
	[計画期間における数値目標]	80
IV	地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進	
①	地域ぐるみでの子どもの育成	81
②	地域を支える次世代の人づくり	82
③	地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり	83
④	家庭の教育力の向上	84
	[計画期間における数値目標]	85
V	生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興	
①	生涯学習環境の充実	86
②	生涯スポーツの推進	87
③	競技スポーツの推進	88
④	文化芸術活動の促進	89
⑤	地域文化の継承・発展	90
⑥	文化財の保存・活用	91
	[計画期間における数値目標]	92

第5章 計画の実現に向けて

1	教育行政の着実な推進	93
2	学校・家庭・地域・企業等との連携・協働	93
3	関係部局・関係機関との連携・協力	93
4	市町村との連携・協力	94
5	国との連携・協力	94
6	計画の進捗状況の確認	94

はじめに

我が国は、本格的な人口減少社会の到来，少子高齢化の進行，経済のグローバル化の進展，技術革新の急速な進展などにより，社会のあらゆる面で大きな変革期を迎えています。人口減少，少子高齢化の著しい進行は，コミュニティの崩壊，産業の衰退，文化の消滅などが懸念されます。また，IoT，AI など第四次産業革命のイノベーションが予測困難なスピードで進展しております。

教育に関しても，家庭や地域の教育力の低下，子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下，規範意識や倫理観の欠如など，多くの課題が指摘されており，本県においても，確かな学力の定着，生徒指導や特別支援教育の充実，教職員の資質能力の向上，学校における働き方改革，IoT，AI などの技術革新に対応した教育，家計における教育費負担の軽減など取り組むべき課題があります。

これまで県教育委員会では，本県の実情に応じた教育振興のための施策についての基本的な計画として，平成21年2月に鹿児島県教育振興基本計画を，また，平成26年2月に第2期の鹿児島県教育振興基本計画を策定し，その計画に基づき，総合的かつ計画的に取り組むを進めてきたところです。

国は，平成30年6月に第3期教育振興基本計画を閣議決定し，国の第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」，「協働」，「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ，2030年以降の社会の変化を見据えた教育施策の在り方を示しました。

本県においても，県の計画の最終年度を迎え，社会情勢の変化に対応するとともに，国の第3期計画の内容を参酌し，これまでの計画の各施策の実施状況や数値目標の達成状況を踏まえながら，ここに平成31年度からの第3期「鹿児島県教育振興基本計画」を策定しました。

この計画では，基本目標に「夢や希望を実現し未来を担う鹿児島の人づくり～あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を掲げ，「知・徳・体の調和がとれ，主体的に考え行動する力を備え，生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間」，「伝統と文化を尊重し，それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い，これからの社会づくりに貢献できる人間」の育成を目指すことを示すとともに，その実現に向け今後5年間に取り組む施策として，5つの方向性に基づき36の施策を体系化したしました。

今後，県教育委員会においては，この計画に基づき，市町村，学校，家庭，地域，企業やNPO法人等との連携を図りながら，計画の着実な推進に努めてまいります。

終わりに，この計画の策定に当たり貴重な御意見・御提言をいただきました「鹿児島県教育振興基本計画検討委員会」委員や県民の皆様に深く感謝を申し上げます。

平成31年2月

鹿児島県教育委員会

本計画における学校等の表記について

小学校：小学校，義務教育学校の前期課程

中学校：中学校，義務教育学校の後期課程

小・中学校等：小学校，中学校，義務教育学校

小・中・高等学校等：小学校，中学校，義務教育学校，高等学校

公立学校：公立の小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，特別支援学校

公立幼稚園を含む場合：公立学校（幼稚園を含む）

私立学校：私立の幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

鹿児島県教育委員会は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本県の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画として、平成21年2月に「鹿児島県教育振興基本計画」（以下、第1期計画という。）を策定しました。

第1期計画では、10年後を見据えた教育の姿として、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標に掲げ、①知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間、②伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間という2つの人間像の育成を目指して、5年間に取り組む施策を総合的・体系的に示し、取組を進めてきました。

平成26年2月には、第1期計画における取組の成果と課題を踏まえ、中長期的展望に立って引き続き本県の実情に応じた教育行政を推進するため、第2期計画を策定し、この計画に基づき、総合的かつ計画的に施策に取り組んでいるところです。

平成30年6月に国は第3期教育振興基本計画を閣議決定し、人生100年時代や超スマート社会（Society5.0）の到来に向け、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化を今後の教育政策の中心課題に据えて取り組む必要があるとの考え方の下、国の第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育施策の在り方を示しました。

本県では、平成30年3月に「かごしま未来創造ビジョン」を策定し、教育も含めた、おおむね10年後を見据えた中長期的な観点から、鹿児島を目指す姿や施策展開の基本方向などを示したところです。

県教育委員会では、国の第3期計画を参酌し、県の第2期計画の取組の成果やかごしま未来創造ビジョンを踏まえ、第3期県教育振興基本計画を策定します。

2 計画の基本的な考え方

この計画は、教育基本法第17条第2項に定める、本県の実情に応じた教育振興の施策に関する基本的な計画として、国の第3期教育振興基本計画を参酌し、かごしま未来創造ビジョンや現行計画の進捗状況などを踏まえ、平成31(2019)年度以降の10年後を見据えた本県教育の目指す姿を示すとともに、その実現に向けて、平成31(2019)年度からの5年間に取り組む具体的な施策を体系化して示します。

計画の対象とする分野は、学校教育、社会教育、スポーツなどの教育委員会所管事項に関すること、私立学校に関すること、県立短期大学に関すること、文化・芸術に関することなどです。

第2章 本県教育を取り巻く環境

1 これまでの取組の成果

第2期計画（平成26年度～平成30年度）では、第1期計画から引き続き「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標に、5つの本県教育施策の方向性のもと、35の施策を体系化して取り組んできました。

その間、本県独自の給付型奨学金や離島生徒大会参加費助成事業の創設、県立学校施設の耐震化、高校のある全ての離島に特別支援学校高等部支援教室の設置、高校生ビブリオバトル大会の開催、かごしま青年塾の開講、家庭教育支援条例に基づく家庭教育の充実などの取組を進めてきたところです。

計画の進捗状況については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく事務の点検・評価を活用し、毎年度、教育に関し学識経験を有する方々の意見を聞くなどして施策ごとの評価を行い、その結果を議会に提出するとともにホームページで公表しています。

直近の平成29年度の評価においては35の施策のうち33施策が「事業の継続・充実が必要である」という評価の一方、「教職員の資質向上」「競技スポーツの推進」の2施策は「事業の一部見直しが必要である」という評価になりました。

また、第2期計画に掲げた数値目標のうち平成30年9月時点で評価可能な36の数値目標のうち、県立の青少年社会教育施設における年間利用者数や学校支援ボランティアの登録者数、家庭教育学級の参加者数、県立博物館の年間利用者数など25項目については目標を達成しており、全国学力・学習状況調査における平均正答率や全国体力・運動能力、運動習慣等調査での数値など11項目については目標を達成できませんでした。

こうした取組の成果や課題、以下の社会状況を踏まえて、第3期計画を策定する必要があります。

2 社会状況

(1) 人口減少や少子高齢化の進行

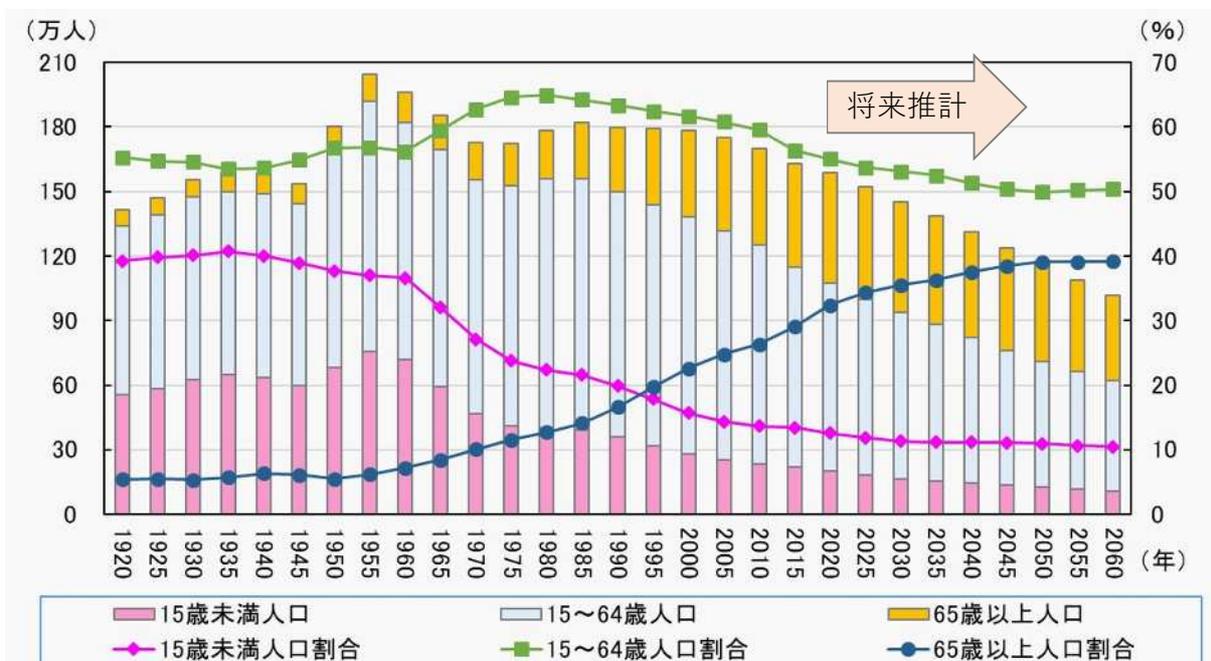
本県の人口は、長期的な出生数の減少及び県外への転出者の影響により、1990年（平成2年）の約179.8万人から一貫して減少を続け、2010年（平成22年）には約170.6万人、2015年（平成27年）には約164.8万人となっています。更に今後も急速な人口減少が続く、30年後の2045年には、約40.9万人減少し、約123.8万人になると予想されています。

2015年の国勢調査では、本県の15歳未満の人口は約22万人で、県人口の13.4%を占めていますが、2045年には約13.7万人、県人口に占める割合は11.1%と予想されています。

一方、65歳以上の人口の県人口に占める割合は、2015年の29.1%から2045年には38.5%になることが予想されています。

このような人口減少や少子高齢化の著しい進行により、コミュニティの崩壊、産業の衰退、文化の消滅などが懸念されることから、地域活力の維持・向上を図るため、各自治体は定住促進や企業誘致などの地方創生の取組を進めています。

年齢3区分別人口の推移【県】



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

※2045年以降は社人研推計に基づき、まち・ひと・しごと創生本部が推計

(2) 高度情報化の進展

2030年頃には、第4次産業革命とも言われる、IoT やビッグデータ、AI 等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society5.0）の到来が予想されています。研究・開発・商品化から普及までのスピードも加速化しているとの指摘もあり、次々に生み出される新しい知識やアイデアが組織や国の競争力を大きく左右していくことが想定されます。

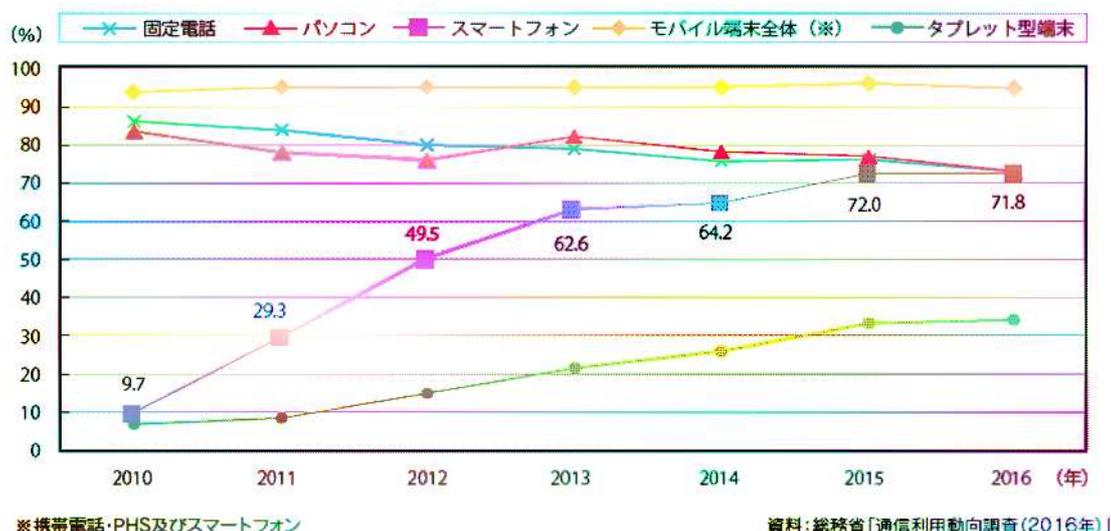
技術革新の進展により、今後10年～20年後には日本の労働人口の相当規模が技術的には AI やロボット等により代替できるようになる可能性が指摘されている一方で、これまでになかった仕事新たに生まれることが考えられます。今後、いわゆるメンバーシップ型雇用からジョブ型雇用への移行や労働市場の流動化が一層進展することも予想されています。

このような技術革新に対応できる人材育成を図るとともに、最先端の情報技術を生み出し、それを実践的に活用することのできる人材や現場レベルの改善・革新を牽引し、高付加価値のモノやサービスを生み出すことができる人材等を育成することが求められています。

また、我が国の2016年におけるスマートフォンの世帯保有率は7割を超え、社会生活に浸透してきており、誰でも手軽で迅速に双方向で情報を受発信することができる「ソーシャルメディア」が社会生活の基盤となりつつある一方で、子どもたちが SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用した犯罪に巻き込まれたり、意図せず犯罪に加担したりしてしまうなど、子どもの安全が脅かされる事態も生じています。

さらに、あらゆる世代において、情報活用能力（情報リテラシー）を身に付けるとともに、他人のプライバシーや個人情報の安全保護などに関する情報モラルを育成することも必要となっています。

主な情報通信機器の保有状況（世帯）の推移【全国】



インターネット接続機器の所持率【県】（公立学校）

ここでいうインターネット機器とは、携帯電話(スマートフォンを含む)、ゲーム機、パソコン、タブレット型端末、携帯音楽プレーヤー等、インターネットに接続できる機器を指す。

※ 全回答者数に対する割合(%)

	自分専用	家族共用を使用	所持又は使用	未所持・未使用
小学校	40.6	49.1	89.6	10.4
中学校	55.6	39.9	95.5	4.5
高等学校	96.4	2.9	99.3	0.7
特別支援学校	38.0	33.8	71.8	28.2

資料：(県教委) 平成30年度「インターネット利用等に関する調査」結果（保護者対象）

(3) グローバル化の進展

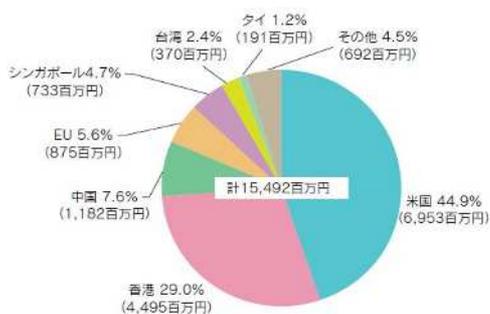
あらゆる場所でグローバル化は加速し、情報通信や交通分野での技術革新により、人間の生活圏も広がっています。また、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっており、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題など、地球規模の人類共通の課題が増大する中、我が国には、それらの課題の解決に積極的に取り組むことが求められています。

世界経済は、世界的なサプライチェーンや金融システムの発達などにより相互依存がこれまで以上に強まっており、各国の各産業がグローバルバリューチェーンの中に組み込まれていく流れにあります。

また、アジアをはじめとするいわゆる新興国が急速に経済成長し、国際社会における存在感が増しており、欧米のみならず、アジアも世界経済の中心的役割を担うこととなるとみられています。

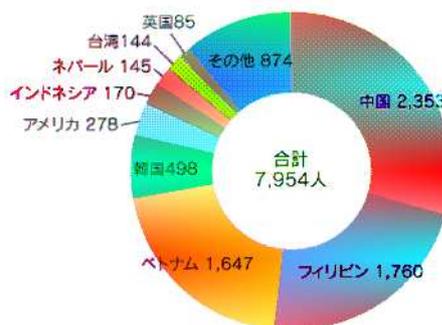
社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化しており、国境を越えた地域間・企業間の競争は一層激化することが懸念され、人材の流動化、人材獲得競争や、国内生産拠点の海外展開などに伴う国内産業の構造変化、海外需要の取り込みといった対応が求められるようになっていきます。

県農林水産物の国・地域別の輸出割合（2016年度）



資料：県環境林務部 県商工労働水産部 県農政部

国籍別在留外国人数(2016年)【県】



資料：法務省「在留外国人統計」

(4) 子どもの貧困など社会経済的課題

我が国の「子どもの貧困率」は、2015年は13.9%となっています。

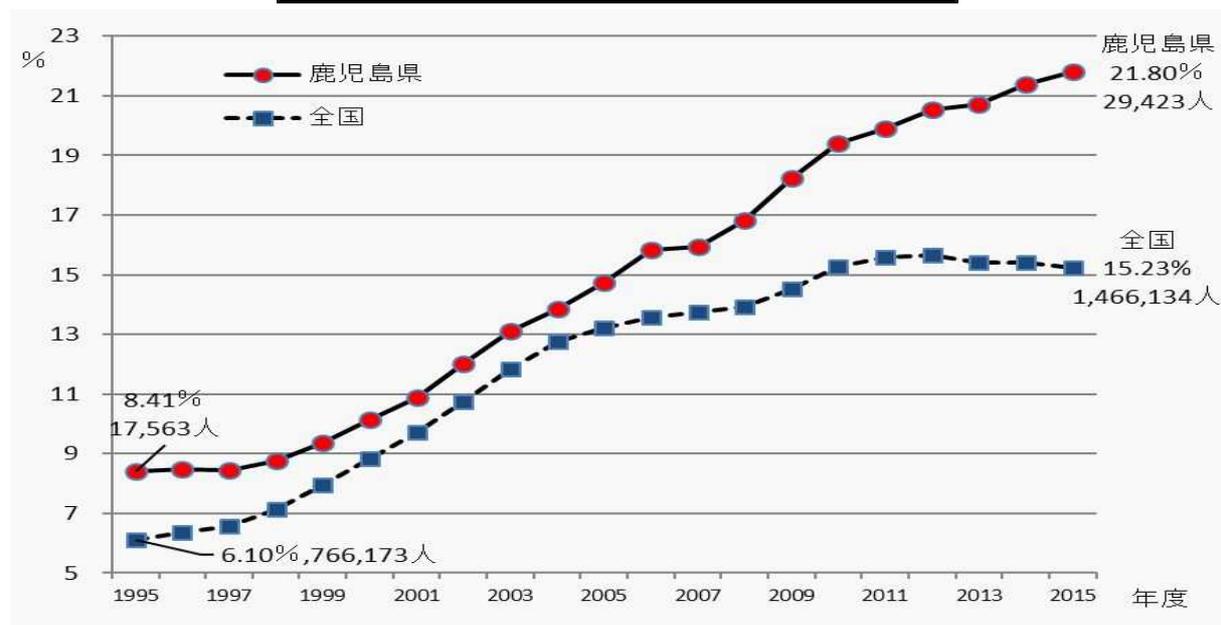
子どもの貧困は、相対的貧困率について改善が見られるものの、引き続き大きな課題となっています。

専門学校等も含めた高等教育機関全体への進学率は約8割となっている中で、家庭の社会経済的背景（家庭の所得、保護者の学歴など）と子どもの学力や4年制大学への進学率には相関関係が見られることを指摘する研究もあります。

また、県が2016年度に実施した「かごしま子ども調査」では、「経済的理由により子どもの学習意欲に答えられなかったことがある」、「経済的理由により医療機関の受診をためらったことがある」といった割合が、低所得世帯ほど高い結果となっています。

子どもの貧困や格差問題に対して対策を講じなければ、2030年以降も貧困の連鎖、格差の拡大・固定化が生じる可能性があります。

小・中学校の要保護及び準要保護児童生徒数の割合



資料：文部科学省

(5) 地球規模での環境問題

世界規模での人口増加，経済成長に伴う産業活動の拡大や生活水準の上昇は，エネルギー消費量の増大による地球温暖化，オゾン層の破壊，生態系の変化といった地球規模での深刻な環境問題を引き起こしています。

中でも，地球温暖化については，主に石油などの化石燃料の大量消費により排出された二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの影響とされていますが，今後も化石燃料に依存した社会が継続すると，21世紀末には，平均気温が1.1～6.4℃，平均海面水

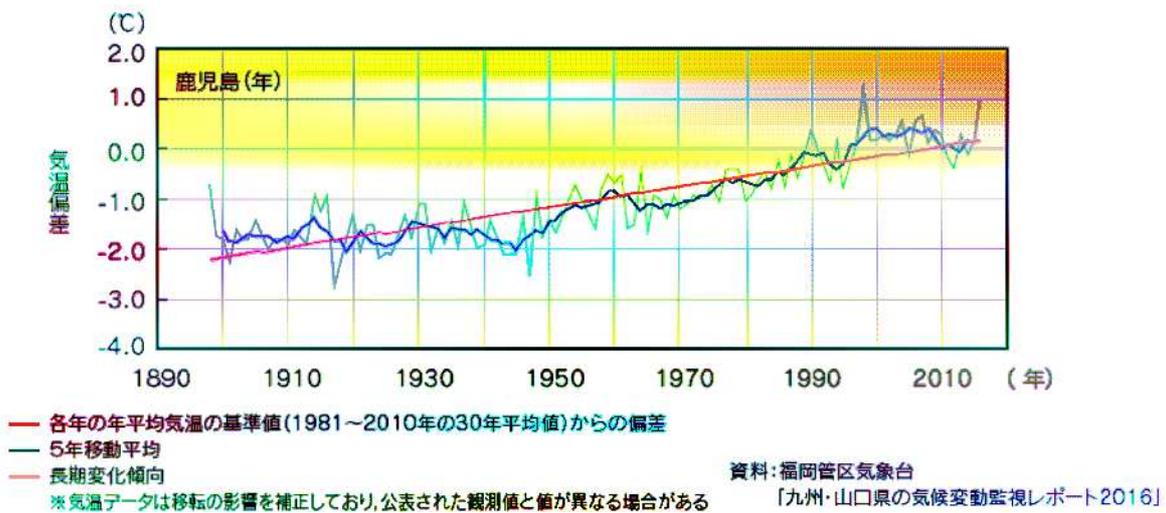
位が18cm～59cm上昇するなどの予測も示されており、また、世界的な気候変動により、異常高温や集中豪雨といった異常気象の増加や生態系の変化が懸念されています。

温暖化に伴う気候変動の影響に対処するためには、温室効果ガスの排出抑制等だけではなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して適応できる社会の構築を進めることが重要です。

また、循環型社会の形成に向けて、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会の在り方やライフスタイルを見直し、限られた資源を繰り返し使うことのできる物質循環の確保など、環境への負荷をできる限り低減する取組が求められています。

さらに、生物多様性は、食料生産だけではなく自然災害の被害軽減、レクリエーションの場の提供といった様々なサービスや、食や文化に根ざした魅力ある地域づくりの基盤であり、そのような豊かな自然の恵みを将来にわたって享受することのできる自然共生型社会の実現が望まれます。

鹿児島県の年平均気温の経年変化（1898～2016年）



国の特別天然記念物指定数

順位	都道府県名	指定数
1	鹿児島	6
2	北海道	5
3	岩手	4

鹿児島県の天然記念物

- 1 鹿児島県のツルおよびその渡来地
- 2 喜入のリュウキュウコウガイ産地
- 3 蒲生のクス
- 4 鹿児島県のソテツ自生地
- 5 屋久島スギ原始林
- 6 枇榔島亜熱帯性植物群落

(6) 価値観やライフスタイルの多様化

人々の価値観が「物の豊かさ（経済的な豊かさ）」より「心の豊かさ（精神的な豊かさ）」を、「集団」より「個人」の個性を重視する傾向が高まるなど、多様化しています。こうした価値観の多様化や高齢化、女性の社会進出などにより、個人のライフ

第2章 本県教育を取り巻く環境

スタイルも多様化しています。

また、戦後の急速な高度経済成長を遂げる中で、世代間の価値観の差の拡大や、核家族化の進行、人々の移動性・流動性の高まりなどを背景に、地縁や血縁といった伝統的なつながりが希薄化してきています。

さらに、物質的に成熟した社会において、人々が個人の自由を求める中で、地域の人と人とのつながりは弱まり、地域への帰属意識は低下するなど、地域社会の脆弱化が進行し、高齢者や困難を抱えた親子などが地域で孤立するという深刻な状況も生じています。

家庭の状況に目を向ければ、三世帯世帯の割合が低下し、一人親世帯の割合が上昇傾向にあります。子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要ですが、このような世帯構造の変化や地域社会の変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも、身近に相談できる相手がいないといった家庭教育を行う上での課題も指摘されています。

一方、本県は、子どもや高齢者を対象としたボランティア活動を行う人の割合が全国上位であるなど、地域で支え合う仕組みが残っていると同時に、地域づくりなど社会的な課題に住民が自発的・自立的に取り組む NPO 法人数は、人口当たり全国4位と高い水準にあります。

持続可能な地域社会を形成するためには、こうした本県の特徴を生かし、子育て支援や高齢者支援などの身近な生活課題を地域で解決する取組も必要となっています。

ボランティア活動の種類別行動者率の全国順位

○子供を対象とした活動

順位	都道府県	行動者率 (%)
	全 国	8.4
1	石 川 県	11.0
2	滋 賀 県	10.8
3	鹿 児 島 県	10.7
4	山 形 県	10.4
5	福 井 県	10.2
	岐 阜 県	10.2
	沖 縄 県	10.2

○高齢者を対象とした活動

順位	都道府県	行動者率 (%)
	全 国	3.8
1	長 野 県	6.0
2	鹿 児 島 県	5.8
3	富 山 県	5.5
	島 根 県	5.5
5	山 形 県	5.4

※過去1年間(2015年10月20日～2016年10月19日)
該当する活動を行った人(10歳以上)の10歳以上人口に占める割合

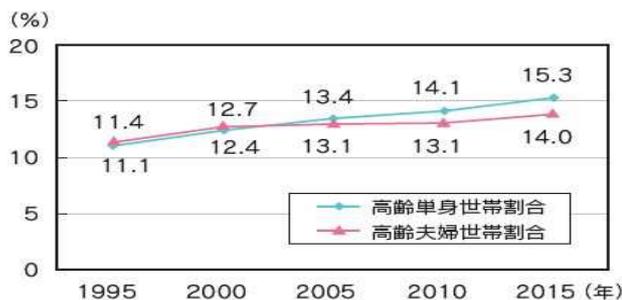
資料:総務省「社会生活基本調査(2016年)」

人口10万人あたりのNPO法人数

順位	都道府県名	NPO法人数
1	東京都	69.88
2	山梨県	56.52
3	京都府	52.91
4	鹿児島県	52.89
5	鳥取県	49.51
	全都道府県平均	40.74

資料:県民生活局

一般世帯に占める高齢世帯の割合の推移



資料:総務省「国勢調査」

(7) 地方分権の進展

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマです。

これまでの地方分権改革の取組により、地方公共団体の自主性・自立性の拡大は一定程度進んだ一方で、我が国を取り巻く社会経済情勢は大きく変化し、地域社会における諸課題は複雑化・多様化しており、地方公共団体の果たす役割は大きくなっています。

本県においても個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、地方分権改革を一層推進していく必要があります。

地方分権改革の進展に伴い、市町村の果たす役割と責任も大きくなる一方で、中山間地域や離島等の条件不利地域の市町村を中心に、行政サービスを持続可能な形で提供していくことが課題となっています。

人口減少社会において、高齢化や人口の低密度化等により行政コストが増大する中で、地方公共団体間の連携により、限られた資源を有効に活用し、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくことがこれまで以上に求められています。

こうした中であって、広域自治体としての都道府県が果たす役割は重要であり、市町村間の広域連携が困難な地域においては、県と市町村が一体となって対応していくことも求められています。

3 本県の子どもたちを取り巻く現状と課題

(1) 児童生徒数の減少・学校規模

本県の児童生徒数は減少を続けており、この傾向は当面の間継続します。

法令上、学校規模の標準は、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」とされていますが、本県では、児童生徒の減少傾向や離島・へき地にある学校が多いということから、平成30年度において、12学級を下回る小学校が全体の75%、中学校が78%を占めるなど小規模の学校が多くなっています。さらに、複式学級の割合も全国平均を大きく上回っており、1学級当たりの児童生徒数については、全国平均を下回っている状況です。

小規模校では、一人一人の状況が把握しやすく、きめ細やかな指導^{かんよう}ができるなどの少人数を生かした指導ができるなどの利点があるものの、社会性の涵養、多様な考えに触れる機会が少ない、クラス替えができない、切磋琢磨する教育活動ができない、教職員配置等教育環境の整備が不十分な点もあるとの指摘もなされています。

一方で、過疎化・少子高齢化が進行する本県にあつては、学校が地域のコミュニティの核として、防災や地域交流の場など多様な機能も併せもっています。

公立小・中学校の統廃合は、その設置者である市町村が主体的に行うものであり、その検討は、学習面、スポーツ面、人間関係の面等、児童生徒に好ましい教育環境を提供することを第一として、地域の実情に応じて、住民の理解と協力を得ながら進められるものであると考えます。

国は、公立小・中学校の設置者である市町村が、学校統合の適否又は小規模校を存置する場合の充実策等を検討する際や都道府県教委が市町村に助言等を行う際の留意点をまとめた手引を、平成27年1月に策定・公表しました。

今後、各市町村において、この手引が主体的な検討の参考資料として活用され、地域の実情に応じた活力ある学校づくりの検討・実施が適切に行われることと考えています。

また、公立高等学校については、大幅な生徒減少が進む中、高校教育の専門性や教育水準の維持向上を図るために、平成15年度に、かごしま活力ある高校づくり計画を策定し、平成16年度から22年度にわたり、9地域、19校を再編整備し、18校を廃止し、8校を新設しました。

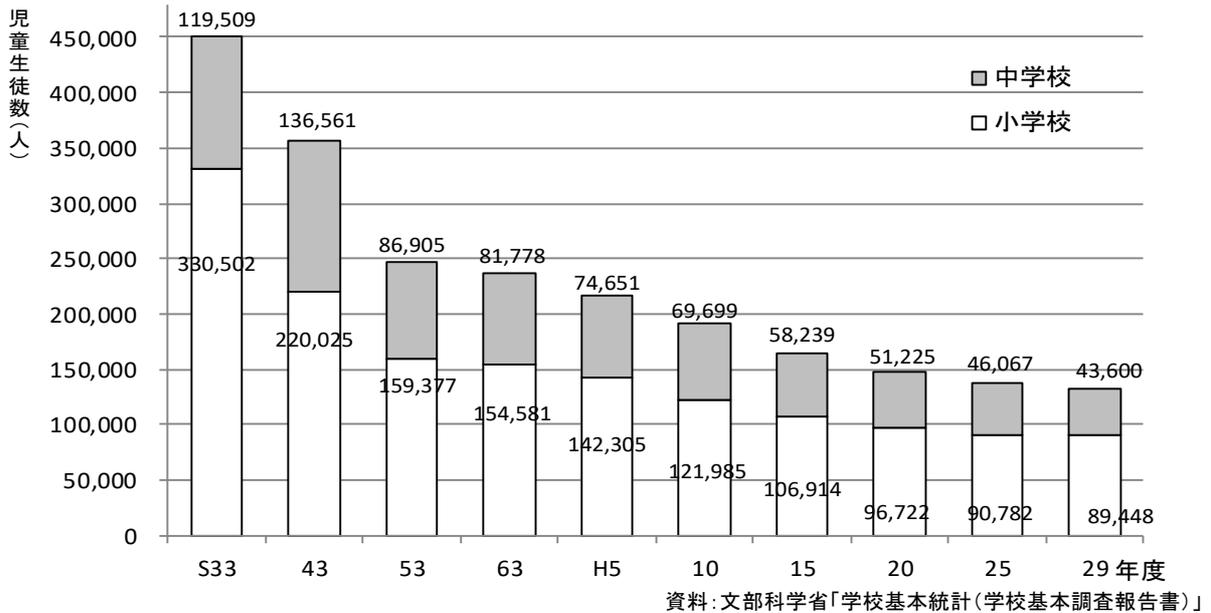
また、平成23年度には、大隅地域の公立高校の在り方検討委員会を設置し、高校教育の充実・振興に地域振興という新たな視点を加えた検討を行い、その取りまとめを受け、5校の廃止を決定し、平成26年4月に曾於高校、平成27年4月に楠集中高一貫教育校を開校しました。

この結果、平成16年度に81校あった公立高等学校は現在68校となっています。

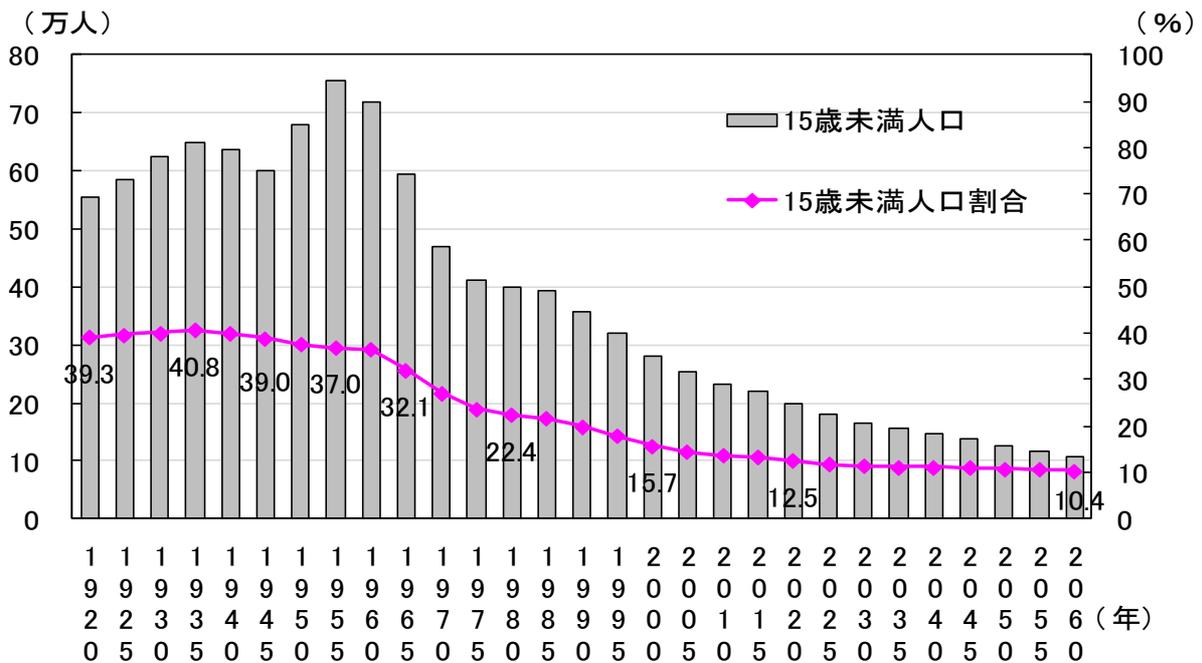
一方で、1学年2～3学級規模の小規模校の割合は、公立高校全体の約半数にまで増え、さらに、今後9年間で、中学校卒業予定者数が約400人減少することが予想され、県立高校の再編整備は避けて通れない喫緊の課題となっています。

再編整備に当たっては、各学校や地域の実情がそれぞれ異なることから、画一的に対応するのではなく、地域の実情を考慮しながら、地元と十分協議し、個別に検討していく必要があります。

児童生徒数の推移



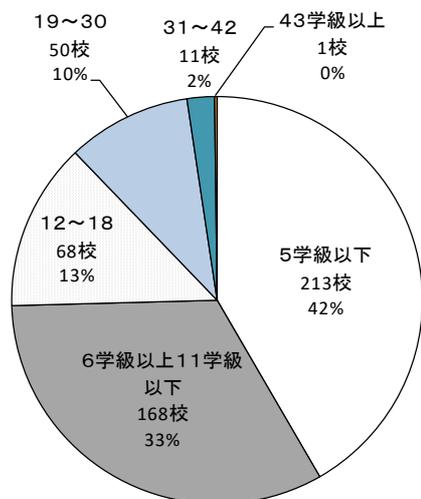
15歳未満人口の推移・将来推計



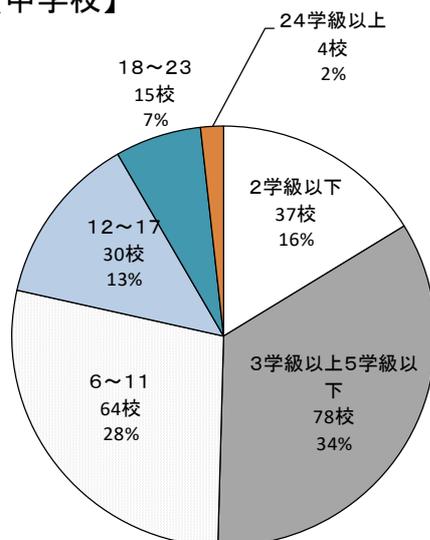
資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

学校規模別にみた学校数(公立小・中学校)

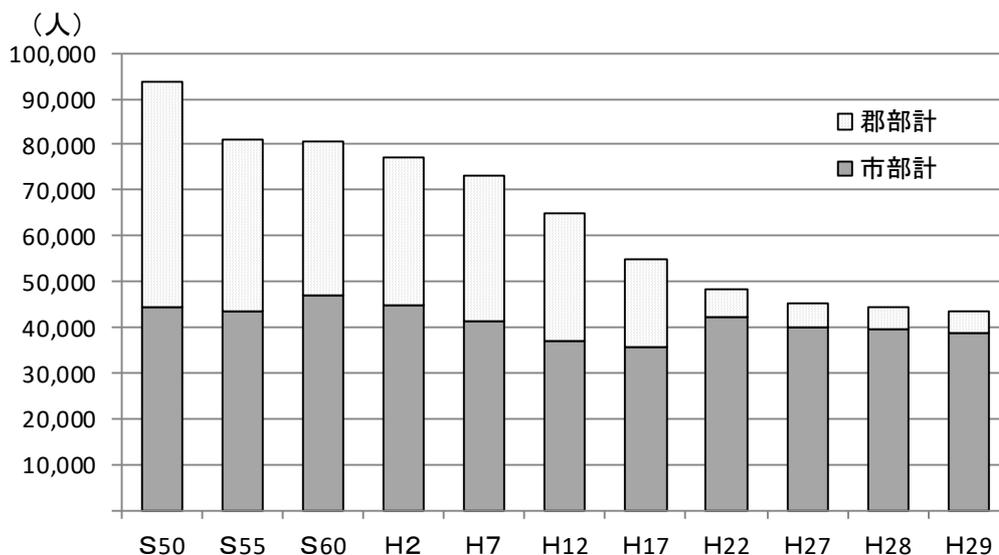
【小学校】



【中学校】



地区別児童生徒数の推移(公立中学校)



中学校卒業予定者の推移

	30.3 卒業生	31.3 中3	32.3 中2	33.3 中1	34.3 小6	35.3 小5	36.3 小4	37.3 小3	38.3 小2	39.3 小1
県全体	15,625	15,449	15,138	14,888	15,113	15,166	15,362	15,155	15,245	15,209
対前年度増減	▲ 333	▲ 176	▲ 311	▲ 250	225	53	196	▲ 207	90	▲ 36
対30.3増減	-	▲ 176	▲ 487	▲ 737	▲ 512	▲ 459	▲ 263	▲ 470	▲ 380	▲ 416

※ 平成31年度以降は、平成30年5月1日現在の小・中学校在籍者数である。

資料：文部科学省「平成30年度学校基本統計速報（学校基本調査の結果速報）」

国公立小学校における1学校当たりの児童数等

(各年5月1日現在)

年度	1学校当たりの児童数			1学級当たりの児童数			教員1人当たりの児童数		
	順位	都道府県	児童数	順位	都道府県	児童数	順位	都道府県	児童数
27	1	高知	145.7	1	高知	17.5	1	島根	11.1
	2	島根	167.9	2	島根	17.8	2	高知	11.4
	3	鹿児島	167.9	3	徳島	18.5	3	徳島	11.7
	4	徳島	176.4	4	鳥取	18.9	4	鳥取	11.9
	5	和歌山	180.9	5	鹿児島	19.6	5	鹿児島	12.3
	全国		317.6	全国		24.0	全国		15.7
28	1	高知	145.3	1	高知	17.3	1	島根	11.0
	2	鹿児島	170.1	2	島根	17.7	2	高知	11.3
	3	島根	170.7	3	徳島	18.4	3	徳島	11.6
	4	徳島	174.9	4	鳥取	18.9	4	鳥取	11.8
	5	和歌山	177.8	5	鹿児島	19.5	5	鹿児島	12.3
	全国		319.2	全国		23.9	全国		15.5
29	1	高知	144.0	1	高知	17.0	1	島根	11.0
	2	島根	171.0	2	島根	17.6	2	高知	11.2
	3	鹿児島	172.8	3	徳島	18.3	3	徳島	11.6
	4	和歌山	178.3	4	鳥取	18.8	4	鳥取	11.7
	5	徳島	179.8	5	鹿児島	19.2	5	和歌山	12.1
	全国		320.9	全国		23.6	6	鹿児島	12.2
						全国		15.4	

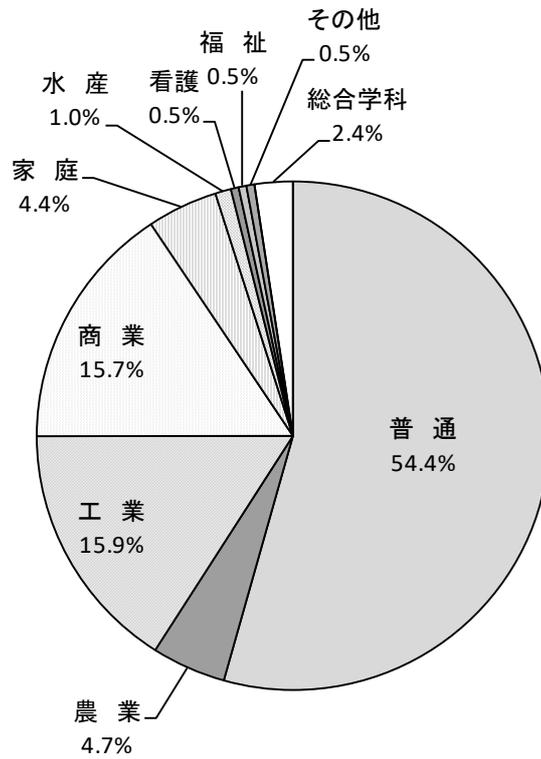
国公立中学校における1学校当たりの生徒数等

(各年5月1日現在)

年度	1学校当たりの生徒数			1学級当たりの生徒数			教員1人当たりの生徒数		
	順位	都道府県	生徒数	順位	都道府県	生徒数	順位	都道府県	生徒数
27	1	高知	148.8	1	島根	22.3	1	高知	9.0
	2	島根	187.6	2	高知	22.5	2	島根	9.8
	3	鹿児島	197.7	3	秋田	23.1	3	鳥取	10.8
	4	和歌山	203.2	4	鳥取	23.5	4	鹿児島	11.0
	5	長崎	205.3	5	北海道	23.6	5	徳島	11.0
	全国		330.5	23	鹿児島	26.7	全国		13.7
28	1	高知	146.0	1	島根	21.5	1	高知	8.8
	2	島根	183.6	2	高知	22.3	2	島根	9.6
	3	鹿児島	194.4	3	秋田	22.8	3	鳥取	10.7
	4	和歌山	199.8	4	徳島	23.1	4	徳島	10.7
	5	長崎	201.0	5	鳥取	23.3	5	鹿児島	10.8
	全国		327.4	22	鹿児島	26.2	全国		13.5
29	1	高知	140.1	1	島根	21.5	1	高知	8.6
	2	島根	178.9	2	高知	21.8	2	島根	9.4
	3	鹿児島	193.0	3	徳島	23.0	3	徳島	10.5
	4	和歌山	193.7	4	秋田	23.0	4	秋田	10.5
	5	長崎	194.5	5	山口	23.4	5	鳥取	10.6
	全国		322.8	20	鹿児島	25.5	6	鹿児島	10.6
			全国		27.8	全国		13.3	

資料:「教育行政基礎資料」学校基本調査に基づく数値により算出

全日制学科別生徒数の割合



学科別生徒数

全 日 制(30,444人)

(平成30年入学式当日現在)

普通	農業	工業	商業	家庭	水産	看護	福祉	その他	総合学科
16,552	1,419	4,854	4,773	1,352	309	143	151	155	736

(注)普通科には理数科, 文理科, 情報科学科, 文理科学科, 体育科, スポーツ健康科, 音楽科, 美術科を含む。その他は, 生活情報科。

定 時 制(139人)

普通	商業
66	73

(2) 学力

本県の公立小中学生の学力は、毎年度、国が実施している「全国学力・学習状況調査」の結果において、ほとんどの教科で全国平均を下回っている状況です。

学力差については、全国的に縮小傾向にあると言われていています。一方、本県においては、継続して思考力、判断力、表現力等に課題がある状況です。

今後とも、基礎的な知識や技能の確実な定着を図ることはもとより、知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力や判断力、表現力等を身に付けさせることが必要です。

子どもたちの学力向上には、教員の指導力の向上が必要であり、様々な施策を通じて、教員が教え込む授業から、児童生徒が自ら考え、主体的・対話的に取り組む授業への転換などに努めてきました。

学習状況調査において、基礎学力の定着を図るためには家庭での学習が不可欠なことから、小学校60分、中学校90分を目安として一定の学習時間を確保する「家庭学習60・90運動」を展開しています。平成30年度の全国学力・学習状況調査の結果では、月曜日から金曜日の一日当たりの学校の授業以外での学習時間について、1時間以上と回答した割合が小学生で72.6%、中学生で75.8%となっており、小・中学校ともに全国平均を上回っています。

同調査において、「算数・数学、理科で学習したことが将来、社会に出たときに役に立つと思う」と回答した児童生徒の割合は、算数・数学については、小学校89.6%、中学校76.8%、理科については、小学校72.4%、中学校56.7%となっており、「算数・数学、理科の勉強は大切だと思う」と回答した児童生徒の割合は、算数・数学は小学校92.1%、中学校86.9%、理科は小学校85.3%、中学校73.0%となっています。

また、多くの児童生徒が、社会参画に対する関心・意欲やボランティアへの意識が高く、人の役に立ちたいという強い思いをもって将来の夢や目標を描き、前向きに取り組んでいます。(P18参照)このような本県の子どもたちの良さを認めるとともに、学習に対する意欲を高め、学力の向上につなげていかなければなりません。

高校においては、生徒の将来の夢や進路希望を実現するため、それぞれの学校で、進学や就職に対応できる学力の向上が求められています。

そのためには、義務教育段階の学習の成果を踏まえて、卒業までに生徒が確実に身に付けるべき資質・能力を育成することが必要です。

各学校は、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、それぞれの教育目標に基づいた特色ある教育課程を編成して着実に実施し、妥当性の高い多様な測定ツールにより生徒の基礎学力の定着度合いを測り、生徒自身の学習や授業改善に生かすことで生徒の更なる学力の伸長を図ることが必要です。

なお、国は、社会構造が急速にかつ大きく変革する中であって、多様な人々と協力

第2章 本県教育を取り巻く環境

しながら主体性をもって人生を切り開いていく力が重要であり，こうした資質・能力を育むことができるよう，高等学校教育，大学入学者選抜，大学教育の三位一体の改革を目指す，高大接続改革を行っています。

この改革では，「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「主体的に学習に取り組む態度」という，いわゆる学力の3要素を初等中等教育から高等教育まで一貫して育成することとされています。

大学入試改革については，新たな記述式問題や英語の外部検定試験等の導入が検討されており，これらへの対応が求められています。

全国学力・学習状況調査の結果概要

(1) 小学校平均正答率（正答率については平成28年度から整数値で表記，中学校も同様）

(%)

学年	教科		平成30年度			平成29年度		
			県平均正答率	全国平均正答率	(参考) 全国平均との差(*)	県平均正答率	全国平均正答率	(参考) 全国平均との差
小学校 (6年)	国語	A	70	71	-1	75	75	0
		B	53	55	-2	55	58	-3
	算数	A	64	64	0	79	79	0
		B	49	52	-3	45	46	-1
	理科		59	60	-1	63.4	60.8	2.6

※ 理科は小，中ともに，平成27年度

(2) 中学校平均正答率

(%)

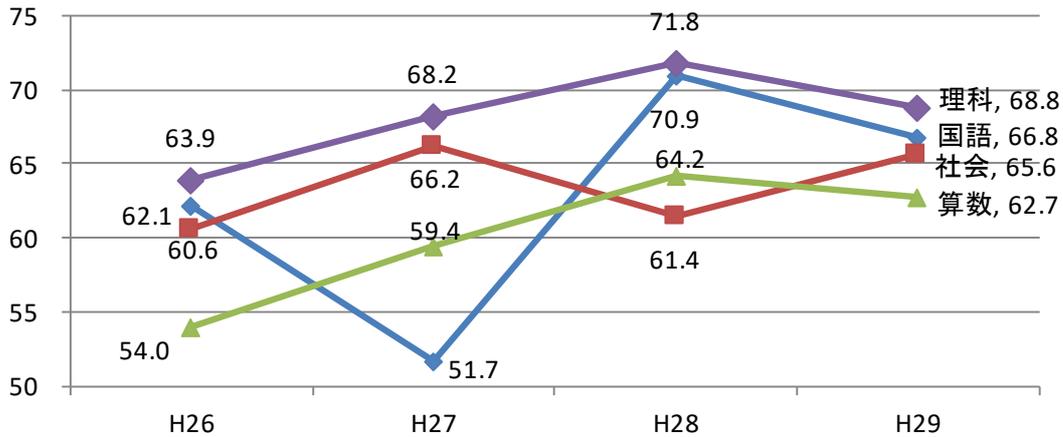
学年	教科		平成30年度			平成29年度		
			県平均正答率	全国平均正答率	(参考) 全国平均との差(*)	県平均正答率	全国平均正答率	(参考) 全国平均との差
中学校 (3年)	国語	A	75	76	-1	75	77	-2
		B	58	61	-3	70	72	-2
	数学	A	64	66	-2	61	65	-4
		B	45	47	-2	46	48	-2
	理科		65	66	-1	51.9	53.0	-1.1

(*) 別々に四捨五入された県平均正答率・全国平均正答率の差であるため，実際の差を四捨五入した場合と数値が異なる場合もある。

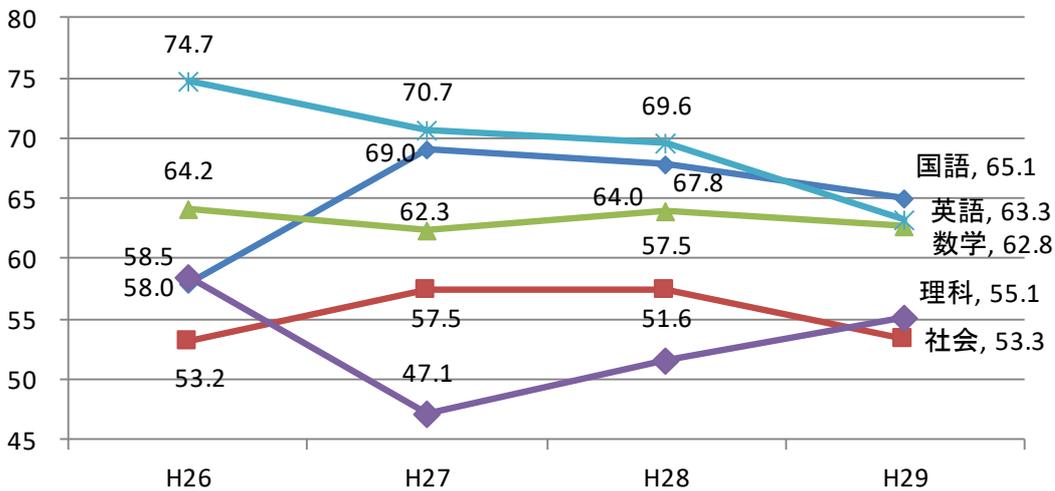
3 本県の子どもたちを取り巻く現状と課題

鹿児島学習定着度調査

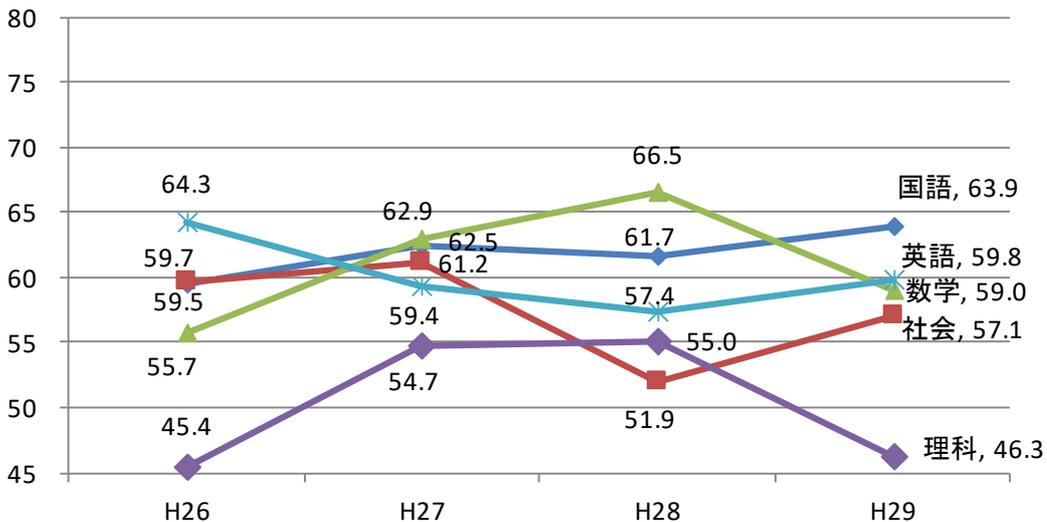
〈小学校5年平均通過率〉



〈中学校1年平均通過率〉



〈中学校2年平均通過率〉



全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の結果概要

本県が全国平均を上回る主な質問項目
 本県、全国の数値は、基本的に肯定的な回答(「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」)をした児童生徒の割合(%)を示してある。

(1) 「児童質問紙」概要【小学校】

ア 生活に関すること

内 容		鹿児島	全 国	差
1	地域社会などでボランティア活動に参加したことがある	55.0	36.1	18.9
2	家で予習・復習やテスト勉強などの自学自習において、教科書を使いながら学習している	77.4	69.9	7.5
3	学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たり1時間以上、勉強をしている(学習塾で勉強している時間や家庭教師に教わっている時間も含む)	72.6	66.2	6.4
4	今住んでいる地域の行事に参加している	69.1	62.7	6.4
5	将来の夢や目標を持っている	88.2	85.1	3.1
6	家で、学校の授業の予習・復習をしている	65.3	62.6	2.7

イ 教科や授業に関すること

内 容		鹿児島	全 国	差
1	算数の勉強は好きである	68.1	64.0	4.1
2	理科で観察や実験を行うことは好きである	92.5	89.8	2.7

(2) 「生徒質問紙」概要【中学校】

ア 生活に関すること

内 容		鹿児島	全 国	差
1	地域社会などでボランティア活動に参加したことがある	61.3	51.8	9.5
2	今住んでいる地域の行事に参加している	50.9	45.6	5.3
3	学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たり1時間以上、勉強をしている(学習塾で勉強している時間や家庭教師に教わっている時間も含む)	75.8	70.6	5.2
4	家で、学校の宿題をしている	95.4	91.6	3.8
5	家で、学校の授業の予習・復習をしている	58.5	55.2	3.3
6	毎日、同じくらいの時刻に寝ている	76.8	74.2	2.6
7	学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日1時間以上の読書をする(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)	17.0	14.8	2.2

イ 教科や授業に関すること

内 容		鹿児島	全 国	差
1	理科の授業では、理科室で観察や実験を週1回以上行った	59.5	40.7	18.8
2	観察や実験を行うことは好きである	87.7	82.1	5.6
3	数学の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思う	76.8	72.9	3.9
4	数学の授業で問題の解き方や考え方が分かるようにノートに書いている	82.9	80.6	2.3

(3) 高校生の卒業後の進路

本県の高校生の卒業後の進路は、平成29年3月の卒業生（公立私立高卒者の合計。以下同じ。）で見ると、大学等への進学43.2%（全国54.7%）、専修学校等への進学27.4%（全国22.1%）、就職26.7%（全国17.8%）となっています。全国と比べて大学等の進学の割合が少なく、一方で就職や専修学校等への進学の割合が多くなっており、この傾向は平成20年度と比較しても大きな変化は見られません。

この背景には、本県の高等学校がその沿革から見ても地域産業との結びつきが強く、現在でも専門学科に在籍する生徒の割合が48.6%（全国21.6%）と多いという本県の特色があるものと考えられます。

大学等への進学の内訳を見ると、短期大学進学者の割合は減少し、4年制大学進学者は、平成25年3月の70.7%から平成29年3月の72.7%に増えています。

大学進学については、少子化の影響で、進学者の実数が減少していますが、国公立大学と私立大学の比率及び県内と県外の比率ともに、おおむね4：6で推移しています。平成29年3月卒業生の国公立大学進学者は大学進学者の40.3%に当たる1,870人で、このうち42.0%が県内の国立大学へ進学しています。

進学先の選定には、学力だけでなく、保護者の志向の変化や社会状況、経済状況等の様々な要因が関係しており、生徒一人一人に応じた生徒の将来の可能性をひらく指導の在り方が求められています。

就職については、就職内定率を見ると、平成25年3月の98.7%から平成30年3月には99.5%と上昇しており、景気回復傾向が伺えます。反面、本県においては、高等学校卒業3年後の離職率は、平成26年3月卒業生では43.7%（全国40.8%）となっており、平成25年3月卒業生の46.3%（全国40.9%）と比較すると、2.6ポイント改善しているものの、依然、全国平均より高い傾向が続いています。このような中で、個々の生徒の適性を見極め、適切な職業選択ができるよう指導に努めることが大切であり、しっかりとした職業観や責任感を身に付けた社会人として、生徒を送り出すことが求められています。

高等学校卒業後の進路状況

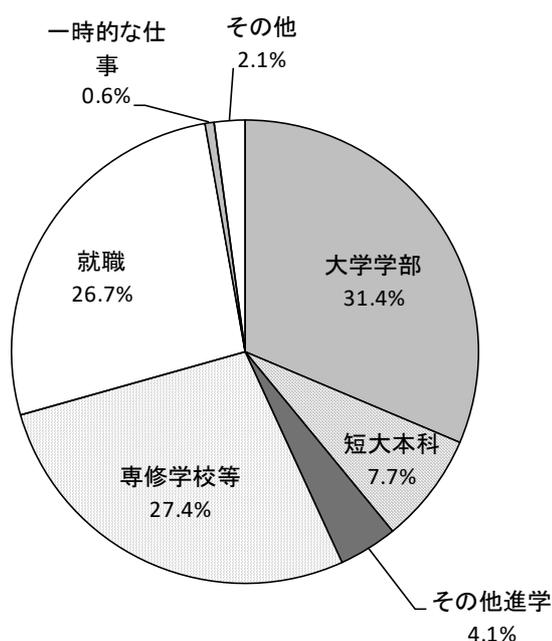
（平成29年3月 全日制・定時制計）

大学等進学率 43.2%（全国54.7%）

大学等進学者のうち4年制大学進学率
72.7%（全国90.3%）

就職率 26.7%（全国17.8%）

県外就職率 44.5%（全国18.8%）



(4) いじめ、不登校

平成29年度問題行動・不登校等調査によると、本県公立学校のいじめの認知件数は5,378件となっており、前年度よりやや減少していますが、引き続き、喫緊の課題と考えています。

いじめについては、どの学校・学級でも起こりうる重大な問題ととらえ、今後とも全ての学校が、家庭や地域との積極的な連携を強め、一件でも多く発見し、それらを解消するという基本認識のもと、積極的ないじめの認知といじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要があります。

また、スマートフォンをはじめとした様々なインターネット接続機器などの普及に伴う、ネット依存や SNS の利用によるトラブルなど新たな課題について、情報モラルの教育を徹底するなどの対応が必要です。

また、不登校については、平成29年度問題行動・不登校等調査では、2,381人となっています。

不登校の要因は一樣ではなく、無気力や不安といった本人に関する要因や、学校における人間関係、家庭に関することなどが複雑に関連しているとされており、個々の児童生徒の実態や心情に寄り添った丁寧な対応が必要です。

不登校の児童生徒の不安や悩みに適切に対応できるよう相談体制の充実を図るとともに、学校への復帰や社会的自立に向けて、家庭での過ごし方も含め、一人一人の状況に応じた個別支援計画をもとに、スクールカウンセラー¹等を活用しながら、家庭や地域、教育支援センター等の関係機関、フリースクール等の関係団体と連携し、継続的に対応する必要があります。

不登校の状況

(人)

校種	年度	鹿 児 島 県				前年比較	全 国		
		H26	H27	H28	H29		H28	H29	前年比較
小学校		225 (0.25)	289 (0.32)	307 (0.34)	294 (0.33)	-13	30,175 (0.5)	34,732 (0.5)	4,557
中学校		1,317 (2.89)	1,458 (3.22)	1,408 (3.16)	1,369 (3.14)	-39	98,956 (3.1)	104,295 (3.4)	5,339
高等学校		718 (2.19)	678 (2.13)	657 (2.09)	718 (2.30)	61	37,063 (1.6)	37,493 (1.7)	430
合計		2,260 (1.34)	2,425 (1.45)	2,372 (1.43)	2,381 (1.45)	9	166,194 (1.4)	176,520 (1.5)	10,326

※()は在籍率(不登校児童生徒数÷在籍児童生徒数×100)

1 スクールカウンセラー：臨床心理士など、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者。

暴力行為の状況

(件)

校種 \ 年度	鹿児島県					全国		
	H26	H27	H28	H29	前年比較	H28	H29	前年比較
小学校	5 (0.06)	6 (0.06)	3 (0.03)	6 (0.07)	3	22,246 (3.5)	27,696 (4.4)	5,450
中学校	63 (1.38)	87 (1.92)	58 (1.30)	42 (0.96)	-16	28,908 (9.2)	27,511 (8.9)	-1,397
高等学校	79 (2.41)	71 (2.23)	57 (1.81)	65 (2.08)	8	4,497 (1.9)	4,408 (1.9)	-89
合計	147 (0.87)	164 (0.98)	118 (0.71)	113 (0.69)	-5	55,651 (4.7)	59,615 (5.1)	3,964

※ 暴力行為とは、「対教師暴力」「生徒間暴力」「対人暴力」「器物損壊」を合わせた件数

いじめの認知件数の推移

(件)

校種 \ 年度	鹿児島県					全国		
	H26	H27	H28	H29	前年比較	H28	H29	前年比較
小学校	2,183	3,228	3,935	3,509	-426	234,333	311,322	76,989
中学校	2,034	1,855	1,345	1,214	-131	68,291	77,137	8,846
高等学校	840	883	643	620	-23	10,017	11,212	1,195
特別支援学校	37	31	48	35	-13	1,614	1,923	309
合計	5,094	5,997	5,971	5,378	-593	314,255	401,594	87,339

いじめの態様・発見のきっかけ

いじめの態様	平成28年度→平成29年度
① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	68.0%→61.4%
② 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりする。	24.3%→21.8%
③ 仲間はずれ、集団による無視をされる。	21.1%→18.2%

いじめ発見のきっかけ	平成28年度→平成29年度
① アンケート調査など学校の取組により発見した。	64.0%→57.1%
② 本人からの訴え	11.1%→17.9%
③ 学級担任が発見した。	15.8%→16.1%

保護者から見た子どもがインターネット利用上で困った(困っている)ことがある

全回答者数に対する割合(%)

	平成30年10月
小学校	8.4
中学校	12.8
高等学校	11.1
特別支援学校	7.6

(内容)

- ・「迷惑メールが増えた」
- ・「悪口やいやなうわさ話を書かれた」
- ・「SNS等の利用を通じて仲間外れにされたり、いやな思いをしたりしたことがある」など

資料：(県教委)平成30年度「インターネット利用等に関する調査」結果(保護者対象)

(5) 規範意識

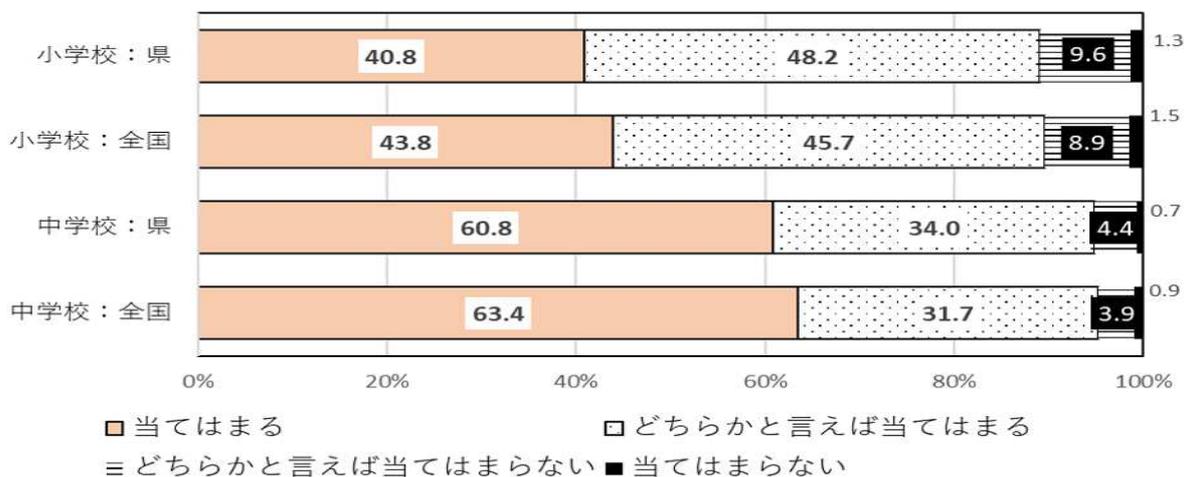
今日、本来子どもが身に付けるべき礼儀や生活習慣、社会的マナー等が十分に備わっていないことなどが指摘されています。

教育基本法においては、「個人の尊厳を重んじるべきこと」のほか、「公共の精神」や「伝統と文化の尊重」などが教育の目標とされ、学校教育法においても、公共の精神や規範意識、我が国や郷土を愛する態度等を養うことが明記されています。

平成30年度の全国学力・学習状況調査結果では、「学校のきまり・規則を守っている」と回答した本県児童生徒が、小学校で89.0%、中学校で94.8%となっています。

今後も、子どもたちが思いやりの心を持ち、豊かな人間性を備えるために、全教育活動を通して、規範意識の涵養^{かんよう}を図ることが必要です。

「学校のきまり・規則を守っていますか。」



資料：「平成30年度全国学力・学習状況調査」結果

(6) 基本的な生活習慣

子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動や調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切であり、昨今、このような基本的な生活習慣が十分に身に付いていないなどの指摘がなされています。

平成30年度の全国学力・学習状況調査結果では、「朝食を毎日食べる」と回答した割合が、小学校で84.0%、中学校で82.1%となっています。

また「毎日同じくらいの時刻に寝る」と回答した割合が、小学校で39.3%、中学校で38.0%、「毎日同じくらいの時刻に起きる」と回答した割合が、小学校で57.5%、中学校で57.7%となっています。

食生活の乱れや子どもの生活習慣の乱れは、健康の維持に悪影響を及ぼすだけでなく、生きるための基礎である体力の低下、気力や意欲の減退、集中力の欠如等精神面にも悪影響を及ぼすと言われています。

これら基本的な生活習慣の定着は、主に家庭での過ごし方によりますが、家庭における食事や睡眠などの乱れを個々の家庭や子どもの問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として地域が一丸となり、子どもの健やかな成長を期して学習意欲や体力の向上を図るための取組を推進することが必要です。

子どもたちが心身ともに健やかに育っていくためには、学校、家庭が連携し「家庭学習60・90運動」¹や「早寝早起き朝ごはん」²などの取組を通じて、適切な生活習慣を確立することが必要です。

さらに、携帯電話（スマートフォンを含む）については、小学生の16.2%、中学生の31.1%、高校生の95.4%が所有しています。今後、いわゆるネットいじめやネット依存などの諸問題に対応するために、各学校で情報モラル教育を充実させるとともに、家庭や地域並びに警察等の関係機関と連携した取組を推進していく必要があります。

1 家庭学習60・90運動：15ページ参照。

2 早寝早起き朝ごはん：日本PTA全国協議会と文部科学省等が中心になって「子どもたちの正しい生活リズムの確立」を目的に提唱し、平成18年度から始まった国民運動。

(7) 特別支援教育

平成19年度に特別支援教育が法的に位置付けられて10年余りが経過しました。

近年、特別支援教育に関する理解の浸透や教育的効果への期待などを背景に、全国的に、特別支援教育の対象となる幼児児童生徒の数は増加傾向にあり、本県でも同様の傾向にあります。

現在、障害のある全ての幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援や相談・支援体制の一層の充実を図ることが求められており、本県では、小・中・高等学校等の校内支援体制の充実や研修会の実施による教員の専門性の向上、就学・進学時の切れ目ない支援の推進、企業等と連携した就労支援などに取り組んでいるところです。

さらに、平成28年4月に施行された障害者差別解消法において、基礎的環境整備や合理的配慮の提供が義務付けられました。特に、合理的配慮については、本人及び保護者の要望に基づき、設置者、学校、本人及び保護者が実施可能な配慮について十分に話し合い、合意形成を図った上で、適切に提供していくことが必要です。

特別支援学校においては、幼児児童生徒の自立と社会参加に向けて教育機能を更に充実する必要があるとともに、地域の学校等における支援体制整備のために、特別支援教育に関するセンター的機能を一層発揮することが求められています。

特別支援学級と特別支援学校の在籍者の推移

(人)

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
特別支援学級 (在籍者数)	1,561	1,694	1,889	2,097	2,308	2,570	2,923	3,361	4,001	4,722
特別支援学校 (在籍者数)	1,780	1,841	1,883	1,928	1,972	2,002	2,055	2,085	2,172	2,236

(8) キャリア教育

今日、社会の様々な領域において構造的な変化が進行しており、特に、産業や経済の分野においてその変容の度合いが著しく大きく、雇用形態の多様化・流動化に直結しています。

こうした中で、子どもたちが、「働くことの喜び」や「世の中の実態や厳しさ」などを知った上で、将来の生き方や進路に夢や希望をもち、その実現を目指して、学校での生活や学びに意欲的に取り組めるようになることが必要です。

児童生徒が将来、社会人、職業人として自立していくためには、早い段階から自分の生き方について考えるきっかけを与えるとともに、コミュニケーション能力を育成することが重要です。小学校では、夢や希望をもち、目標に向けて努力する態度を育成すること、中学校では、様々な職業があることを理解させ、自らの適性について考えさせること、高等学校では、自らの進路について具体的に考えさせ、社会に出ていく準備を行うことなど、発達段階に応じたキャリア教育の充実が必要です。

今後、更にキャリア教育を推進するためには、様々な職場での体験学習・インターンシップ、企業経営者等による話を聞く体験をさせる機会の増加を図るとともに、事前・事後の学習を充実させ、その後の学習に生かす必要があります。また、キャリア教育に関する調査を通して、児童生徒の意識の高揚や心の変容を確認することが必要です。

(9) 体力や運動能力

児童生徒の体力や運動能力は、国が実施している「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」においては、近年、全国、本県ともに低下傾向に歯止めがかかっています。

同調査の本県の児童生徒の体力合計点は、年々上昇していますが、全国平均に達していない状況です。

体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」の重要な要素であることから、子どもの体力向上を図る必要があります。

また、体格については、身長・体重を全国と比較すると、身長は年齢層によりばらつきがありますが、ほぼ同様の傾向を示しており、体重は一部の年齢層において肥満傾向がみられます。

肥満の主な原因としては、食生活の乱れ、不規則な生活、運動習慣の欠如等が挙げられることから、今後、子どもたちに、望ましい食習慣や生活習慣等を身に付けさせることが必要です。

体力・運動能力調査等の結果を活用した体力向上の取組等により、公立小・中学校等の「一校一運動」の実施率は100%となっていますが、「チャレンジかごしま」¹への参加率は、小学校83%、中学校51%にとどまっているため、児童生徒が楽しみながら運動に親しむ機会をつくり、運動への興味・関心を一層高める必要があります。

1 チャレンジかごしま:県内の小・中学校等の児童生徒の体力向上と運動習慣を育成するために、学級を単位として縄跳びや一輪車乗り等に挑戦するもの。

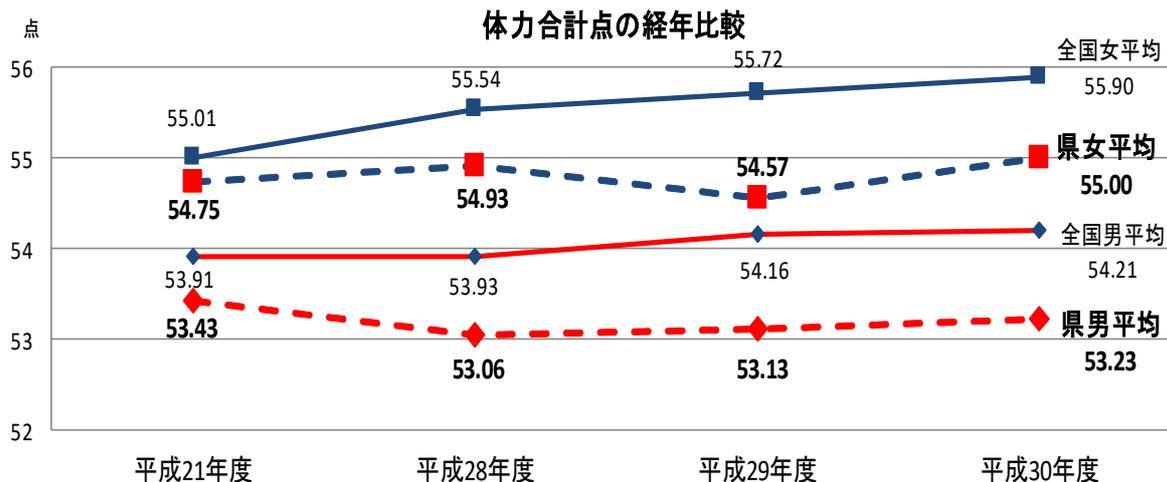
体力の状況

※体力合計点

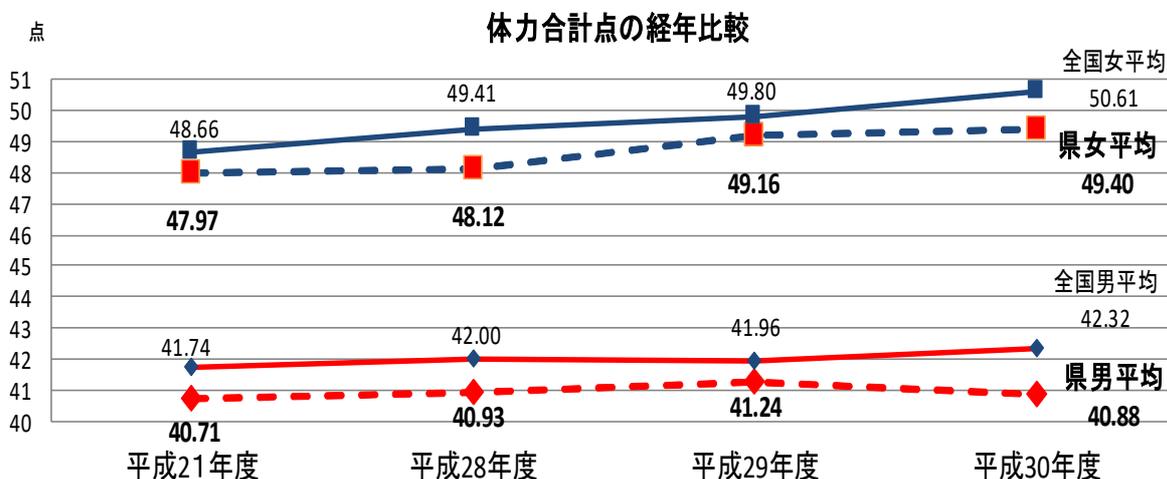
体力・運動能力調査8項目（握力，上体起こし，長座体前屈，反復横とび，20mシャトルラン（中学生は持久走との選択），50m走，立ち幅とび，ボール投げ）

各10点×8項目の80点満点

【小学校】



【中学校】



(10) 安全・安心な教育環境の整備

近年，学校に不審者が侵入して児童生徒や教職員の安全を脅かす事件や通学路で児童生徒に危害を加える事件が発生し，大きな社会問題となっています。また，児童生徒の交通事故や水難事故の発生が後を絶たない状況です。

児童生徒に防犯を含む生活安全や交通安全等についての教育を行うとともに、学校における児童生徒の安全を守るための体制整備や児童生徒が安心して安全に暮らせる地域社会づくりが求められています。

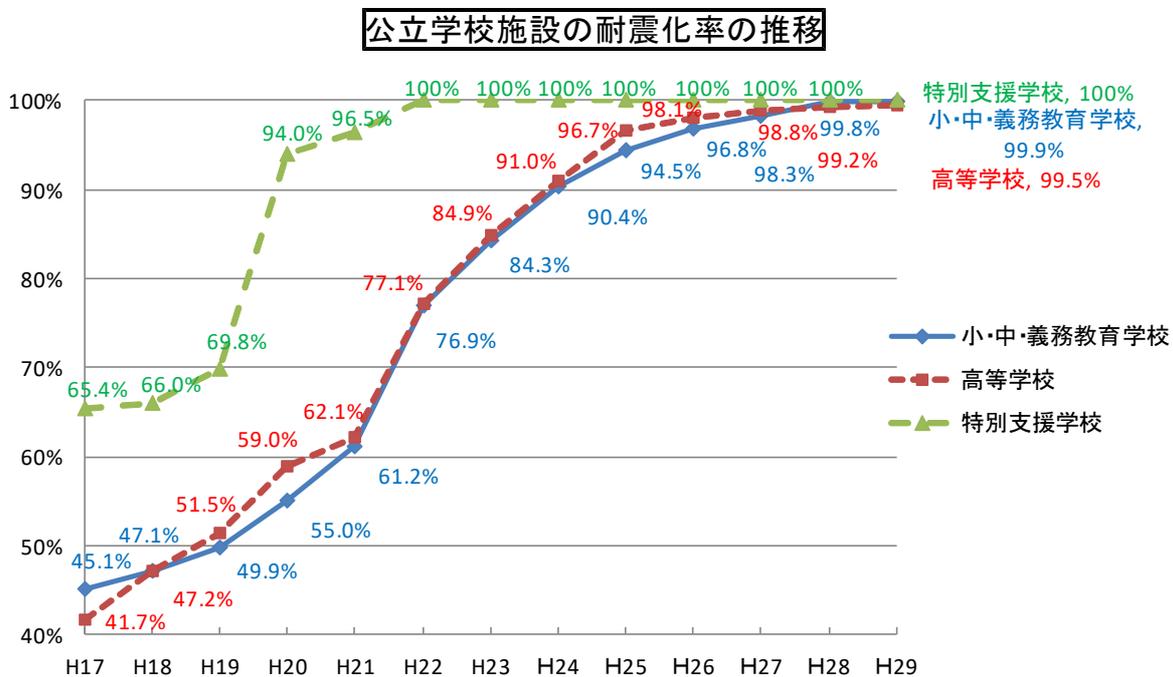
本県では、これまでの取組により、スクールガード・防犯ボランティア等研修会、各学校における防犯教室、安全教育モデル実践事業等により、学校における安全性の向上が図られてきています。

今後は、事件・事故、自然災害に対応するため、学校内の施設設備の安全点検や通学路における安全指導の充実と安全点検の取組及び避難訓練など、児童生徒等の安全を守るための取組を推進していく必要があります。

また、公立学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすため、その安全性の確保は極めて重要です。

本県公立学校の建物構造体の耐震化率は99.9%となっていますが、建物自体の耐震化だけでなく、屋内運動場等の照明器具、バスケットゴールなどの落下防止対策など非構造部材の耐震化も求められています。

学校施設については、老朽化やトイレの洋式化など、対応すべき課題もあります。



(11) 家庭・地域の教育力

近年の核家族化，少子化等，家族形態の変化や地域のつながりの希薄化に伴い，本来，子どもが身に付けるべき礼儀や生活習慣，規範意識や社会的マナーが十分備わっていないなど，家庭や地域における教育力の低下が指摘されています。

家庭は，教育の原点であり，幼児期からの親と子の愛情を基盤とした日常的な営みの中から命の大切さや基本的な生活習慣，他人への思いやりや善悪の判断等の倫理観を身に付ける上で重要な役割を担うものです。

また，地域社会には，子どもたちの日常を見守り，家庭における子育て支援や青少年健全育成等の取組，大人や異年齢の友人との交流を通じた様々な体験による人間性の育成等が求められています。

本県においては，高い組織率を誇る子ども会やPTA連合会，地域女性団体や青年団等の社会教育関係団体，公民館等が，地域づくりや家庭教育の充実，青少年の健全育成を目指し，地域に根ざした活動を行っています。

また，かごしま学校応援団の取組により，全市町村で地域による学校支援を行うための組織が設置され，さらに，地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え，地域を創生する「地域学校協働活動」の取組も進められています。

また，平成26年4月から施行された，鹿児島県家庭教育支援条例において，県は，親としての学びを支援する学習機会の提供，親になるための学びの推進，家庭教育支援員等の人材養成等，関係者の連携した活動の促進，相談体制の整備・充実，広報及び啓発の6つの分野で，県教委だけでなく知事部局の関係部局も含め，連携しながら様々な取組を行っているところです。

今後，さらに，本県において昔から引き継がれている教育的資源や伝統を生かしつつ，家庭や地域の教育力を高めるためには，市町村教育委員会等との連携を図りながら，地域学校協働活動推進員や家庭教育支援員等の養成と資質向上，積極的な活用を図るとともに地域や企業等への理解・啓発を一層推進していく必要があります。

(12) 子どもたちの文化活動

本県に数多く残っている地域の伝統芸能・行事や郷土訓¹等の文化資産は、生活の一部となるなど、精神的なよりどころとなっています。

また、各学校では、地域の文化資産を取り入れた教育活動を行うとともに、音楽や演劇等を鑑賞する機会を設けている学校も多く、豊かな心や感性、創造性、感動する心等の育成に取り組んでいます。

一方で、少子高齢化・過疎化による担い手不足等により、それらの文化資産を保存・継承することが難しくなっています。

子どもたちに郷土の伝統文化や様々な芸術に親しませることは、郷土に誇りをもつ心の醸成や、鹿児島県の歴史や文化を生かした地域づくり、郷土芸能や伝統行事等の担い手の育成からも欠かせないものです。

これまで、本県に数多く残っている地域の郷土芸能や伝統行事など、文化資産の保存・継承、新たな文化財指定による文化財の保護に努めてきました。このことにより、子どもたちをはじめ、県民が郷土の歴史や身近な文化財に触れ、学び、親しむことなどによって郷土を愛する心の醸成が図られてきています。今後も、文化資産や文化財等の学校活動や地域活動への更なる活用を推進する必要があります。

文化庁事業「文化芸術による子供の育成事業」鑑賞者数（直近5年）

年度	県内公演数		県内鑑賞者数
26	58公演	20市町	21,742人
27	54公演	17市町	14,712人
28	54公演	23市町	16,375人
29	62公演	17市町	22,273人
30	56公演	21市町	23,024人

※ 標記「文化芸術による子供の育成事業」は、県内の児童生徒に優れた舞台芸術（例：オーケストラ、演劇、合唱など）を鑑賞する機会を提供するもの

1 伝統芸能・行事や郷土訓の例：おなん講、鬼火たき、カセダウチ、くも合戦、十五夜ソラヨイ、諸鈍シバヤ、川内大綱引、曾我どんの傘焼、トシドン、初午祭り、浜おり、平瀬マンカイ、妙円寺詣り、弥五郎どん祭り、流鏝馬、六月灯、奄美の島唄、田の神、南洲遺訓、日新公いろは歌、出水兵児修養掟 など。

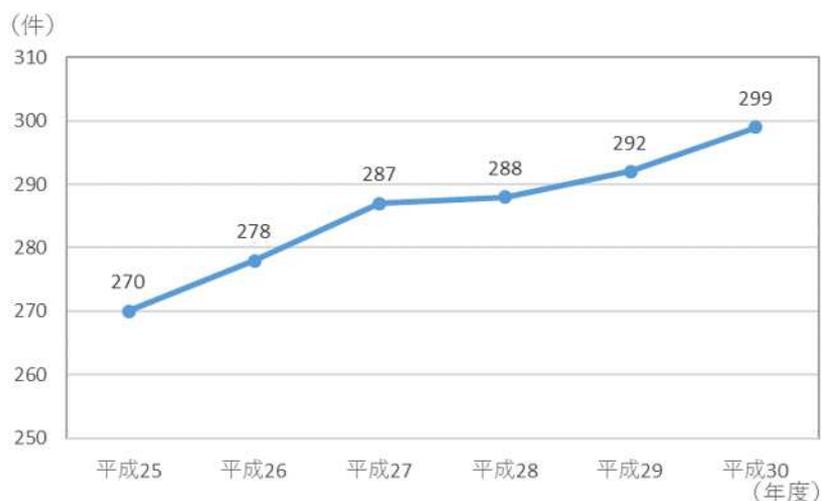
県事業「青少年のための芸術鑑賞事業」鑑賞者数（直近5年）

年度	県内公演数		県内鑑賞者数
	公演数	市町村	
26	16公演	13市町村	5,844人
27	14公演	12市町	4,158人
28	15公演	14市町村	5,075人
29	15公演	11市町	4,615人
30	9公演	9市町	3,194人

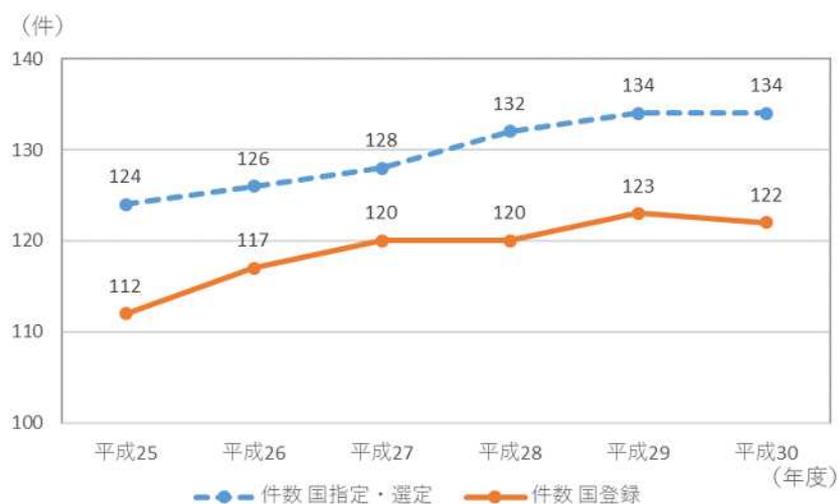
※ 標記「青少年のための芸術鑑賞事業」は、県内の児童・生徒に優れた舞台芸術（器楽、声楽、邦楽、バレエ、日本舞踊の5種目）を鑑賞する機会を提供するもの

※ 日本舞踊は平成30年度から追加

県指定文化財数の推移



県内の国指定・選定・登録文化財数の推移



第3章 基本目標

**基本目標：「夢や希望を実現し未来を担う鹿児島の人づくり
～あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり～」**

- 1 知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間
- 2 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間

本県では、平成21年に鹿児島県教育振興基本計画を策定してから、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標に掲げ、「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間」、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間」の育成に取り組んできました。

これから社会が大きな変革期を迎える中であって、子どもたちのみならず、県民一人一人が、それぞれの夢や希望をもち、その実現に向けて、意欲をもって挑戦できる環境を整えていくことはますます重要性を増すことが考えられます。

また、夢や希望の実現には、規範意識、倫理観、感謝や思いやりの心、他者の痛みを理解する優しさ、生命を大切にする心、自己肯定感・自己有用感などの豊かな心や、新しい課題に積極果敢に挑戦する気概や困難を乗り越えることのできる「生き抜く力」を育てていく必要があります。

さらに、教育基本法第1条で規定された、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」という教育の目的を踏まえ、今後一層、未知の時代を切りひらき、未来の鹿児島、日本を担っていく人材育成を進めていく必要があります。

このようなことを踏まえ、第3期県教育振興基本計画では、基本目標を「夢や希望を実現し未来を担う鹿児島の人づくり～あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり～」とします。

本県は、日本列島の南に位置するという地理的条件から、古くから中国や韓国、東南アジアをはじめ世界の国・地域の文化と接しながら、独自の歴史や文化を作り上げてきました。「郷中教育」や「日新公にっしんこういろは歌」などの教えもあり、日本の黎明期をリードした西郷隆盛や大久保利通など、多くの偉人も輩出してきています。

また、本県には、教育を大事にする伝統や風土があり、豊かな自然、日本の近代化

第3章 基本目標

をリードした歴史，地域に根ざした個性あふれる文化，全国に誇れる農林水産業等の産業，様々な分野で活躍している人材等の教育的資源も豊富です。また，地域全体で子どもたちを育てるといった伝統的な地域の教育力も残っています。

これらの教育的資源も活用しながら，引き続き，「知・徳・体の調和がとれ，主体的に考え行動する力を備え，生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間」，「伝統と文化を尊重し，それらを育ててきた我が国と郷土を愛する態度を養い，これからの社会づくりに貢献できる人間」の育成に取り組みます。

1 知・徳・体の調和がとれ，主体的に考え行動する力を備え，生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間

子どもたちは，「未来からの預かりもの」であり，一人の人間としてかけがえのない存在であることから，その価値を尊重するとともに，自立した存在として生涯にわたる成長を支える必要があります。

複雑で予測困難な社会であるからこそ，変化を前向きに受け止め，社会や人生，生活を，人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにすることや，複雑化・多様化した現代社会の課題に対して，主体的な学びや多様な人々との協働を通じ，その課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出すことなどが求められています。

子どもたち一人一人がこれからの厳しい時代を乗り越え，新たな価値を創造していくためには，十分な知識・技能，それらを基盤にして答えが一つに定まらない問題に自ら解を見いだしていく思考力・判断力・表現力等の能力，これらの基になる主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度の「真の学ぶ力」（学力の3要素）を身に付けることが必要となります。また，生涯にわたって自ら学び，自らの能力を高め，自己実現を目指そうとする意欲，態度を育成することが大切です。

また，子どもたちは，社会生活を送る上で，豊かな情操や規範意識，自他の生命の尊重，他者への思いやり，対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力，困難を乗り越え，物事を成し遂げる力，公共の精神などを身に付ける必要があります。特に，本県の子どもたちには，自己肯定感・自己有用感を高めていくことが必要です。

さらに，体力は人間の活動の源であり，健康の維持といった身体面のほか，意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっています。子どもたちがたくましく成長し，充実した人生を送ることができるよう，生涯にわたってスポーツに親しむ習慣や体力・運動能力とともに，心身の健康づくりに必要な知識，習慣を育成する必要があります。

2 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間

グローバル化の一層の進展が予想される中、日本が抱える社会課題や地球規模課題を自ら発見し、解決できる能力や、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、国内外の様々な場において、外国語で躊躇せず意見を述べ、他者と交流し、共生していくために必要な力等を育成していくことが重要です。

このためには、円滑なコミュニケーションを図るための英語教育の強化に努めるとともに、世界の多様な文化の中で自他の違いを尊重し合うために、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが必要です。

また、身近な地域社会の課題の解決にその一員として自ら主体的に参画し、地域社会の発展に貢献しようとする意識や態度を育むこともますます必要となってきます。

少子高齢化・過疎化が急速に進行する本県では、地域づくりの担い手の減少や地域の活力の衰退などが予想され、今後、一人一人が、地域社会の課題を自分自身のものとして捉え、積極的に行動することが求められています。

互いに支え合い協力し合う互助の精神に基づき、個人の主体的な意思により、自分の能力や時間を他人や地域社会のために役立てようとする意識を高めることが重要です。そして、自らが国づくり、社会づくりの主体であるという自覚と行動力、社会正義を行うために必要な勇気、公共の精神、社会規範を尊重する意識や態度などを育成していく必要があります。

第4章 今後5年間に取り組む施策

1 本県教育の取組における視点

基本目標「夢や希望を実現し未来を担う鹿児島の人づくり～あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり～」の実現に向けて、次の視点から施策の推進を図ります。

(1) 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重

教育には、「不易（時代を超えて変わらない価値のあるもの）」と「流行（時代の変化とともに変えていく必要があるもの）」があると言われています。個人の尊重、自律心と責任感、他人を思いやる心、公共の精神、規範意識、伝統や文化を大切にする心、幅広い教養や健やかな体などの豊かな人間性は、いつの時代の教育でも大切に育んでいかなければならないものであり、施策の推進に当たって重要視されるものです。

(2) 社会の変化に対応し、夢や希望を実現する能力の育成

時代の変化に対応した教育を行わなければ、硬直した画一的な教育となり、個人や社会の活力を減退させることにもなりかねません。

一人一人の夢の実現に当たっては、社会の変化に柔軟に対応するための創造力や、問題を自らの力で解決していこうとする主体的な態度、また、今後ますます進展するであろうグローバル化や情報化社会に対応できるコミュニケーション能力、ICT¹を活用する能力等を身に付けた人材の育成を目指します。

(3) 学校・家庭・地域・企業等の積極的な連携・協働

学校は、一人一人の個性に応じて、基礎的・基本的な知識・技能や学ぶ意欲をしっかり身に付けさせるとともに、情操を豊かにする教育や健やかな体を育む教育を行い、児童生徒の能力を最大限に伸ばしていくという役割があります。

家庭は、教育の原点であり、家庭教育は、全ての教育の出発点です。子どもに社会生活を送るために必要な習慣を身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが求められます。

地域は、社会の基本的単位である家庭を支えるとともに、大人や異年齢集団の中での交流を通じた様々な体験の積み重ねによる人間性の育成など、子どもが家庭・地域の中で役割を果たし、自立した個人として成長する上で、非常に大きな役割を担っています。

1 ICT：Information and Communication Technologyの略。情報コミュニケーション能力、情報通信技術と訳される。

IT（Information Technology：情報技術）と同義。

企業は、学校等と連携した職業教育¹・キャリア教育²への協力、企業としての教育力や資源を活用した取組、社員のワーク・ライフ・バランス³の確保のための取組等により、社会的責任として、地域社会の教育力向上のため、役割を担っていくことが求められています。

学校、家庭、地域、企業等それぞれの本県教育における役割を再度見直し、まずは各々の役割を確実に果たすとともに、積極的に他に働きかけて成果を増幅させるなど、それぞれとの連携や協働を図りながら施策を推進します。

(4) 郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承

本県には、教育を大事にする伝統や精神、風土があり、豊かな自然、日本の近代化をリードした歴史、地域に根ざした個性あふれる文化、全国に誇れる農林水産業等の産業、様々な分野で活躍している人材など教育的資源も豊富であり、また、地域全体で子どもたちを育てるといった伝統的な地域の教育力も残っています。

これらの有効活用や未来への継承を図ります。

-
- 1 職業教育：児童生徒が働くことの意識や専門的な知識・技能を習得することの意義を理解し、将来の職業を自らの意思と責任で選択できるよう、専門的な知識・技能を習得させていく教育。
 - 2 キャリア教育：児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
 - 3 ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活を調和させることで、働く人が仕事上の責任と、仕事以外の生活でやりたいことや、やらなければならないことの両者を無理なく実現できる状態のこと。

1 本県教育の取組における視点

2 本県教育施策の方向性

「1 本県教育の取組における視点」を踏まえ、基本目標の実現のために、今後5年間に取り組む施策の方向性を以下の5点に整理します。

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

お互いの人格を思いやりの気持ちを持って尊重し、基本的な生活習慣や人としてしてはならないことなど、社会生活を送る上でもつべき最低限の規範意識を養うとともに、法やきまりを遵守し、適切に行動できる人間を育てることが重要です。また、子どもたちが、安心して学習に取り組むためには、所属する集団の仲間による支援や助言等が不可欠です。

本県には、「負けるな、嘘を言うな、弱い者をいじめるな」など、困難に直面したときにあきらめずに努力することや他人を思いやる心を持たなければならないという教えもあります。

変化の激しいこれからの社会を生き抜いていく上で、子どもたちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力を育む教育を推進します。

II 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

子どもたちが、変化の激しいこれからの社会を生き抜き、未来を切り拓くためには、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、自ら学び、考え、主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決する能力を育む教育を推進します。

また、伝統や文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛する態度を養うことや望ましい勤労観・職業観を身に付けさせます。

さらに、環境教育や情報教育などの社会の変化に対応した教育や、子ども一人一人の自立と社会参加に向けて障害の状態や教育的ニーズに応じる特別支援教育を推進します。

III 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

学校において、それぞれの教育の目標が達成されるためには、学校、教職員が役割を十分に果たし、「信頼される」学校づくりを進める必要があります。

また、地方創生の観点から、「次世代の学校」として、学校と地域が相互にかかわり合い、学校を核として地域を活性化していくことが不可欠であるとの考えから、「地域とともにある学校」づくりが求められています。

また、信頼される学校づくりの推進に当たっては、教職員の資質向上や安全・安心な環境づくりなどにも取り組みます。

IV 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

教育の振興には、地域の担う役割は大きいものがあります。本県には、「人の子も我が子も地域の子」という言葉があるように、子どもを地域で育てるという風土が、現在でも残っています。

今後も、全ての県民が地域全体で子どもを守り育てるための取組を推進します。

V 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

子どもから大人まで全ての県民が、生涯を通じて、あらゆる機会にあらゆる場所で学ぶことができ、その成果を適切に生かし活躍できることは、豊かな人生を送ることにもつながります。

また、スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものであり、県民の誰もが、それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたり「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに取り組む必要があります。

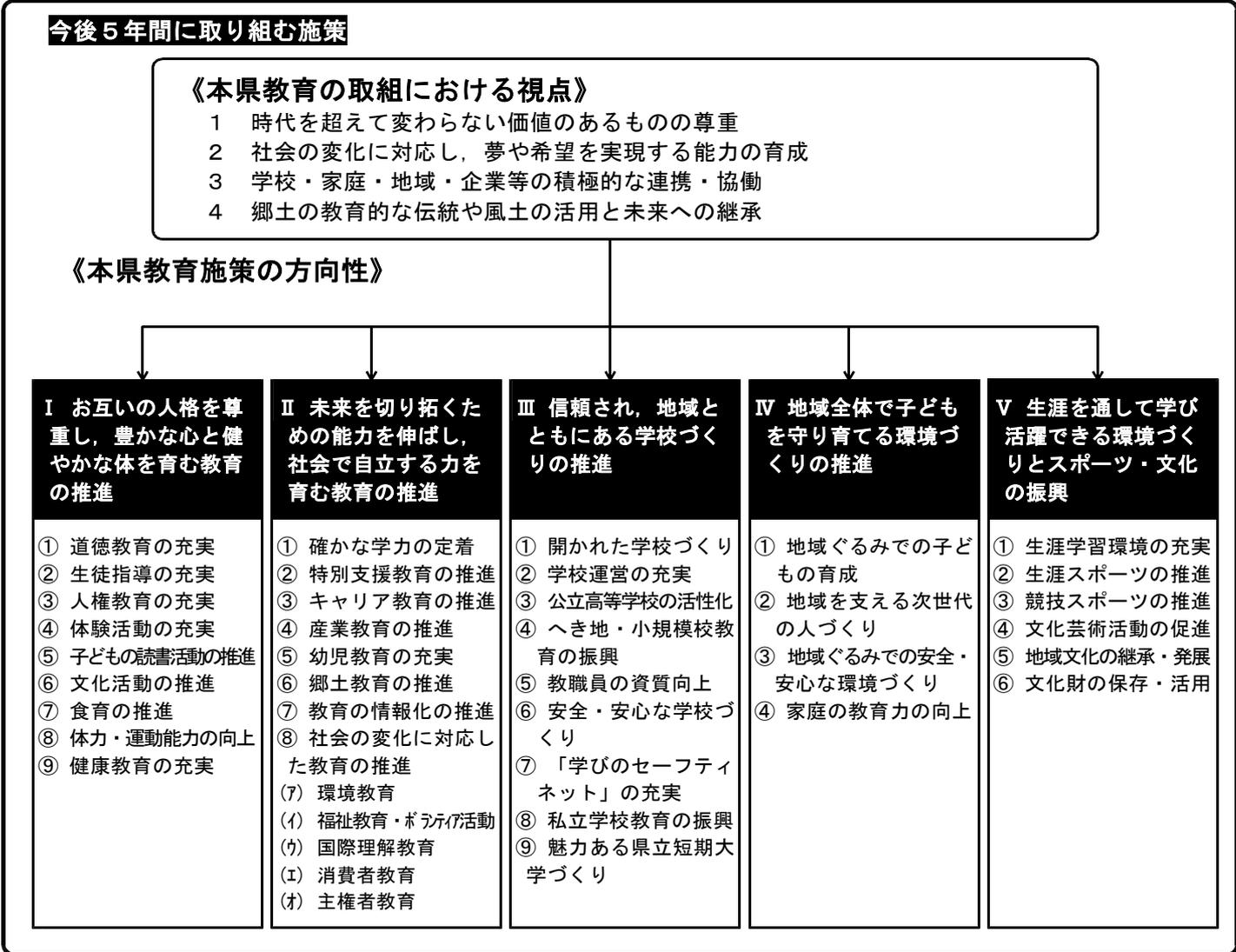
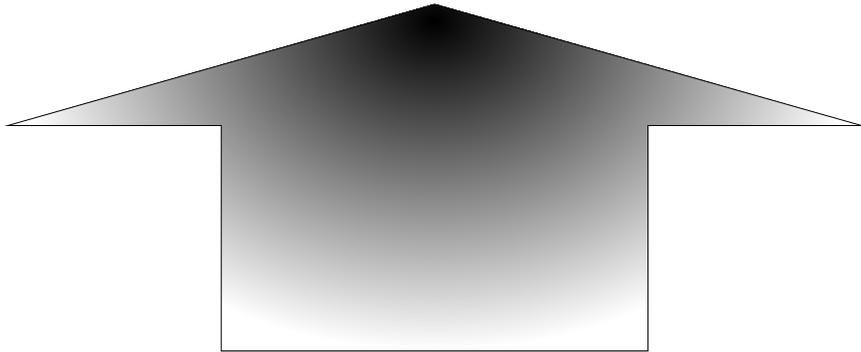
さらに、郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむことは、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養かんように必要なものです。

基本目標と施策の関連図

10年後を見据えた教育の姿

**《基本目標》：夢や希望を実現し未来を担う鹿児島の人づくり
～あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり～**

1 知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間
2 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間



3 具体的施策の展開

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

- ① 道徳教育の充実
- ② 生徒指導の充実
- ③ 人権教育の充実
- ④ 体験活動の充実
- ⑤ 子どもの読書活動の推進
- ⑥ 文化活動の推進
- ⑦ 食育の推進
- ⑧ 体力・運動能力の向上
- ⑨ 健康教育の充実

II 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

- ① 確かな学力の定着
- ② 特別支援教育の推進
- ③ キャリア教育の推進
- ④ 産業教育の推進
- ⑤ 幼児教育の充実
- ⑥ 郷土教育の推進
- ⑦ 教育の情報化の推進
- ⑧ 社会の変化に対応した教育の推進
 - (ア) 環境教育
 - (イ) 福祉教育・ボランティア活動
 - (ウ) 国際理解教育
 - (エ) 消費者教育
 - (オ) 主権者教育

III 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

- ① 開かれた学校づくり
- ② 学校運営の充実
- ③ 公立高等学校の活性化
- ④ へき地・小規模校教育の振興
- ⑤ 教職員の資質向上
- ⑥ 安全・安心な学校づくり
- ⑦ 「学びのセーフティネット」の充実
- ⑧ 私立学校教育の振興
- ⑨ 魅力ある県立短期大学づくり

IV 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

- ① 地域ぐるみでの子どもの育成
- ② 地域を支える次世代の人づくり
- ③ 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり
- ④ 家庭の教育力の向上

V 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

- ① 生涯学習環境の充実
- ② 生涯スポーツの推進
- ③ 競技スポーツの推進
- ④ 文化芸術活動の促進
- ⑤ 地域文化の継承・発展
- ⑥ 文化財の保存・活用

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

I-① 道徳教育の充実

【1 現状と課題】

- 児童生徒の規範意識の低下やいじめの未然防止，早期解決の必要性が指摘されています。基本的な生活習慣や人としてしてはいけないことなど，社会生活を送る上で人間としてもつべき規範意識，自他の生命の尊重，自分への信頼感や自信などの自尊感情，他者への思いやりなどの道徳性を養う道徳教育を充実させることは重要です。
- 全国学力・学習状況調査によると，「将来の夢や目標を持っている」「今，住んでいる地域の行事に参加している」「地域社会などでボラティア活動に参加している」などの質問に肯定的な回答をした児童生徒の割合は，全国平均と比べて高いという結果が得られています。
- 平成27年度の学習指導要領の一部改正により道徳が教科化されました。その中では，伝統と文化を尊重し，それらを育んできた我が国と郷土を愛し，公共の精神を尊び，他国を尊重し，未来を拓く主体性のある日本人を育成するために「特別の教科 道徳」を要として，教育活動全体で推進する道徳教育が重視されています。

【2 これからの施策の方向性】

- 自己の生き方を考え，主体的な判断の下に行動し，自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う取組を推進します。
- 「人間尊重の精神」，「生命に対する畏敬の念」，「伝統と文化の尊重」，「我が国と郷土を愛し，他国を尊重すること」，「公共の精神」についての取組を推進します。
- いじめ問題への対応や「考え，議論する道徳」の実現のために，教材の開発や主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善に努めます。
- 児童生徒の実態を踏まえ，発達の段階に応じた豊かな体験活動の積み重ねを通して，教育活動全体で道徳教育の充実を図るとともに，教職員の指導力及び評価に係る能力の向上に努めます。
- 家庭や地域との連携を深め，児童生徒の道徳性を高める取組が社会全体で進められるように努めます。

【3 主な取組】

- 道徳教育及びその要となる「特別の教科 道徳」の充実を図るために，各学校において道徳教育の全体計画や年間指導計画を作成し，道徳教育推進教師を中心とした全校的な指導体制の確立を図ります。
- 一人一人の教職員が道徳教育の重要性を認識するとともに，「特別の教科 道徳」において「考え，議論する道徳」への転換が図られる授業改善や児童生徒の良さを認め励ます評価が行われるよう，各種研修の充実・改善に努めます。
- 郷土教育資料「ふるさとの心」，「不屈の心」等の各種資料の活用を促すとともに，

各地域の教育伝承も活用し、道徳教育の充実に努めます。

- 総合的な学習の時間や特別活動などを活用し、ボランティア活動や体験活動など豊かな体験を通して心を育む特色ある教育活動を更に推進するとともに、「特別の教科 道徳」と関連させることにより、教育活動全体での道徳教育の充実に努めます。
- 青少年育成に関わる関係部局や警察等関係機関との情報交換を行い、道徳性育成のための方向性の共有化を図ります。

I-② 生徒指導の充実

【1 現状と課題】

- いじめや暴力行為等の問題行動、インターネットやスマートフォン、携帯電話の普及に伴う課題に、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して対応することが必要です。
- 平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等調査によると、本県公立学校における暴力行為は113件、いじめは5,378件、不登校児童生徒は2,381人となっています。
- 不登校児童生徒の学校復帰に向けて、一人一人の実態に応じた支援を行うために、学校、家庭、関係機関等と連携したチーム学校としての取組を一層充実することが必要です。
- インターネット上の問題行動の未然防止に努めるとともに、情報通信機器の適切な使用を啓発するための情報モラル教育が必要です。
- 国のいじめ防止基本方針の改定を踏まえ、平成29年10月に見直した「県いじめ防止基本方針」では、地方公共団体、学校及び保護者等が連携することやいじめの正確な認知を行うこと等を求めています。

【2 これからの施策の方向性】

- 生徒指導に関する教職員の資質向上を図るとともに、学校の生徒指導体制を充実し、全教職員が一体となったチーム学校としての生徒指導に努めます。また、学校、家庭、地域、関係機関等の連携を推進します。
- 教育相談アンケートや学校適応状況を把握するための質問紙などのアセスメントツールを活用し、問題行動等の早期発見に努めます。
- 児童生徒の様々な悩みや課題に対応するため、スクールカウンセラーなど専門的な知見に基づく総合的な教育相談体制の充実に努めます。
- 道徳教育をはじめとする様々な教育活動の充実により、問題行動等の未然防止に努めます。
- SNSを巡るトラブル等のインターネット上の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、情報モラルに関する教育を推進します。
- いじめについては、「一件でも多く発見しそれらを解消していく学校こそが、家庭や地域から信頼される学校である」という基本認識に立ち、いじめの積極的な認知、早期対応に努めます。
- 教職員による体罰や不適切な指導等を根絶します。

【3 主な取組】

- 生徒指導に関する教職員の指導力・カウンセリング能力の向上を図るため、いじめの積極的な認知、不登校や問題行動等の未然防止・早期対応についての研修を充実します。
- 管理職のリーダーシップの下で、生徒指導主任等を中心とした全教職員による組織的な指導体制を確立し、心に届く生徒指導を推進します。
- いじめに関するアンケートやアセスメントツールの一つである「学校楽しいと」

の改善と活用の促進に努めます。

- いじめ、不登校など各学校の実態に即したスクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの活用、「かごしま教育ホットライン24」による電話相談等を実施するとともに、市町村独自の相談事業や子どもの悩み相談を実施しているNPO法人等と連携し、総合的な教育相談体制の充実に努めます。
- 「特別の教科 道徳」等における、いじめの問題への対応に係る指導を充実させるため、資料の作成や研修の充実に努めます。
- 家庭と学校が連携を図り、フィルタリングの設定や家庭内ルールの策定を推進するなど、SNSを巡るトラブル等のインターネット上の問題行動への対応の強化を図ります。
- 不登校児童生徒については、各学校において個別支援計画を作成するとともに、保護者や関係機関等と連携した個別指導、家庭訪問、体験活動の機会の提供などにより、学校復帰や自立・成長に向けて、一人一人の実態を踏まえた組織的・継続的な支援に努めます。
- 「かごしま児童生徒健全育成サポート制度」に基づいて警察との連携を進めるとともに、生徒指導に関わる様々な機関との連携にも努めます。

I-③ 人権教育の充実

【1 現状と課題】

- 「人権教育は全ての教育の基本」であり、教育活動全体を通じて、自他の大切さを認めることができる子どもたちを育成する必要があります。また、いじめの未然防止の観点からも、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことや、個人の価値を尊重し、男女の平等を重んじる態度や実践力等を育成する必要があります。
- 子ども一人一人を大切に、愛情をもって接しようとする全ての教職員等の姿勢は人権教育の基盤となるものであり、教職員等は「見つめる」「思いをめぐらす」「向き合う」といった基本姿勢で子どもと関わり、チームとなって子どもの育ちを全力でつなぐ必要があります。
- 「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」に基づき、市町村教育委員会等との一層の連携の下、全ての学校及び地域において地域の実情に即した同和教育をはじめとする人権教育に取り組み、人権尊重の視点に立った学校づくり、地域づくりを進める必要があります。
- 人権教育・啓発については、関係法令等の趣旨を踏まえ、様々な人権課題に対する取組を一層充実させることが必要です。さらに、いじめや児童虐待といった子どもの命に関わる課題に対しても、子どもの人権の観点から対応する必要があります。
- 性的マイノリティへの社会的関心の高まりや部落差別の解消の推進に関する法律をはじめとする差別解消に係る三法が施行されるなど、人権を取り巻く環境が大きく変化してきています。

【2 これからの施策の方向性】

- 全ての教育活動を通じて、児童生徒の人権尊重の精神の高揚を図ります。
- 時代とともに変化する人権課題への対応を図るため、教職員等の人権意識の高揚と資質の向上を図ります。
- 一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重することができる人権教育の指導内容・方法の工夫・改善を図ります。
- 社会教育における人権教育の充実を図ります。

【3 主な取組】

- 「人権教育の全体計画・年間指導計画」や「共通実践事項」等に基づき、日常的に点検・評価を行うことにより、人権教育の充実に努めます。
- 人権を取り巻く情勢が大きく変化していることに対応した、各種研修の充実や人権教育資料等の活用を通し、教職員等の人権意識の高揚や資質向上に努めます。
- 各種研修会等を通して、児童生徒の自尊感情の育成と人間関係づくりに向けた指導内容・方法の工夫・改善を図るとともに、人権教育の指導者の育成に努めます。
- 学校、家庭、地域等が緊密な連携の下、積極的に社会教育における人権教育の充実に努めます。

I-④ 体験活動の充実

【1 現状と課題】

- 様々な体験活動は、子どもたちが達成感や成功体験を得たり、課題に立ち向かう姿勢を身に付けたりしながら、一人一人が自らの課題を乗り越えつつ、他者と協働して何かを成し遂げる力を育てる有効な機会です。
- 本県は、温暖な気候や豊かな自然、多様で豊富な食材や食文化、地域に根ざした伝統文化などの地域資源を数多く有しており、各学校においては、農林水産体験、社会奉仕体験、自然体験、勤労生産体験等の多様な体験活動を実施しています。今後、集団の中で体系的・継続的な活動を行うことのできる学校の場を活かして、地域・家庭と連携・協働し、体験活動の機会を確保していく必要があります。
- 青少年社会教育施設は、家庭や学校では得がたい体験活動を子どもたちに提供しています。今後、地域活性化・まちづくりの拠点などの役割を担うことも期待されています。

【2 これからの施策の方向性】

- 体験活動は人づくりの“原点”であるとの認識の下、地域の特色を生かし、発達の段階に応じた効果的な体験活動を一層推進します。
- 新学習指導要領において、豊かな体験を充実することとされたことも踏まえ、学校や青少年教育施設等における体験活動の充実に努めます。
- 青少年社会教育施設において、関係行政機関や民間団体等とも連携し、自然体験やボランティア活動を含めた社会体験、国際交流体験など、特に青少年を対象とした様々な体験活動を推進します。

【3 主な取組】

- 小・中学校等において、関係団体、関係部局との連携を図り、農林水産体験、社会奉仕体験、自然体験、勤労生産体験等とともに、郷土芸能の伝承や郷土に伝わる行事への参加など地域の特性を生かした体験活動の取組を推進します。
- 各学校における体験活動について、各教科等との関連付けや年間を通じた活動の計画的な実施、事前・事後の指導を確実にを行うなどの改善・充実に努めます。
- 学校や青少年教育施設等において実施している自然体験活動や集団宿泊体験活動などの工夫・改善を図り、体験活動の充実に努めます。
- 県立青少年社会教育施設において、関係機関等とも連携しながら青少年の体験活動の場となる受入事業や自主研修事業の企画・実施を推進します。

I-⑤ 子どもの読書活動の推進

【1 現状と課題】

- 子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で重要なものです。
- 県では、「第3次鹿児島県子ども読書活動推進計画」に基づき、各種研修会や鹿児島県高校生ビブリオバトル大会等を開催し、家庭・地域・学校における読書活動を一層推進してきました。
また、市町村でも、「市町村子ども読書活動推進計画」を策定し、計画的に読書活動推進に取り組んでいます。
- 全ての小・中学校等で全校一斉の読書活動（朝読書を含む）が取り組まれており、1か月の読書量は、小・中学校等は全国平均を上回り、高等学校も全国平均並みとなっています。しかし、学校段階が進むにつれて読書離れの傾向が見られることや学校図書館図書標準達成率が低いこと、学校司書の資質向上の機会を増やすことなどの課題もあります。
- 子どもの読書活動の一層の推進に向け、平成30年4月に策定された国の「子供の読書の推進に関する基本的な計画（第四次基本計画）」を基本とし、県の第3次計画期間の取組の成果と課題を踏まえて、「第4次鹿児島県子ども読書活動推進計画」を策定しました。

【2 これからの施策の方向性】

- 「第4次鹿児島県子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域・学校が連携した取組を推進し、乳幼児から高校生までを対象とした、「1日20分読書」運動を展開します。
- 発達の段階に応じた取組や読書への関心を高めるための取組を充実させ、高校生の不読率の改善を図ります。
- 児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援し、必要な情報を収集・選択・活用する能力を育成するために、学習センターや情報センターとしての学校図書館の充実に努めます。

【3 主な取組】

- 「第4次鹿児島県子ども読書活動推進計画」の市町村への周知とともに、市町村の推進計画の改訂を促進します。
- 友人等からの働き掛けを伴う、子ども同士で本を紹介するような活動を充実させます。
- 子どもの読書活動の推進について広報・啓発を行い、社会的気運の醸成を図ります。
- 県立図書館や県立奄美図書館を拠点にして、学校司書を含む図書館関係者の資質向上や、親子読書会・図書館ボランティア等の人材育成のための各種研修会を継続して実施するとともに、市町村立図書館・室の運営や諸活動を支援します。
- 学校においては、朝の読書活動やボランティア等による読み聞かせ、緑陰読書、読書週間など地域や家庭と連携し、発達の段階に応じた読書活動の推進に努めます。
- 学校図書館において、蔵書の充実を図ることにより、児童生徒の「本に親しむ」環境の整備に努めます。
- 学習や生活に役立つ本や資料を見つけ課題を解決したり、多くの本に触れ、読書の幅を広げたりすることができるように学校図書館を活用した学習に努めます。

I-⑥ 文化活動の推進

【1 現状と課題】

- 個性豊かな文化の継承・発展・創造のためには、先人の残した文化的遺産の中に優れたものを見だし、それを生み出した精神に学び、継承し発展させることも必要です。また、国際社会で主体的に生きていくためには、我が国や地域の伝統や文化についての理解を深め、それを尊重する態度を養う教育を充実することが重要です。さらに、豊かな心や感性、創造性、感動する心などを育成するためには、子どもたちの文化活動を推進する必要があります。
- 多くの学校では、学校行事等において、音楽や演劇等を鑑賞する機会を設けています。
- 高等学校では、吹奏楽、美術・工芸、書道、演劇などの文化部活動が行われており、全国レベルの活躍を見せているものもあります。

【2 これからの施策の方向性】

- 学校において我が国や郷土の伝統と文化に関する関心や理解を深め、それを尊重し、継承、発展させる態度を育成する教育を推進します。
- 子どもたちが文化芸術に触れる機会を拡充するなど、伝統や文化に関する教育を推進します。

【3 主な取組】

- 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科等において我が国の伝統や文化の理解に係る取組を推進します。
- 子どもたちが、優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動へ参加できる機会の充実に努めます。
- 図画や作文コンクール等への参加の奨励や美術館、博物館等で開催される特別展等の観覧促進に係る取組に努めます。
- 学校行事等において、地域の伝統文化の鑑賞や参加の機会の促進に取り組みます。
- 2023年全国高等学校総合文化祭（鹿児島大会）に向け、高校生の文化芸術活動の一層の充実に努めます。

I-⑦ 食育の推進

【1 現状と課題】

- 食習慣の乱れに起因する生活習慣病等の増加などの課題の解決を図るためには、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ、食に関する自己管理能力を育てる食育を推進することが必要です。
- 本県では、平成28年に「かごしまの“食”交流推進計画（第3次）」が策定され、生産者、消費者、農林水産生産者団体、流通関係者、観光関係者、消費者団体、学校関係者、行政機関等が一体となり、食育の推進に取り組んでいます。
- これまで、学校給食を活用した食に関する指導の充実や学校、家庭、地域の連携・協力による食育の推進に取り組み、食に関する指導の計画を作成している学校や朝食を摂る児童生徒の割合について取組の成果が現れています。
しかし、栄養教諭が授業に参画している学校の割合が平成28年度は91.5%と、目標の100%には届いていません。
- 食に関する指導の全体計画や年間指導計画に基づいた指導を推進するために、各学校に応じた体制づくりについて個別に指導していく必要があります。また、学校、家庭、地域社会の連携・協力による食育の推進については、食を通じた家族のコミュニケーションの大切さについて普及・啓発を図る必要があります。
- 学校給食における地場産物の活用状況については、毎年1月に実施している「鹿児島をまるごと味わう学校給食」などでの県内産食材の活用がなされています。

【2 これからの施策の方向性】

- 「かごしまの“食”交流推進計画（第3次）」に沿って、関係部局等と連携し、子どもたちへの健康で豊かな食生活の普及と食育を推進します。
- 学校給食を活用した食に関する指導の充実を図るとともに、学校全体で組織的に食育の推進に取り組むための体制づくりに努めます。
- 学校における食育をより効果的に推進するために、学校、家庭、地域の連携・協力による食育の推進を図ります。

【3 主な取組】

- 学校における食育については、食に関する指導の全体計画や年間指導計画に基づき、学校教育活動全体を通じた「食に関する指導」を引き続き推進します。また、栄養教諭が中核となって、学校給食を活用しながら、栄養バランスや朝食摂取などの食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化などの理解、習得に努めます。
- 児童生徒の食に関する知識や関心を高めるとともに、食に対する感謝の念や農林水産物の生産・加工についての理解を深めるため、食農教育を推進します。
- 地域における生産者や食に関する知識・経験を有する人材の積極的活用を一層推進します。
- 学校給食において、安心・安全な食材の使用や地場産物の積極的な活用を推進するために、関係機関と連携を図ります。
- 家族が食卓を囲んで共に食事をしながらコミュニケーションを図る共食の大切さについて、普及・啓発に努めます。
- 保護者等に対し、基本的な生活習慣や望ましい食生活の在り方等についての意識啓発のための取組を推進するとともに、家庭や地域との連携・協力を図ります。

I-⑧ 体力・運動能力の向上

【1 現状と課題】

- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における本県児童生徒の体力合計点は、年々上昇していますが、全国平均に達していない状況です。また、運動する子どもとそうでない子どもの割合は、全国と同様に二極化の傾向が見られます。
- 公立小・中学校等の「一校一運動」の実施率は100%となっていますが、「チャレンジかごしま」への参加率は小学校83%、中学校51%にとどまっています。児童生徒が楽しみながら運動に親しむ習慣の育成に努め、運動への興味・関心を一層高める取組を推進する必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するために、積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣の育成を図ります。
- 体力・運動能力調査等の結果を活用することにより、児童生徒の体力向上の取組を推進します。
- 児童生徒が、体力の重要性を理解することにより、体力向上に関する意識の高揚を図るとともに、楽しみながら運動に親しむ機会をつくり、運動への興味・関心を高める取組を推進します。
- 教員の指導力を向上させるとともに、地域人材を活用するなど、学校体育の充実に取り組みます。
- 生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築する観点から、運動部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指します。

【3 主な取組】

- 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、意欲的に運動に取り組む児童生徒を育成するため、体力向上推進校の指定や各種指導者研修会等を開催し、教員の指導力の向上を図ります。
- 「一校一運動」「チャレンジかごしま」等への取組の改善を図るとともに、推進校の指定や「運動好きな子どもを育てる」指導者研修会等を通して、児童生徒の体力の向上に努めます。
- 各学校で体力・運動能力調査等の結果を分析し、体力向上についての全体計画を作成するなどして、体力向上の取組を推進します。
- 児童生徒の体力の実態などをホームページに掲載するとともに、県内全ての小・中学校に体力向上に関する啓発資料を配布し、児童生徒、保護者等の意識の高揚を図ります。
- コミュニティスポーツクラブ等への参加を促進するとともに、学校、家庭、地域と連携し、休日等を利用した運動の機会・場の設定を行います。
- 「部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、生徒がスポーツに親しみ、体力の向上が図られるよう、運動部活動の充実に努めます。
- 小学校低学年における幼稚園教育との関連を図り、研修会等において「幼児期運動指針」を活用し、幼児期における運動の在り方等について周知を図ります。

I-⑨ 健康教育の充実

【1 現状と課題】

- 子どもたちの生活習慣の乱れ、アレルギー疾患、性の問題行動や薬物乱用、感染症、メンタルヘルスに関する課題など児童生徒の現代的健康課題が多様化・深刻化の傾向にあり、このような様々な課題の解決を図るためには、生涯を通じて健康な生活を送る基礎を培うことを目指した学校における健康教育の充実が重要です。
- DMFT指数¹は着実に減少してきていますが、平成29年度の学校保健統計調査によると、むし歯のある児童生徒の割合は、6歳(小1)55.3%、12歳(中1)48.2%、15歳(高1)53.1%となっており、全国平均より高い傾向にあります。
- 教職員、保護者、学校医等が連携して児童生徒の健康づくりに取り組む「学校保健委員会」の活動の一層の推進を図る必要があります。
- 多様化・深刻化する児童生徒の健康課題の解決には、社会全体で取り組むことが必要であり、学校、家庭、地域、関係機関等との一層の連携が不可欠です。

【2 これからの施策の方向性】

- 学校の実態や児童生徒の発達の段階を踏まえた学校保健の充実を図るとともに、学校保健を推進するための保健組織活動の充実に努めます。
- 児童生徒の健康課題に適切に対応するために、学校、家庭、地域、関係機関等との緊密な連携を図ります。

【3 主な取組】

- 性の問題行動や薬物乱用、がん教育など児童生徒の健康課題の解決を図るために、関係機関等との連携強化を促進するとともに、体育・保健体育などの教科学習を中核として学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育の充実を図ります。
- 食物アレルギーなど健康面に特別な配慮を要する児童生徒への対応については、医師の診断に基づく学校生活管理指導表を活用するとともに、危機発生時の対応マニュアルを整備するなど、全ての教職員が学校保健活動に関心を持ち、学校内の関係組織が十分機能する学校保健の取組を推進します。
- 学校保健に関する各種研修会・講習会については、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と積極的に連携し、内容を充実させ、教職員の指導力向上を図ります。
- 小・中学校の学校保健委員会への学校医等の参加率が70%台であることから、今後は、更に学校医等との連携を深め、学校保健委員会の充実を図ります。
- 学校保健に関する調査や学校保健表彰に係る審査等を通して、保健教育や保健管理など学校保健に関する取組の充実に努めます。
- 地域の実情を踏まえた学校保健の取組を推進するために、医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所等の関係機関との連携を一層推進します。

1 DMFT指数は、集団における一人平均DMF歯数を表す。DMFとは：「むし歯を治療していない歯 (Decayed tooth)」、 「むし歯で抜いてしまった歯 (Missing tooth because of caries)」、 「むし歯を治した歯 (Filled tooth)」の略。

〔計画期間における数値目標〕

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

項目	現 状	年 度					関連 施策
		2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	
道徳科の年間指導計画の作成率 (小中)	小学校 100% 中学校 100% (平成30年度)			(継続)			①
生徒指導に関するアンケート調査の実施(年5回以上) (小中高)	(年4回以上) 小学校 44.1% 中学校 44.5% 高等学校 12.7% (平成30年度)	→		80%	→	100%	②
不登校生の在籍率 (小中高)	(全国1.5%) 1.45% (平成29年度)	全国平均を下 回る	→			→	②
子ども専用携帯電話のフィルタ リング設定率 (小中高)	小学校 79.4% 中学校 77.8% 高等学校 81.4% (平成30年度)	→		85%	→	100%	②
自分にはよいところがあると思 う児童生徒の割合 (小中)	小学校 82.4% 中学校 78.9% (平成30年度)				→	平成30 年度を 上回る	③
県立の青少年社会教育施設に おける年間利用者数	19万人 (平成26～29年度の平均)					年間19万5千人以上	④
高等学校段階での不読率	33% (平成29年度)	→		30%	→	26%	⑤
栄養教諭が授業に参画している 学校の割合 (小中)	91.5% (平成28年度)	→		95%	→	100%	⑦
食に関する指導について児童生 徒の成果指標を設定している学 校の割合 (小中)	51% (平成30年度)	→		80%	→	100%	⑦
全国体力・運動能力、運動習慣 等調査における体力合計点 (小5, 中2)	小5男子 53.23 全国: 54.21 小5女子 55.00 全国: 55.90 中2男子 40.88 全国: 42.32 中2女子 49.40 全国: 50.61 (平成30年度)			全対象学年 で全国平均 と同程度と する。		全対象学年 で全国平均 を上回る。	⑧
全国体力・運動能力、運動習慣 等調査における1週間の総運動 時間420分以上の割合 (小5, 中2)	小5男子 55.6% 全国: 54.2% 小5女子 33.2% 全国: 30.7% 中2男子 83.0% 全国: 85.2% 中2女子 61.3% 全国: 62.7% (平成30年度)			全対象学年 で全国平均 と同程度と する。		全対象学年 で全国平均 を上回る。	⑧
むし歯のない生徒の割合(中1)	51.8% (平成29年度)	→		55%	→	58%	⑨
学校保健委員会に学校医等が参 加する学校の割合	70.2% (平成29年度)	→		80%	→	90%	⑨
歯肉に炎症所見を有する者の割 合 (中1, 高1)	中1 24.9% 高1 31.8% (平成29年度)	→		23%	→	20%	⑨

Ⅱ 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

Ⅱ－① 確かな学力の定着

【1 現状と課題】

- 教育基本法等の改正及び学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、今後求められる学力である基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立等を図る教育が展開されています。
- 小・中学校等における学力の状況としては、全国学力・学習状況調査において、ほとんどの教科で全国平均を下回っており、特に、小・中学校等とともに思考力、判断力、表現力等に課題が見られます。
また、家庭学習については「家庭学習60・90運動¹」を展開していますが、平日の家庭学習の時間が1時間以上の小学生は72.6%、中学生は75.8%となっており、全国平均より高い傾向にあります。
- 高等学校においては、生徒の将来の夢や幅広い進路希望を実現するため、それぞれの学校において進学や就職に対応できる学力の向上を推進しています。

【2 これからの施策の方向性】

- 児童生徒の学力・学習状況を客観的な調査に基づき的確に把握し、本県の実態に応じた学力向上策を推進します。
- 学力向上に向けて児童生徒の基礎的・基本的な知識及び技能と思考力、判断力、表現力等、主体的に学習に取り組む態度を育成する観点から、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を推進します。
- 各教科等において、記録、論述、討論、批評などの言語活動の充実を図ります。
- 各学校においては学校全体で学力向上に向けた組織的な取組を推進し、学力向上のPDCAサイクルの充実を図ります。
- 高等学校においては、生徒の学力と教員の指導力の向上を図る取組を推進します。

【3 主な取組】

- 学校、家庭、地域が学力や学習状況に関する調査等の結果に基づく課題を共有し、連携して学力向上が図られるよう具体的取組を推進します。
- 教員の手引書「学びの羅針盤」の活用や相互授業参観及び授業研究等を通して、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の取組を推進します。
- 小中高連携により、授業公開や授業研究及び相互授業参観等を通じた研修会を開催し、その成果を県下の教員で広く共有することによって指導力向上を図ります。
- 県教委、市町村教委の指導主事等による支援チームが重点的・計画的に訪問指導を行い、校内研修の充実や授業づくり等の支援を推進します。
- 「かごしま学力向上支援Webシステム」に掲載している演習問題等の利用促進や「家庭学習60・90運動」のより実効的な展開などにより、学力の定着と学習習慣の確立に努めます。
- 小学校低学年における30人学級の推進や、各学校の実態に応じた習熟度別指導、少人数指導などきめ細かな指導や、中学校における免許外教科担任解消のために必要な教員の配置に努めます。
- 学力向上に向けて、学生、保護者、教員OB等の外部人材を活用した取組や長期休業日を利用した各市町村の取組などを促進します。
- 高等学校では、生徒の学力の実態を定期的に把握し、課題を明らかにするとともに、改善に向けて計画的に学力の向上に努めます。

1 家庭学習60・90運動…家庭学習時間を、学年に応じ、少なくとも小学校では60分間、中学校では90分間を目安に確保し、学校で学んだことの復習など、基礎学力を定着させるための児童生徒の主体的な取組を促進する施策のこと

Ⅱ－② 特別支援教育の推進

【1 現状と課題】

- 障害者の権利に関する条約の批准や障害者差別解消法の施行を踏まえ、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が可能な限り共に教育を受けられるよう、多様で柔軟な学びの場を整備するとともに、一人一人の教育的ニーズに応える指導・支援の一層の充実が求められています。
- 本県においては、支援が必要な幼児児童生徒が在籍している全ての小・中学校等で、個別の指導計画や個別の教育支援計画が作成されるなど、校内支援体制は着実に整備されています。今後、特別支援学校のセンター的機能の活用や学校間連携の充実を図ることで、就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制を構築していく必要があります。
- 特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害特性や教育的ニーズ等に応じた指導・支援の一層の充実を図るとともに、一人一人の自立と社会参加に向けて、キャリア教育や職業教育を推進する必要があります。また、離島における特別支援教育の充実が求められています。
- 学校教育法施行規則の改正により、平成30年4月から高等学校においても「通級による指導」が制度化されたことを踏まえ、高等学校における特別支援教育を推進していく必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 障害者基本法や障害者差別解消法の趣旨を踏まえて、障害のある幼児児童生徒に対する正しい理解と認識を図るとともに、相談・支援体制の更なる充実に努めます。
- 移行期の学校間連携や、雇用先等との連携を充実することで、就学前から学校卒業後まで、一貫した、切れ目ない支援がなされるように努めます。
- 特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害特性や教育的ニーズ等に応じた指導・支援の一層の充実を図るための教職員の専門性の向上に努めるとともに、地域や関係機関等との連携を強化した職業教育等の推進を図ります。また、離島における特別支援教育の充実を図ります。
- 高等学校における「通級による指導」の充実を図るとともに、全ての高等学校における特別支援教育を推進します。

【3 主な取組】

- 共生社会の形成に向けた障害者理解を推進するために、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習を積極的に推進します。
- 市町村教育委員会における早期からの教育相談・就学相談体制の確立を促進するとともに、障害の状態や教育的ニーズ、保護者の意見等を踏まえた総合的な就学先の判断がなされるようにします。
- 全ての学校等で、基礎的環境整備を進めるとともに、本人及び保護者の意向を踏まえた合意形成を図り、適切な合理的配慮を提供することで、障害のある幼児児童生徒が、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を受けられるように努めます。

第4章 今後5年間に取り組む施策

- 学校等においては、特別支援学校のセンター的機能の更なる活用を図るとともに、個別の教育支援計画や移行支援シート等を作成・活用し、移行期の連携を充実し、就学前から学校卒業後まで切れ目ない支援体制の構築に努めます。
- 特別支援学校においては、個別の指導計画や個別の教育支援計画を踏まえた授業改善に関する教職員研修の充実やICT機器の活用等を通して、指導・支援の一層の充実を図ります。また、特別支援学校技能検定の実施や地域の企業や関係機関と連携したネットワークの活用など、キャリア教育や職業教育の更なる推進に努めます。
- 離島の特別支援学校高等部支援教室においては、指導内容や方法の工夫を図るとともに、地元高等学校との交流及び共同学習の推進に努めます。
- 高等学校における「通級による指導」については、一人一人の教育的ニーズに応じた指導内容・方法等の充実を図るとともに、全ての高等学校における特別支援教育に関する研修の充実や校内支援体制の整備などに努めます。
- 鹿児島市南部地区における高等部を有する特別支援学校の移転整備を進めます。

Ⅱ－③ キャリア教育の推進

【1 現状と課題】

- 児童生徒一人一人の進路意識を高め、学業の必要性や意義を実感し、自分の生き方や在り方と結びつけて考えるとともに、「社会的・職業的自立」に向け、必要な基盤となる能力や態度を発達段階に応じて育成することが必要です。
- 学校単位での職場体験・インターンシップは全ての公立中高等学校で実施されていますが、実施する際の事前・事後の学習を充実させ、体験をその後の学習に生かすことが必要です。
- 各学校では講演会等を実施し、自分の生き方について考える機会を設けていますが、更に企業経営者や技術者等による講話や出前授業の実施を通して企業等との連携を深め、「学び」と「実社会」の結びつきを強める取組を進める必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 発達段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を、学校の教育活動全体を通じて推進し、児童生徒の将来の夢や目標を持っている割合や、教科学習が将来社会に出たときに役立つと思う割合が増加するなど、進路計画や将来設計への関心・意欲を高めます。
- キャリア教育に関する教員の研修を充実させ、指導力の向上を図ります。
- 勤労観・職業観等を育成するため、企業や経済団体など関係機関との連携の強化を図ります。

【3 主な取組】

- 「キャリア教育の全体計画及び年間指導計画」を全ての学校で作成し、体系的・系統的な取組を行います。
- キャリア教育に関する教員の研修を学校及び教育委員会が連携して実施します。
- 中学校の職場体験学習について、事前・事後も含めた学習の充実に努めます。
- 小・中学校等において、学級活動を要としながら、教育活動全体を通じたキャリア教育を推進します。
- 生徒のコミュニケーション能力の向上や、学業と働くことの関連性への理解が深まるよう、全ての高校生がインターンシップや企業訪問等を体験できるよう取組を進めます。
- キャリア教育に関する意識調査等を実施し、児童生徒の変容を把握しながら、取組の充実に努めます。
- 企業等で活躍する人材を講師として学校に派遣したり、中・高校生のインターンシップの推進を図ったりします。
- 児童生徒がキャリア教育に係る活動を記録し蓄積する教材等の活用促進を図ります。

Ⅱ－④ 産業教育の推進

【1 現状と課題】

- 本県の公立高等学校の生徒は、平成29年度において約43%が専門学科等で学んでおり、全国でも2番目に高い状況にあります。
- 専門学科等に学ぶ生徒に、専門的な知識や技術・技能を身に付けさせるとともに、将来の地域産業を担う人材を育成するため、専門高校が企業や地域等との連携をより一層図る必要があります。
- 技術革新やグローバル化の一層の進展等に対応し、規範意識や倫理観を身に付け、地域や社会の発展を担う創造性豊かな人材を育成する必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 専門性の高い技術・技能を習得した将来のスペシャリストを育成します。
- 将来の地域産業の担い手を育成する職業教育の充実を図ります。
- チャレンジ精神などの積極性・創造性を育む教育活動を推進します。

【3 主な取組】

- 各種上級資格取得や競技会等へ進んで挑戦するなど、意欲的な態度を身に付けた生徒を育成します。
- 各学校が実施する現場実習や経営者・技術者等による講演会など、進路意識が高まる取組を進めます。
- 地域と連携・協働して地域や社会の課題を解決する取組を通して、生徒のコミュニケーション能力や企画力・発信力を高めます。
- 県産業教育審議会等の意見を踏まえ、各専門高校の教育の内容及び方法の改善等に生かします。
- 就職を希望する全ての生徒に進路希望に応じた専門的な知識・技能を習得させるとともに、県内企業についての情報提供を行います。
- 企業や経済界と連携するなどし、本県の産業等についての理解を進め、子どもたちに、一人一人が本県の担い手であるということの意識を醸成します。

Ⅱ－⑤ 幼児教育の充実

【1 現状と課題】

- 社会状況の変化等による幼児の生活体験の不足等から、基本的な技能等が十分に身に付いていないという課題が指摘されています。また、近年、幼児期の教育がその後の生活等へ与える影響に関する研究が進み、幼稚園や保育所、認定こども園の区分や設置主体の違いに関わらず、全ての子どもが健やかに成長できるよう、幼児期から質の高い教育を提供することの重要性が高まっています。
- 幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領が、平成30年度から施行され、各幼児教育施設では改訂の趣旨に沿った教育・保育の充実に取り組んでいます。
- 世帯構造の変化や地域社会の変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも身近に相談できる相手がいなかった家庭教育を行う上での課題が指摘されており、子育てに喜びや生きがいを感じ、子どものよりよい育ちを実現できるような子育て支援が求められています。

【2 これからの施策の方向性】

- 幼稚園、保育所、認定こども園（以下「幼稚園等」という。）がそれぞれの特色に応じた幼児教育を実施できるように、関係部局との連携を密にし、幼児教育全体の質の向上に努めます。
- 幼児期の教育と小学校教育の接続を図るため、幼稚園等と小学校等が連携した取組の一層の推進を図ります。
- 幼稚園等、家庭、地域の連携により、幼稚園等を活用した子育て支援に係る取組を推進します。

【3 主な取組】

- 幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨に沿った教育及び保育が確実に実践されるよう、教諭及び保育教諭、保育士に対する研修の充実を図り、教職員の資質向上に努めます。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を幼稚園等と小学校等の教職員が共有するなどの連携を図り、小学校入学当初においては合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定などの工夫に努めます。
- 関係機関と幼稚園等、家庭、地域が連携し、幼稚園等の施設の開放、保護者同士の交流、子育てについての情報提供や指導・助言などの子育て支援に係る取組を促進します。

Ⅱ－⑥ 郷土教育の推進

【1 現状と課題】

- 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う郷土教育の推進が必要です。
- 明治維新期をはじめとする本県の歴史や先人の偉業についての正しい理解を図り、郷土への誇りを育てる教育を一層充実する必要があります。また、平成30年12月に、県民が郷土に対する理解と関心を深めることを目的として、鹿児島県県民の日を定める条例が制定されました。
- 全国学力・学習状況調査の結果を見ると、全国平均に比べ、地域の行事や地域でのボランティア活動などに参加している児童生徒が多いことが分かります。
- 少子高齢化・過疎化や市町村合併等により、伝統芸能や集落の歴史等の継承が難しくなっています。
- 観光立国推進基本法や観光立県かごしま県民条例などにおいて、観光の振興に寄与する人材の育成が掲げられています。

【2 これからの施策の方向性】

- 各学校において、郷土芸能や伝統産業を体験する活動や先人の業績や生き方について学ぶ活動などの充実を図り、鹿児島の魅力を語る人材の育成に努めます。
- 地域行事への参加など、地域の中で児童生徒を育成する素地がある状況を生かすとともに、地域にある歴史民俗資料館などの施設利用の促進なども含め、郷土教育の推進を図ります。
- 郷土鹿児島に誇りをもち、未来を担う子どもたちを育てるために、教職員が鹿児島の文化、歴史、伝統等についての理解を深め、教育実践がなされるよう、郷土教育に関する教職員の資質の向上を図ります。
- 貴重な鹿児島の伝統文化の継承について、関係機関と連携しながら、継承できる仕組みづくりなどの取組に努めます。

【3 主な取組】

- 各学校において、授業や学校行事等を通して、観光資源など郷土の素材を生かしながら、郷土の魅力について調べ、発表し合うなど郷土に根ざした教育活動の一層の充実を図ります。また、我が国や郷土の地理・歴史、伝統、文化について理解を深めさせるとともに、国旗・国歌を尊重する取組に努めます。
- 各学校において、学校行事や授業等で、地域と学校がより連携して、地域に根ざした特色ある郷土教育の取組が行われるよう指導します。また、「県民の日」において、郷土の歴史や文化など、郷土に対する理解と関心を深めるための取組に努めます。
- 「かごしまジュニア検定」や「かごしま検定」（鹿児島観光・文化検定）などについて、児童生徒の受検や教員研修での活用を推奨するとともに、関係機関との連携を図るなど必要な条件整備を行います。
- 各市町村教育委員会が管内の郷土素材の収集、吟味、教材開発等が行えるように、事例を幅広く紹介するなど積極的な取組を推進します。

- 「ふるさとの心」や「郷土の先人」、「不屈の心」など、これまで発行した郷土に関する資料を活用し、道徳教育の充実を一層図るとともに、指導事例を学校に配布するなどして、郷土教育の充実を支援します。
- 郷土教育に関する教職員の研修の充実に努めます。
- 学校給食における地場産物の活用や、地域の郷土食等の提供などを通して、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めます。

Ⅱ－⑦ 教育の情報化の推進

【1 現状と課題】

- 急速に発展する社会の情報化に対応するため、児童生徒の情報活用能力を育むとともに、プログラミング教育、情報モラルの育成の充実が求められています。
- 平成29年度「学校における教育の情報化等の実態に関する調査」（文部科学省）によると、本県教員のICT活用指導力に関する研修を受講した教員の割合は、全国平均よりも高い状況です。一方で、「授業中にICTを活用して指導すること」や「児童生徒のICT活用を指導すること」、「情報モラルなどを指導すること」について「わりにできる」、「ややできる」と回答をした教員の割合は、全国平均よりも低い状況となっています。
- また、同調査によると、本県の学校におけるICT環境の整備状況は、教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数が、3.3人/台で全国でも上位です。
- 平成30年度の高校生の携帯電話、スマートフォンの所持率は95.4%であり、小学生、中学生の普及率も高まりつつあります。そのため、ネット依存、情報モラルや外部からの情報を適切に判断し、ネット犯罪の被害から身を守ることにについて早期からの体系的な指導を充実させる必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 教科指導等におけるICTの効果的な活用により、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うとともに、児童生徒の情報活用能力の育成に努めます。
- 情報化社会において、適正な活動を行うための基になる人権の尊重や危険回避、健康との関わりなどの理解と態度を育成する情報モラル教育の充実を図ります。
- 論理的思考力を高めるために、プログラミング教育の充実を努めます。
- ICTを活用し、児童生徒の情報を共有することによる、きめ細かな指導を目指すとともに、学校の情報発信に努めます。
- 国のICT環境の整備方針等も踏まえ、学校におけるICT環境整備の推進に努めます。

【3 主な取組】

- 教員に対するICTを活用した指導力を向上させるための研修を充実させます。
- 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の実現に向け、各教科等においてテレビ会議システムやICT機器を活用した授業実践を推進します。
- 新学習指導要領において、情報活用能力（情報モラルを含む。）が学習の基盤となる資質・能力として位置付けられたことを踏まえ、各教科や総合的な学習の時間等においてICTなどを積極的に活用し、児童生徒の情報活用能力を育成します。
- ネット依存や情報モラル等について、児童生徒への指導を行うとともに、啓発資料の活用や各種研修会への職員派遣などを通して、フィルタリングの設定や家庭内ルール策定に係る保護者への啓発に努めます。
- 新学習指導要領に示された各教科等におけるプログラミング教育の充実や地域人材を活用したプログラミング教育の推進に努めます。
- 教職員が校務においてICTを活用し、児童生徒の情報共有や効率的な成績処理

など、きめ細かな指導を行えるような環境の整備を推進します。

- 学校ウェブサイトの活用などにより、教育活動などを情報発信し開かれた学校づくりに努めます。
- 市町村とも連携し、学習者用コンピュータや普通教室における無線LANなど、学校におけるICT環境の整備に努めます。
- 学校における情報セキュリティの確保に取り組み、教師及び児童生徒が安心して学校でICTを活用できる環境の整備に努めます。

Ⅱ－⑧ 社会の変化に対応した教育の推進

(7) 環境教育

【1 現状と課題】

- エネルギー・環境問題は、人類の将来の生存と繁栄にとって重要な課題であり、教育基本法に、教育の目標として「生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が規定されています。
- 南北600kmに及ぶ広大な県土には、世界自然遺産の屋久島など、多様で固有性の高い生態系が広がっています。また、奄美は「奄美、徳之島、沖縄島北部及び西表島」として、世界自然遺産への登録に向けた取組が進んでいます。
- 「鹿児島県環境教育等行動計画」に基づき、「人と自然が調和する地球にやさしい社会づくり」を担っていく人材の育成を図るための環境教育を推進しています。
- 学校においては、自然の豊かさとそれを支える地球環境、開発と環境保全とのバランス、環境に配慮した消費生活等について学習しており、ゴミの分別やリサイクル活動、環境美化活動等、体験的な活動を実施しています。

【2 これからの施策の方向性】

- 持続可能な社会の担い手を育成するため、学習指導要領に基づき各教科等の学習と体験的な活動を関連付けて、教科等横断的な環境教育を進めます。
- 「鹿児島県環境教育等行動計画」に基づき、学校と地域の人材や関係団体等との連携・協働を図り、地域の特性を生かした自然体験活動の取組を推進します。
- 地域の自然体験活動を通して生物多様性や外来種等への理解を深め、自然保護や環境保全への意識を高める学習を一層推進します。

【3 主な取組】

- 各教科や総合的な学習の時間、総合的な探究の時間、特別活動などの授業における学習やリサイクル、ごみの分別など日常生活における活動等、教育活動全体を通して、環境保全活動及び環境教育の充実・推進を図ります。
- 地域の環境保全への参加意識を育てる環境美化活動の充実を図ります。
- 県総合教育センター等で環境教育に関する研修を行い、教職員の資質向上を図ります。
- 世界自然遺産の屋久島など、世界に誇る身近な地域の自然について、児童生徒が理解を深める体験的な学習の充実を図ります。
- 環境教育を推進するための核となる人材の育成を図ります。
- 生物多様性や外来種等の状況の理解が深まるよう、県立博物館等の収蔵資料データベースなどの共有・活用を図ります。

(1) 福祉教育・ボランティア活動

【1 現状と課題】

- 児童生徒が乳幼児や高齢者及び介護を必要とする人の気持ちにふれたり、生活上の困難さを体感したりして、福祉や介護への関心を高め、よりよい生き方を目指していくことは極めて重要です。今後一層の高齢化が進行する中で、一人一人の児童生徒に対して福祉や介護に関する問題意識を身に付けさせる取組を進めていくことが必要です。
- 本県では、各小・中学校等が総合的な学習の時間等で福祉施設の訪問活動等を実施しており、これらの体験学習を行っていない学校でも、家庭科や社会科でバリアフリーやボランティア活動などについて学習したり、地域の高齢者との交流活動を実施したりしています。
- 県立高等学校では、全ての高校生が家庭科で、乳幼児との触れ合いや車いす等を用いた介護実習を取り入れるなどして、乳幼児や高齢者の福祉について基礎的な学習をしています。また、福祉に関する専門学科を設置している高等学校では、介護福祉士の養成に取り組んでいます。

【2 これからの施策の方向性】

- 児童生徒の発達の段階を踏まえた、「福祉の心」を育てる教育の充実に努めます。
- 関係機関等との連携を深めて、福祉やボランティアに関する体験的な活動の充実に努めます。

【3 主な取組】

- 児童生徒の発達の段階に応じ、乳幼児・高齢者・障害者に対する思いやりの心などを醸成するための指導計画作成や教職員の指導力の向上に努めます。
- 関係団体や地域の福祉施設等との連携により、福祉・ボランティアに関する体験活動の充実に図ります。

㊦ 国際理解教育

【1 現状と課題】

- グローバル化の一層の進展が予想される中、日本人としての自覚を持ち、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、コミュニケーション能力、主体性・積極性や異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成するため、国際理解教育を推進することは重要です。
- 各学校では、外国語教育の充実が図られ、ALTとのチーム・ティーチングによる授業などを通して、児童生徒の実践的なコミュニケーション能力を高めたり、地域に住む外国人を招いて異文化体験を行ったりするなどの実践的取組が広がっています。
- 学習活動の中では体験活動や交流活動に加え、他を尊重し、自分の考えや思いを発信するなどの活動を充実させる必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 各学校段階において、これからの国際社会において自ら思考し判断し、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができる国際感覚をもった児童生徒の育成に努めます。
- グローバル化に対応した英語教育の充実を図るため、国の動向を踏まえ、新学習指導要領の着実な実施など、計画的な取組を推進します。

【3 主な取組】

- 小学校において、外国語教育の早期化、授業時数の増加に対応するとともに、「聞くこと」や「話すこと」を中心とした活動の充実を図ります。小学校中学年では外国語に慣れ親しむ外国語活動、高学年では中学校への円滑な接続を図るための外国語科の授業づくりを推進します。
- 小・中・高等学校等において、外国語による言語活動を通してコミュニケーションを図る資質・能力を身に付けられるよう、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図るとともに、総合的な学習の時間等において、国際理解に関する学習などの充実を図ります。
- ALT等との交流を深めるなど、児童生徒が外国語を使ってコミュニケーションをとる機会の提供を推進します。
- 我が国や外国の文化や習慣などを比べたり、調べたり、体験したりしたことについて、議論や発表するなどの幅広い学習活動の展開に努めます。
- 高等学校においては、必要に応じて外部機関等と連携し、学校に人材を派遣することにより国際理解教育を支援します。
- 外国語教育及び国際理解教育に関する教職員の研修の充実を図ります。

(I) 消費者教育

【1 現状と課題】

- 近年、消費者を取り巻く社会経済状況は厳しく、消費生活と経済社会との関わりが、グローバル化、高度情報化の進展等により多様化・複雑化し、地域・家族のつながりが弱まるなか、消費者被害も多様化・深刻化しています。
このような中で、児童生徒の発達の段階を踏まえ、消費生活についての基礎的な知識や基本的な考え方を習得させることによって、資源や環境に配慮し、消費者として適切に意思決定する能力や、責任をもって行動できる能力を育成することが求められています。
- 学校では、学習指導要領に基づき、物やお金の大切さに気付かせるとともに、計画的な使い方などの消費生活や消費者の権利と責任などについて学習しています。また、クレジットカードの安易な使用や消費者金融への依存による多重債務や自己破産が社会問題化していることを理解させるとともに、消費者トラブルの未然防止や自立支援なども含めた消費者行政等についても学習しています。
- 多くの高等学校では、消費者トラブルを未然に防止するための消費生活講座等を実施しています。

【2 これからの施策の方向性】

- これからの変化の激しい社会において、自ら思考し判断することのできる金銭・金融感覚を持った児童生徒の育成を図ります。
- 消費者トラブルの防止など、児童生徒の発達の段階に応じた消費者教育の充実に努めます。
- 成年年齢の引き下げに対応した契約の重要性や、消費者保護に関する指導の充実に努めます。
- 情報機器等を利用した架空請求など、多様化する問題に対応する能力を育成します。

【3 主な取組】

- 物の大切さ、勤労の価値と意義、健全な金銭感覚、金融の仕組み、消費者保護等について理解させ、消費者として主体的に判断し、責任をもって意思決定できるよう、児童生徒の発達の段階に応じた指導計画の作成や教材の活用、教職員の指導力の向上に努めます。
- 関係機関と連携し、金銭教育及び金融教育に関する研究推進を図るとともに、研究校の研究成果の普及に努めます。
- 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」に基づいて、教育活動の全体を通じて、児童及び生徒の発達の段階に応じた消費者教育を推進します。
- 高等学校では、外部講師による消費生活講座など、社会の変化に対応した消費者教育の充実に努めます。
- 情報機器等を利用した消費者トラブル等について、啓発資料の活用等を通して児童生徒の指導や保護者への啓発を推進します。

(オ) 主権者教育

【1 現状と課題】

- 公職選挙法の改正に伴う選挙権年齢引下げをうけ、満18歳を迎えた高校生が、有権者として適切に行動できるよう、発達の段階において計画的な指導が行われています。
- 学校では、学習指導要領に基づき、主体的に社会の形成に参画しようとする態度や多面的・多角的に考察して表現する力の大切さに気付かせるとともに、副教材を活用した学習をしています。
- 主権者として、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養や、よりよい社会の実現に向けて課題を主体的に解決しようとする態度の育成が必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を発達の段階等に応じて身に付けさせます。
- 政治的中立性の確保に留意しながら、国家及び社会の責任ある形成者となるための政治的教養を高める教育の充実に努めます。

【3 主な取組】

- 各教科、総合的な学習の時間、特別活動等において、関係機関と連携して、模擬投票などの体験型の学習や出前授業等の主権者教育を計画的に実施します。
- 児童生徒が主体的に判断し、責任をもって意思決定できるよう発達の段階に応じた指導計画の作成や教職員の指導力の向上に努めます。

〔計画期間における数値目標〕

Ⅱ 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

項目	現状	年度					関連 施策
		2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	
全国学力・学習状況調査における平均正答率 (小中)	小：国語A 70 国語B 53 算数A 64 算数B 49 ----- 中：国語A 75 国語B 58 数学A 64 数学B 45 (平成30年度)	全教科で 全国平均を上回る。	→	→	→	→	①
研究授業を通じた組織的な校内研修の実施率 (小中高)	95.1% (高校) (平成29年度)	→	→	100%	→	→	①
【再掲】 高等学校段階での不読率	33% (平成29年度)	→	→	30%	→	26%	①
対象児童のうち、小学校入学時に移行支援シート等を活用して引継ぎを受けた割合	50.6% (平成30年度)	→	→	70%	→	80%	②
対象生徒のうち、中学校入学時に移行支援シート等を活用して引継ぎを受けた割合	46.8% (平成30年度)	→	→	70%	→	80%	②
対象生徒のうち、高等学校入学時に移行支援シート等を活用して引継ぎを受けた割合	31.9% (平成30年度)	→	→	50%	→	60%	②
キャリア教育にかかる体験的な学習の在学中の体験率 (公立高校)	68.3% (平成29年度)	→	→	80%	→	100%	③
幼児と児童との交流を実施している小学校の割合（幼稚園等のないところは除く）	97.9% (平成29年度)	→	→	100%	→	100%	⑤
ICTを活用して指導できる教員の割合	75.9% (平成29年度)	→	→	100%	→	100%	⑦
体験的な環境学習の実施率 (小中)	100% (平成30年度)	→	→	→	→	→	⑧
福祉・ボランティアに関する体験活動の実施率 (小中高)	100% (平成30年度)	→	→	→	→	→	⑧
A L Tを活用した授業の実施校数	100% (平成30年度)	→	→	→	→	→	⑧
CEFR A1レベル（英検3級程度）相当以上の英語力を有すると思われる生徒の割合 (中3)	36.9% (平成29年度)	→	→	全国平均と同程度とする。	→	全国平均を上回る。	⑧
CEFR B2レベル（英検準1級程度）相当以上を取得している中学校英語担当教員の割合	28.9% (平成29年度)	→	→	全国平均と同程度とする。	→	全国平均を上回る。	⑧
英語に関するスピーキングテスト及びライティングテストの実施率 (公立高校)	調査なし	→	→	100%	→	100%	⑧

Ⅱ 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

Ⅲ 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

Ⅲ-① 開かれた学校づくり

【1 現状と課題】

- 教職員による学校の自己評価及び保護者等による学校関係者評価の実施・公表により、開かれた学校づくりの推進とP D C Aサイクルの充実・改善が求められています。
- 全ての公立学校において自己評価、学校関係者評価が実施されており、またその結果は公表されています。
- 地域が育む「かごしまの教育」県民週間は、全ての公立学校（幼稚園を含む）で取り生まれ、毎年多くの県民が参加するなど、全県的な活動として取り込まれています。

【2 これからの施策の方向性】

- 各学校で実施している学校評価を基にした学校運営のP D C Aサイクルの充実・改善に努めます。
- 地域に信頼される学校づくりを進めるため、各学校が家庭や地域に説明責任を果たすことにより、学校、家庭、地域の緊密な連携を推進します。
- 保護者や地域住民への学校開放に関わる行事を推進し、県民一人一人が鹿児島県の教育について考える気運を高めます。
- 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指して、学校全体で児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握するとともに、地域の教育資源や人材を生かし、教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めます。

【3 主な取組】

- 各学校が、評価結果の公表など積極的な情報公開やその結果に基づく各教科の授業改善をはじめとする学校運営の改善を図る取組を推進します。
- 学力や学習状況に関する調査等の結果をもとに、各学校が校内におけるP D C Aサイクルを構築し、アクションプランを作成・実施し、成果や課題を把握しながら、計画的、具体的な改善を行うよう指導します。また、公表することにより、学校、家庭、地域が学校の課題を共有し、連携して学校改善が図られるよう具体的取組を推進します。
- 学校からの評価報告書に基づいた支援や条件整備等の改善が適切になされるよう、設置者である市町村教育委員会の積極的な取組を促進します。
- 11月1日から7日までを地域が育む「かごしまの教育」県民週間として設定し、この週間において各学校で授業参観等を実施するなど、開かれた学校づくりの取組を推進します。
- カリキュラム・マネジメントに関する研修をとおして、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげます。

Ⅲ－② 学校運営の充実

【1 現状と課題】

- 公立学校の運営は、関係法令に基づき、教育委員会及び校長の権限と責任の下で行われています。
- 管理職の資質向上を図るため、新任・経験者研修のほか、小・中学校等は教育事務所単位での研修、県立学校は地区別での研修などを実施しています。
- きめ細かで質の高い教育の展開を支援・強化するための教職員配置に努めています。
- 各学校の教育目標が達成されるためには、体系的な教育が組織的に行われなければならないと、そのためには、管理職が社会の要請に的確に対応できる明確なビジョンのもと指導力を発揮するとともに、適正な教職員配置を行うことが求められています。
- 学校における課題が複雑化・多様化する中、学校の役割は拡大せざるを得ない状況となっており、一方で教員の長時間勤務という形で表れています。
- 学校と地域の人々が学校運営についての目標を共有し、一体となって地域の子どもたちを育てていくためには、保護者や地域住民等が学校運営に参画することがこれまで以上に求められています。

【2 これからの施策の方向性】

- 管理職の資質向上を図るため、必要な取組を推進します。
- 学校の組織体制や指導体制の充実を図るため、管理職の登用を含め、適切な教職員配置などを推進します。
- 学校の教職員以外の心理や福祉、法律相談等の専門スタッフ等の多様な人材が、それぞれ異なる専門性を生かし、連携・分担して課題に対応する「チーム学校」の実現に向けた取組を推進します。
- より専門性の高い教員を確保するため、専修免許状や複数の免許状等を有する教員の採用に努めます。
- 特別支援教育の充実を図るため、特別支援学校との交流研修等を推進します。
- 質の高い教育を持続発展させるために、学校における業務改善を実質的かつ着実に推進します。
- 保護者や地域住民等が学校運営に参画するための体制を充実させ、家庭や地域と学校との連携・協働を推進します。

【3 主な取組】

- 管理職としての人格・識見に優れ、心身ともに健康で、今日的課題に対応できる管理職の登用を図ります。
- 管理職として社会の要請に的確に対応できるよう、明確なビジョンや実践的指導力を養うための研修の充実を図ります。
- 活力ある学校教育を実施するため、学校運営上の必要性を一層考慮した教職員定数の確保や適材適所の教職員配置などの人事管理に努めます。
- 「チーム学校」としての教育体制の整備を推進するとともに、教職員への研修等を実施し、組織的な体制により児童生徒のための支援を行います。
- 「学校における業務改善方針」を踏まえ、数値目標を設定し、中長期的な具体的取組を実施します。
- 学校事務のより一層の効率化を進め、事務職員の主体的・積極的な校務運営への参画を推進します。
- 学校評価等により、学校運営の改善や学校組織の活性化等を推進します。
- コミュニティ・スクールの導入を促進するなど、保護者や地域住民の学校運営への参画を促す取組を推進します。

Ⅲ－③ 公立高等学校の活性化

【1 現状と課題】

- 高等学校教育の充実のためには、教職員の指導力の向上、生徒の学ぶ意欲の向上に向けた取組を進めるとともに、各学校の地域との連携や特色ある教育活動を推進する必要があります。
- 充足率の低い状態が継続している学校・学科においても、生徒確保に向けた魅力づくりや情報発信などを行っていますが、引き続き地元や学校関係者が一体となった積極的な取組を推進する必要があります。
- 長期的な生徒減少が進む中で、高等学校教育としての専門性の確保、教育水準の維持・向上を図り、地域に信頼され、魅力ある学校にするため、高校の在り方を検討する必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 生徒の学力向上、学校の特性を生かした教育活動の充実、学校運営の改善、教職員の資質向上等を推進し、学校の活性化を図ります。
- 高等学校学習指導要領や高大接続改革の趣旨を踏まえた指導・評価の工夫・改善を図ります。
- 高等学校の活力や専門性、教育水準の維持向上を図り、地域に信頼され、魅力ある学校にするため、高等学校の在り方について県全体の高校教育振興の視点から検討します。

【3 主な取組】

- 学力の三要素（知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等）を踏まえた指導により、進学や就職に対応できる学力の向上に努めます。
- 地元自治体、地元企業やNPO法人、大学等との連携を推進し、地域に密着した活動や特色ある教育活動等に取り組み、学校の活性化を図ります。
- 学校評価等により、学校運営の改善や学校組織の活性化を推進します。
- 研修の充実や教職員の人事評価制度、教職員表彰制度等により、教職員の意欲を高め、資質向上を図ります。
- 県立初の併設型中高一貫教育校である楠隼中学校・楠隼高等学校においては、特色ある教育内容等が広く周知されるよう、積極的な広報活動に取り組むとともに多様な教育活動の展開による独自の校風確立に努め、全人教育を推進します。
- 今後の県立高等学校の在り方については、学科や地域の実情を踏まえ、個別にその在り方を検討します。

Ⅲ－④ へき地・小規模校教育の振興

【1 現状と課題】

- 本県の公立小・中学校の約40%はへき地等にあります。また、小学校の約74%は11学級以下の小規模校であり、小学校225校、中学校34校、義務教育学校1校が複式学級を有しています。児童生徒の約8人に1人はへき地等の小規模校で学んでおり、本県教職員の約4人に1人はへき地等の学校に勤務しています。これらのことから、へき地・小規模校教育の振興を図ることは、本県教育の振興を図る上で重要です。
- へき地等には、豊かな自然や大切に守られてきた地域の伝統芸能など様々な教育資源が見られ、県内各地のへき地校では、総合的な学習の時間等で、地域の伝統文化などを生かした特色ある教育活動が展開されています。
- 学校規模による学力の傾向について、全国学力・学習状況調査の結果では、小・中学校等とも総じて大きな差は生じておらず、また、複式学級を有する学校とそうでない学校の平均正答率も同程度であるという結果が得られています。

【2 これからの施策の方向性】

- へき地・小規模校ならではの「よさ」を積極的に生かした特色ある教育活動を推進します。
- 複式学級の指導の在り方や各教科等の授業の進め方等に係る教職員の指導力の向上を図るとともに、へき地・小規模校に勤務する教職員の研修機会の確保に努めます。

【3 主な取組】

- へき地・複式教育指導資料の作成・配布や実践事例の紹介により、へき地・複式教育の充実に努めます。
- 大規模校との交流学习や小規模校同士の集合学習、複数の学年による合同学習の促進やICT機器等を活用した教育方法の改善等を行います。また、関係市町村で取り組まれている山村留学及び小規模校特別認可制度等の情報について、県教育委員会ホームページ等の中で広報するなどし、へき地・小規模校の活性化に努めます。
- へき地等で行う研修や県総合教育センターが行う研究提携事業、複式学級担任や中学校免許外教科担任教員を対象とした研修の一層の充実に図り、へき地・小規模校に勤務する教職員の資質向上に努めます。

Ⅲ－⑤ 教職員の資質向上

【1 現状と課題】

- 児童生徒が、基礎的・基本的な学力を含め、心豊かにたくましく生きる力を身に付けるとともに、それぞれの個性や能力を伸ばすような教育が行われるよう、教育者としての使命感や責任感、教育の専門家としての確かな力量など、教職員の資質を総合的に向上させることが求められています。
- 教職員の資質向上を図るため、かごしま教員育成指標及び教員等研修計画を踏まえ、採用、研修の各段階での取組の充実を図っています。
 - ・ 養成段階では、県教員資質向上協議会等における大学等との連携を図り、大学で質の高い教員養成が図られるような取組を行う必要があります。
 - ・ 採用段階では、心身ともに健やかで、専門的な知識、教育に対する情熱や使命感を備え、的確なコミュニケーション能力等、人間的な魅力をもつ優れた人材を確保する必要があります。
 - ・ 採用後の研修段階では、初任者研修や経験年次別研修、新任校長などの職務別研修を行うとともに、カウンセリングに関する研修など教職員の希望に応じて受講できる様々な研修を実施しています。今後も生涯学び続ける教職員を目指し、課題に応じた研修を充実させていく必要があります。
- 信頼される学校づくりのため、教職員の資質向上を図る必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 教職員としてふさわしい優れた人材の確保に努めるとともに、教職員の人事評価の一層の充実などにより、適切な人事管理に努めます。
- かごしま教員育成指標及び教員等研修計画に基づき、教職員研修の内容の充実、精選、効率化を図り、教職員の資質向上に努めます。
- 信頼される学校づくりのための委員会の充実を図り、学校の活性化対策を話し合い、実践することで、教職員の所属感や自己有用感の高揚を図ります。

【3 主な取組】

- 大学や教職大学院等との連携を図り、大学等で質の高い教員養成が行われるような取組を推進します。
- 中長期的な視点に立った計画的な教職員の採用を行うとともに、採用の在り方や多様な選考方法についての研究等を行い、優れた人材の確保に努めます。
- 「かごしま教員育成指標」の理解促進を図り、教職員のライフステージに応じた各種研修の改善・充実に取り組むとともに、校内研修や総合教育センターの機能を生かした研修を推進します。
- 民間企業等への派遣や農業体験、ものづくり体験等による研修を通して、教職員の視野を広げ、教育者としての使命感、豊かな教養等の涵養に取り組みます。
- 鹿児島大学教職大学院や総合教育センター長期研修、教職員支援機構の中央研修等への派遣研修を通して、教育者としての職責感や専門性の向上を図ります。
- 教職員の人事評価を一層充実させ、教職員一人一人の資質向上を図るとともに、学校組織の活性化に努めます。
- 教職員の意欲及び資質の向上を図るため、優れた実績を上げた教職員及び教職員組織を優秀教職員として表彰を行います。
- 良好な教育環境を児童生徒に提供するため、資質の向上を必要とする教員に対しては、指導改善研修等を実施し、指導力の改善を図ります。
- 信頼される学校づくりのために、服務規律に関する指導の徹底を図ります。

Ⅲ-⑥ 安全・安心な学校づくり

【1 現状と課題】

- 学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、児童生徒の「生きる力」を育むための教育環境として重要な意義をもつだけでなく、地震などの災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要です。
- 本県の公立学校施設の建物構造体の耐震化率は、平成30年4月1日現在、小中学校99.9%、高等学校99.5%、特別支援学校100%であり、学校の統廃合等を検討している一部の市町村を除き、おおむね完了しています。
しかし、屋内運動場等の照明器具などの落下防止対策など非構造部材の耐震化は、建物構造体に比べ進んでいない状況となっています。
- 鉄筋コンクリート建築物の耐用年数とされる建築後47年以上経過した公立学校施設の保有面積は、市町村立学校で約24%、県立学校で約32%となっていますが、今後ますます増加するため、建物の長寿命化などの対策が必要になっています。
- 県内の全ての学校においては、東日本大震災の教訓等を踏まえ、様々な災害を想定して、校内の防災体制を整えるとともに、児童生徒が安全かつ迅速に避難できるよう避難訓練等を実施しているところです。
今後も引き続き児童生徒に対し、様々な災害に応じた避難方法等を理解させるとともに、児童生徒自らが正しい判断と臨機応変の行動がとれるように指導する必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 県立学校及び市町村立学校の耐震性がない建物構造体や非構造部材について、できるだけ早く耐震化を図ります。
- 社会状況の変化・多様な学習活動等に対応できるよう、老朽化した学校施設を機能改善するとともに長寿命化を図ります。
- 関係機関と連携し、児童生徒への安全教育を推進するとともに、各学校の安全管理体制整備を推進します。

【3 主な取組】

- 県立学校においては、人に重大な被害を与えるおそれのある非構造部材の耐震化について、引き続き対策を実施します。
- 市町村立学校の建物構造体や非構造部材の耐震化について、補助率の嵩上げ措置や全国防災事業債などの財政支援措置を活用し、早期の耐震化の完了を図るよう市町村に要請します。
- 学校施設を長期にわたり有効に活用するため、老朽化した学校施設の適時適切な改築や改修整備を行うとともに、建物法定点検等により、施設の安全確保を図ります。
- 学校安全教室や避難訓練等の実施により、児童生徒に危険予測・危険回避能力を身に付けさせるための安全教育を積極的に推進します。
- すべての学校において、実態に応じた危険等発生時対処要領を作成するとともに、随時見直しを図り、最新の情報に更新するよう努めます。
- 学校と家庭、地域が連携して、児童生徒自ら緊急時に正しい判断と臨機応変の行動がとれるような指導體制の充実に努めます。
- 警察等と連携し、不審者情報等児童生徒の安全に関する情報を共有し、事件、事故からの安全確保を図ります。

Ⅲ-⑦ 「学びのセーフティネット」の充実

【1 現状と課題】

- 家庭の経済状況に関わらず、全ての子どもが質の高い教育を受けられるよう、切れ目のない経済的支援や学習支援等の総合的な対策を進めることが重要です。
- 経済的困難を抱える家庭の子どももしっかりとした学力を身に付けることができるよう、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力保障を図るとともに、学校を窓口とした福祉関係機関等の担当者との連携、幼児期から高等教育段階までの切れ目のない経済的支援、地域住民等の協力による学習支援等の総合的な対策を進めることが求められています。
- 本県の就学支援制度の対象となっている小中学生の割合は、全国平均よりも高い状況ですが、実施主体である市町村では、制度の拡充などを行っているところです。
- また、高校卒業後の家計における教育費負担の軽減を図るため、本県独自の奨学金制度を創設しましたが、国においても給付型奨学金が創設され、高等教育無償化の検討も進められています。
- 生活困窮世帯の子どもを対象に、地域における学校以外の場において、高校進学・中退防止の支援を行うことを主眼に置きつつ、子どもの学習支援事業を実施しています。
- グローバル化の進展によって、海外に在留した後に帰国した児童生徒や、外国人児童生徒など、国内の生活に適應することができるような指導が必要な子どもの増加が見込まれます。

【2 これからの施策の方向性】

- 家庭の経済状況や地理的条件等にかかわらず、安心して教育を受けられるよう、多様なニーズに応じた環境づくりを図ります。
- 高等学校等における教育に係る経済的な負担の軽減を図るとともに、経済的理由により、就学を断念することがないように、必要な支援を行います。
- 生活困窮世帯の子どもは、自尊感情の醸成、ソーシャルスキルや生活環境の向上といった生活面の課題を抱えている場合があることや、子どもとの関わりが少ない親等の養育に関する課題のため、居場所の提供や親への養育支援等や地域における家庭教育支援の推進に向けた子育て支援との連携を進めます。

【3 主な取組】

- 義務教育に係る教育費について、市町村に対し、就学援助の充実等について要請を行うとともに、市町村と連携して、制度の更なる周知を図っていきます。
- 学校給食費の助成の充実に向けた先進的な取組を行っている県内・県外の市町村の状況及び国の動向等について、情報発信を行い、必要な助言を行っていきます。
- 高校生等のいる保護者に対して、国の制度などを活用し、高等学校等における教育費の負担軽減を図るとともに、必要とする生徒が確実に支援を受けることができるよう、制度の周知に努めます。
- 子どもの貧困対策については、学校をプラットフォームとした総合的な対応を図

るため、福祉等の関係部局やスクールソーシャルワーカーなどの専門家と連携しながら、学校・保護者に対して、支援事業や教育相談等の情報発信を行います。

- 高校卒業後の家計の教育費の軽減を図るため、本県独自の奨学金制度を適切に運用するとともに、国の制度の周知を図ります。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの資質向上を図るための研修会や関係機関で連携するための協議会を実施するなどして、児童生徒の置かれた様々な環境の問題へより効果的な対応ができるように努めます。
- 地理的条件等にかかわらず、安心して教育を受けられるよう、多様なニーズに応じた環境づくりを図ります。
- 生活困窮世帯に対する子どもの学習支援に加え、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や、子ども等の教育及び就労（進路選択等）に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整に努めます。

Ⅲ－⑧ 私立学校教育の振興

【1 現状と課題】

- 私立学校は各校独自の建学の精神に基づき、特色ある教育活動を展開し、特に、幼稚園児の約9割が私立幼稚園に、高校生の約3割が私立高等学校に通っているなど、本県教育の中で重要な役割を果たしており、公教育の一翼を担っています。
- 少子化に伴い、中学校の卒業生数は平成元年度をピークに減り続けており、平成30年3月の中学校卒業生数が約1万5千6百人から、平成35年3月には約1万5千2百人と、今後5年間で更に約4百人の減少が予測され、私立高等学校の学校経営は厳しい状況となってきています。それぞれの私立学校が、社会情勢の変化や多様化する県民ニーズに応じた魅力ある学校づくりに取り組んでいくことが求められています。

【2 これからの施策の方向性】

- 建学の精神に基づき、特色ある教育活動を展開し、公立学校とともに本県の学校教育の中で重要な役割を果たしている私立学校の教育条件の維持・向上、健全な発達を図るとともに、時代のニーズに即応した高度な専門的技術や知識を持った人材の育成に努めます。

【3 主な取組】

- 教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減、私立学校の経営の健全性の向上のため、学校運営等を行っている学校法人に対し、支援を行います。
- 私立高等学校の生徒に係る修学上の経済的負担を軽減する観点から、授業料等の減免を行う学校法人に対し、支援を行います。
- 独自の特色ある教育、きめ細かな指導、活発な文化・スポーツ活動などの魅力ある私立学校づくりに取り組む学校法人に対し、支援を行います。
- 私立専修学校における専門的技術等の職業教育に取り組む学校法人に対し、支援を行います。
- 児童・生徒の安全確保の観点から、私立学校の耐震化の促進を図ります。

Ⅲ－⑨ 魅力ある県立短期大学づくり

【1 現状と課題】

- 県立短期大学においては、少人数の特長を生かしたきめ細やかな教育及び就職活動支援や、外国の大学における異文化体験の授業等により、学生の学力・資質の向上に努め、地域社会で活躍する人材を広く輩出しているほか、生涯学習意欲の高まりに応じ、公開講座、奄美サテライト講座を開設するなど、地域に根ざした県立短期大学づくりに取り組んでいます。
- 県内の高等教育機関は、人材育成や産業振興など、地方創生にとって重要な役割を担うことが期待されており、県立短期大学については、将来の鹿児島を支える人材を育成する場として、時代の要請に対応した教育内容の充実などが必要となっています。
- IoTやビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新やグローバル化の一層の進展、本格的な人口減少社会の到来の中で、高等教育においては、学生に幅広い知識と教養、主体的に変化に対応しつつ学んだ知識・技能を実践・応用する力、更には、自ら問題の発見・解決に取り組む力を育成することが重要となっており、県立短期大学においても、この取組を強化する必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 鹿児島の魅力を活かす教育、国際化に対応する教育など時代の要請に対応した教育内容の充実などに取り組むとともに、地元企業等と連携した人材の育成及び定着に取り組むなど、魅力ある県立短期大学づくりを推進します。

【3 主な取組】

- 教養教育と専門教育のバランスのとれた質の高い教育、地元鹿児島の魅力を伝える講義や体験学習の実施など鹿児島の魅力を活かす教育、国際感覚の涵養を目的とした学生の海外研修や海外留学の実施など国際化に対応する教育の充実に努め、課題探求・解決能力を有し、将来の鹿児島を支える人材の育成に努めます。
- 外部の公的評価機関による認証評価結果を基に、教育の内容・方法の改善や施設整備等の充実に努めます。

〔計画期間における数値目標〕

Ⅲ 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

項 目	現 状	年 度					関連 施策
		2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	
自己評価、学校関係者評価の実施率及びその結果の公表	100% (平成30年度)			(継続)			②
校種間連携による教科等の研修会の実施	100% (平成30年度)			(継続)			②
屋内運動場等の照明器具などの落下防止対策実施率	74.1% (平成30年4月)		→	90%	→	100%	⑥
避難訓練等を年3回以上実施している学校の割合	100% (平成30年度)			(継続)			⑥

IV 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

IV-① 地域ぐるみでの子どもの育成

【1 現状と課題】

- 本県には、地域住民同士の結びつきや助け合いの精神が残っていることに加え、教育を大事にする伝統があり、各地域において、各種団体等による子どもの育成に関する様々な活動が行われています。
- 鹿児島県の特性を生かしながら、更に地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、活力ある地域づくりのための体制づくりを進める必要があります。
- これまでに全市町村で、地域住民による学校支援活動として「かごしま学校応援団」の取組が行われており、「地域の中の学校づくり」が進められています。
- 今後は学校支援活動を基盤とし、地域内のより多くの地域住民や団体等が連携・協働し、子どもたちの成長を支える「地域学校協働活動」として、多様な活動を展開していく必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 次代を担う子どもたちの成長に向け、多くの地域住民や多様な団体等が連携・協働した「地域学校協働活動」を推進します。
- 地域と学校の活動をつなぐ地域学校協働活動推進員等の養成と資質向上に努めます。
- 多くの地域住民や多様な団体等の理解と参画を得て、県全域で「地域学校協働活動」の取組がなされるように、広報・啓発に努めます。

【3 主な取組】

- 地域学校協働活動を推進するための体制を整備します。
- 地域内の各種団体等や地域と学校が、相互にパートナーとして連携・協働するためのより効果的な活動内容や方法について研究するとともに、活動の成果や参考となる取組を市町村に紹介し、普及を図ります。
- 地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員等の養成及びスキルアップを図る研修を実施します。
- 「青少年育成の日（毎月第3土曜日）」の取組を生かしながら、家庭・学校・職場・地域が一体となった青少年の健全育成を推進します。
- 優れた知識や経験、技術等を持った地域住民が学校教育活動に参画したり、子どもたちが放課後や休日等に学習活動や体験活動等に参加したりする取組を推進します。

IV-② 地域を支える次世代の人づくり

【1 現状と課題】

- 地域の中で大人や異年齢の子どもと交流し、様々な体験を積み重ねることで、豊かな人間性や主体性、社会性、責任感が育まれることから、地域は、子どもが生活し成長する場として、重要な役割を果たしています。
- 鹿児島には、教育的な風土や伝統、「負けるな、嘘を言うな、弱い者をいじめるな」など道徳心や真の勇気を唱える独自の教育伝承があります。
これらの教育的資源を生かしながら、郷土に誇りを持ち、心身ともにたくましい子どもを育成することが求められています。
- 本県では、異年齢による精神鍛錬や学習の場等を設定して活動する地域塾や子ども会、ジュニア・リーダークラブ等青少年を主体とした団体が活動していますが、少子化による会員の減少、部活動やスポーツ少年団との両立などの課題があります。
- 少子高齢化や人口減少などから派生する、地域の活力低下への対応として、地域リーダーの養成が求められています。

【2 これからの施策の方向性】

- 地域社会に蓄積された様々な知恵を生かし、学校、家庭、地域が一体となった青少年の健全育成のための活動を推進し、地域を支える人材を育成します。
- 異年齢による青少年組織である「かごしま地域塾」を県内全域へ展開し、学習活動や体験活動、精神鍛錬等を通じて、郷土に誇りを持ち、心身ともにたくましい子どもを育成します。
- 様々な地域での活動の中核となり、コーディネートできる中高校生・青年層のリーダー育成や大人の指導者の養成を図ります。

【3 主な取組】

- 子どもたちが思いやりや自律心などを学ぶ「かごしま地域塾」の県内全域への拡大・普及を図るとともに、模範的な活動に取り組んでいる「優れた地域塾」の認証や指導者育成のための研修を実施し、地域塾活動の質的向上を図ります。
- 次代の鹿児島や国を担う、知性と豊かな心を兼ね備えた国際人として通用するリーダーを育成するため、「かごしま子どもリーダー塾」を実施します。
- 地域での活動の中核となり、コーディネートできる中高校生のリーダーや大人の指導者を養成するための指導者養成研修会を実施します。
- 青年層を対象として、地域リーダーを養成する研修を実施します。

IV-③ 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり

【1 現状と課題】

- 学校がスクールガードとして委嘱している数は、平成21年度以降増加しており、地域全体で子どもの安全確保に取り組む体制が整備されつつあります。
- 子どもの見守り活動が形骸化することがないように、PTA、地域住民、警察をはじめとする関係機関等やスクールガード・リーダー等との緊密な連携を図り、地域や団体の範囲を広げ、学校、保護者、地域が一体となった安全管理体制の一層の充実に努める必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 更なる地域ぐるみによる児童生徒等の安全確保に努めるため、地域のボランティア団体等と一体となった取組を推進します。
- 市町村教育委員会、関係機関及び関係団体等との連携を強化して、地域全体で子どもの安全を見守る体制を整備します。

【3 主な取組】

- 学校・家庭・地域・警察等の関係機関が連携して、地域全体で子どもの安全を見守る体制の整備に努めます。
- スクールガードや地域の防犯ボランティア団体等を対象とした研修会を県内全地区で開催し、児童生徒の事件・事故防止に努めます。
- 警察等と連携し、不審者情報などの児童生徒の安全に関する情報の共有を図り、事件・事故の未然防止に努めます。
- 学校安全教室や避難訓練等の実施により、児童生徒に危険予測・危険回避能力を身に付けさせるための安全教育を積極的に推進します。
- 学校安全活動状況調査を毎年実施し、学校における防犯教室等の実施状況に応じた市町村教育委員会等への指導・助言に努めます。
- 「登下校防犯プラン」や「学校安全マップ」等をもとに、教育委員会・学校、家庭、地域、警察、自治体の関係部局等の関係機関が連携し、学校や地域の実情に応じた児童生徒の安全確保体制の強化の推進を図ります。

IV-④ 家庭の教育力の向上

【1 現状と課題】

- 「家庭は教育の原点」と言われるなど、家庭教育は全ての教育の出発点であり、乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担っています。
- 核家族化や地域社会のつながりの希薄化等を背景として、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなど、家庭教育が困難な現状が指摘されています。
- 本県では、全ての家庭が円満で明るい家庭をつくれるよう、広く県民の自覚と意識の高揚を図ることを目的として、全国にさきがけ、昭和40年から毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めていますが、近年、家庭の教育力の低下が指摘されています。

【2 これからの施策の方向性】

- 家庭教育支援条例制定の趣旨を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を高めるため、地域ぐるみで子育てを支援する基盤の整備に努めます。
- 家庭教育を支援するための学習機会の提供や相談体制の整備を図るとともに、家庭教育に関する情報提供に努めます。
- 市町村、学校・家庭・地域、保健福祉関係機関、企業等と連携し、家庭教育支援を推進します。

【3 主な取組】

- 本県の良き伝統である地域社会における人と人とのつながりや「家庭の日」の取組を生かしながら、家庭教育に関する取組を地域全体で推進します。
- 地域の実情に応じた地域ぐるみの家庭教育支援の取組が広がるよう、家庭教育啓発資料を工夫改善し、地域の多様な世代が家庭教育支援に関われるようにします。
- 家庭教育に関するニーズを適切に把握し、研修会の内容を工夫・充実して家庭教育を支援する人材の養成・資質の向上に努めます。
- 家庭教育学級等における保護者の参加促進や子どもの年齢に応じた研修の充実等を図ります。
- 教育・福祉・医療をはじめ、関係機関・団体・企業等と連携し、それぞれの分野の有する特徴や専門性を生かして、課題を抱えている家庭等への支援の充実を図ります。

〔計画期間における数値目標〕

IV 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

項目	現 状	年 度					関連 施策
		2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	
小中学校等における地域学校協働活動の実施校の割合	93.4% (平成29年度)	→	→	96%	→	100%	①
【再掲】 避難訓練等を年3回以上実施している学校の割合	100% (平成30年度)	→					③
家庭教育学級の参加者数	15万人 (平成26～29年度の平均)	年間15万5千人以上					④

V 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

V-① 生涯学習環境の充実

【1 現状と課題】

- 人生100年時代を見据え、人々がそれぞれのニーズに応じた多様な学習や学び直しの機会を充実させ、その学習成果を社会に生かしていくことができる生涯学習社会を構築することが求められています。
- 社会の急激な変化に伴い、一人一人が社会の中で自立して、他者と連携・協働しながら生涯にわたって生き抜く力や、地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付ける必要があります。
- 障害者が学校卒業後を含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求しつつ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、学習機会の提供や学習環境の整備を図る必要があります。
- 本県では、かごしま県民大学中央センターを中核施設として生涯学習の充実に努めており、大学等との連携により、多様化・高度化するニーズに対応した学習機会の提供や人材の養成等を行っていますが、今後、一層の充実を図る必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 大学等との連携を図り、県民の多様化・高度化するニーズや現代的課題等に対応できるよう学習機会の充実を図るとともに、地域社会において学習成果を幅広く活用できる体制づくりに取り組みます。
- 県民が社会に出た後も、生涯にわたって学び直しができる環境づくりに努めます。
- 人々が生きがいをもって社会に参加し、地域社会の活力の維持向上を図るため、地域づくりの中核を担う人材の育成に努めます。
- 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実を目指し、その支援に努めます。
- 生涯学習に関する情報をデータベース化し、県民が必要な生涯学習の情報の提供に努めます。

【3 主な取組】

- 県民のニーズに対応した、学習機会を県内各地で提供し、生涯にわたる学び直しの機会を設けます。
- 県民がそれぞれの学習履歴を確認したり、学習成果を幅広く生かしたりできるようにします。
- それぞれの地域の「ふるさとのよさ」を生かした講座や、地域活動に取り組むリーダーを育成する講座を開設し、地域づくりの中核を担う人材を育成します。
- 障害者の各ライフステージにおける学びを支援する環境づくりに努めます。
- 図書館や博物館、公民館等の社会教育施設における講座や研修会を充実するとともに、学習の成果を生かした、地域において必要とされるボランティア活動等を支援します。特に、地域における生涯学習の拠点であり、地域づくりの拠点でもある公民館の活動を支援します。
- 関係機関、市町村、民間団体等と連携しながら、各種講座や指導者・講師、各種イベントなど生涯学習に関する情報を広く県民に提供します。

V-② 生涯スポーツの推進

【1 現状と課題】

- すべての県民が、いつでも、どこでも、だれでもそれぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたって主体的にスポーツに親しむことは、体力の向上や健康の保持増進はもとより、明るく豊かで活力ある生活の実現につながることから、生涯スポーツの推進を図ることが必要です。
- 本県では、平成25年度から、国のスポーツ基本計画や県のスポーツ振興かごしま基本方針をもとに、スポーツをとおして、支え合うことのできる活力ある社会づくりを目標とした「マイライフ・マイスポーツ運動」を展開しています。その結果、それぞれの関心や適性に応じて主体的・継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しむ県民が増えてきました。
- 地域における生涯スポーツ活動の拠点としてのコミュニティスポーツクラブの設立・育成に努めていますが、認知度を高める必要があります。
- 本県は2020年に燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会を開催することとなり、これを契機に県民のスポーツへの気運を更に高めていく必要があります。また、かごしま大会に向けて、障害者スポーツの普及拡大を図っていく必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 県民の誰もが、それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたり「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努め、ライフステージ等に応じたスポーツ活動を推進します。
- 「する」、「みる」、「ささえる」など県民の多様化するニーズに適切に応え、県民が主体的に参画できるスポーツ環境を整備します。
- 県民に広くスポーツを普及して健康増進と体力向上を図るとともに、地域スポーツの振興に努め、スポーツによる地域づくりに取り組みます。

【3 主な取組】

- 県の広報誌やウェブサイト等情報媒体の活用や、市町村や関係部局との連携を充実させることを通して、生涯スポーツの普及・啓発活動に努めます。また、各種イベント等において体験・交流の場を設定したり、スポーツ情報の提供をしたりするなど内容を工夫し、より多くの県民が参加できるように努めます。
- 社会体育担当者等研修会の内容等の充実を通して、担当者の資質向上や市町村の連携促進を図ります。
- 広域スポーツセンターを核にし、地域のスポーツ活動の拠点となるコミュニティスポーツクラブの設立・育成及び質的充実に努めます。
- 県立学校の体育施設開放について、利用施設の周知を図るなどして、より多くの県民が利用できるよう努めます。
- スポーツ・レクリエーション活動リーダー養成講習会や社会体育担当者等研修会、障害者スポーツ指導員養成研修会等を開催することにより、活力ある社会づくりに貢献できる質の高い指導者の養成を図ります。また、広域スポーツセンターや保健、福祉、観光等の他部局との連携等により、指導者の情報について共有化を図りながら、指導者の活用を促進します。

V-③ 競技スポーツの推進

【1 現状と課題】

- 本県出身のスポーツ選手が、国際大会や国民体育大会等各種大会で活躍することは、県民に夢と感動と活力を与えるとともに、スポーツ活動を通じた青少年の健全育成に寄与しています。また、スポーツに対する関心を高め、競技人口を増加させるなど、本県のスポーツ振興に重要な役割を果たしています。
- 各競技団体における指導体制の整備・充実、中高校生の強化、スポーツドクター、トレーナー等の人材を活用した競技力向上の3点に重点を置きながら、競技力の向上に取り組んでいます。
また、平成24年度に策定した「次期国体に向けた競技力向上計画」に基づき、ジュニア期から発掘された選手の育成、有力な成年選手の獲得・強化及び指導者の資質向上と一貫指導体制の確立などに取り組んでいます。
- 各事業を推進していく中で、強化体制や選手育成の不十分な競技に対しては、強化体制の確立、ジュニア選手の発掘・育成とともに有力な成年選手の獲得・強化を図るために、各競技団体や関係機関との連携をより一層深め、指導・助言をしていく必要があります。
- 「燃ゆる感動かごしま国体」後も更なる競技力向上やスポーツ振興が図られるよう指導体制の充実及び選手の育成・強化に継続して取り組む必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 各競技団体や関係機関との連携を図りながら、県民の競技力向上に関する意識の高揚に努めるとともに、指導体制の充実及び選手の発掘・育成・強化などを推進します。
- 「燃ゆる感動かごしま国体」において、本県選手団が開催県にふさわしい成績を収めることができよう、競技の特性に応じた強化方策を推進し、活躍が期待できる選手を絞り込み、重点的な強化を図ります。
- 「燃ゆる感動かごしま国体」後も全国水準の競技力を維持・定着し、国際大会や国民体育大会等各種大会で活躍できる選手の育成・強化に努めます。

【3 主な取組】

- 各種研修会や講習会の開催及び県外研修会への派遣などにより、各競技団体における指導体制の整備・充実を図ります。
- 鹿屋体育大学など関係機関・団体等と連携し、選手強化への取組を促進します。
- 「燃ゆる感動かごしま国体」に向けて強化してきたジュニア選手や活躍が期待できる有力な成年選手を対象に、全国強豪との対外試合等の経験や優秀指導者を招いた強化練習会を増やして更なる競技力の向上を図ります。
- 国内外で活躍するトップアスリートの補強等によって最強の「チームかごしま」を編成するとともに、各競技団体や県体育協会、企業等と連携したアスリートのサポートを行い、オール鹿児島で天皇杯・皇后杯の獲得を目指します。
- 「燃ゆる感動かごしま国体」後も更なる競技力向上に取り組むとともに、育成・強化した選手が競技生活終了後に指導者として活躍できる環境づくりに努めます。

V-④ 文化芸術活動の促進

【1 現状と課題】

- 文化芸術を創造し、享受し文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは人々の変わらない願いです。
- 自主性や創造性が尊重され、多彩で特色ある地域の文化芸術が創造され、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に向けて文化芸術を振興することが重要です。
- 地域住民が日常的に文化芸術に親しめる文化施設等の整備は進んできていますが、地域によって文化芸術に接する機会に格差があります。
- 文化芸術を将来にわたって発展させていくためには、若手アーティストや文化芸術を支える人材の育成を図る必要があります。
- 県民の文化芸術活動の促進に当たっては、文化施設等を積極的に活用する必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 子どもの頃から様々な文化芸術に親しむとともに、障害の有無等にかかわらず、県民一人一人が生涯を通じて文化芸術に触れ、楽しめるような環境の整備に努めます。
- 様々な芸術分野のアーティストが鹿児島に集い、地域文化と触れ合う中で新たな文化芸術の創造を可能とする環境の整備に努めます。
- 国内外との交流によって、相互の文化芸術への理解の促進を図ります。
- 学校における文化芸術活動を充実するとともに、子どもが文化芸術に触れる機会を拡充するなど、文化芸術に関する教育を推進します。

【3 主な取組】

- 子どもの頃から身近な場所で多様な文化芸術を鑑賞し、体験できる機会を多く持つ環境づくりを推進します。
- 県内をはじめ国内外で活躍するアーティストによる演奏会、展覧会、実技指導や共同製作等の実施を図るなど、文化あふれる鹿児島の発信を推進します。
- 文化施設や施設職員などを活用した鑑賞や体験の機会の創出を推進します。
- 霧島国際音楽祭を活用した若手音楽家の育成をはじめ、多様なジャンルの優れたアーティストの発掘促進やワークショップの開催などによる、県内外で活躍できる人材の育成を図ります。
- アーティストの文化芸術活動を支援するため、制作・発表などの場に関する情報の提供、指導者や舞台芸術のスタッフなど文化芸術を支える人材の育成を図ります。
- 国内外との交流によって、相互の文化芸術への理解の促進を図るとともに、その質的向上に努めます。
- 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科等での文化の理解に係る取組を推進します。
- 子どもたちが、優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動へ参加できる機会の拡充に努め、鑑賞事業の開催に当たっては、地域間のバランス等を考慮し、等しく鑑賞機会が確保されるよう努めます。
- 図画や作品コンクール等への参加の奨励や美術館、博物館等で開催される特別展等の観覧促進に係る取組に努めます。

V-⑤ 地域文化の継承・発展

【1 現状と課題】

- 県内には地域の自然，歴史，風土に根ざした多彩な文化芸術が生まれ，人々の地域に生きる誇りを醸成し，地域のコミュニティを支える大きな力となっています。
- 本県には，個性豊かな郷土芸能や伝統行事，方言，史跡など多くの文化資産がありますが，少子高齢化・過疎化による担い手不足などにより，保存・継承が難しくなっています。
- 県民が郷土芸能や伝統行事等に接する機会が少なくなってきています。

【2 これからの施策の方向性】

- 県内に伝わる地域の郷土芸能や伝統行事等の担い手を育成するとともに，方言や遺訓など鹿児島独自の地域文化を次世代へ継承していくことに努めます。
- 学校において伝統文化に接する機会を充実します。

【3 主な取組】

- 地域に残る教えや言い伝えなどを地域の貴重な文化としてとらえ，現代にも生かすため，「語り継ぐかごしまの教え集」を活用するなどその普及を図り，また，鹿児島県歴史資料センター黎明館や鹿児島県上野原縄文の森などの県内の文化施設を積極的に活用することを通じて，郷土の歴史や文化への関心を高め，郷土に誇りをもつ心の醸成を推進します。
- 地域の郷土芸能や伝統行事等に関する公演の機会を増やし，子どもたちの参加を促進するとともに，地域の高齢者などの経験を活用して方言の継承を図ります。
- 学校行事等において地域の伝統文化の鑑賞や参加の機会を促進します。

V-⑥ 文化財の保存・活用

【1 現状と課題】

- 子どもたちをはじめ、県民が郷土の歴史や身近な文化財に触れ、学び、親しむことなどにより、郷土を愛する心を醸成することが求められています。
- 県内に伝わる地域の郷土芸能や伝統行事等の担い手が育つとともに、地域の文化財の活用が図られるなど、個性を生かした地域づくりが展開されることが必要です。
- 南北600kmに及ぶ広大な県土を有する本県には、全国第1位の数を誇る国の特別天然記念物などの豊かな自然をはじめ、個性豊かな郷土芸能や伝統行事、史跡など多くの文化財があり、地域や国民共有の貴重な財産として守り伝えられてきています。
- 少子高齢化・過疎化による担い手不足などにより、文化財の保存・継承が難しくなってきました。

【2 これからの施策の方向性】

- 次世代に継承すべき文化財について、指定・登録等による保護を推進するとともに、文化財を活用した学習の場の提供に努めます。
- 豊かな自然や地域の文化財等の学校教育や地域活動への活用を促進します。
- 地域に残る郷土芸能や伝統行事等を保存・継承するとともに、観光関係者などと連携して、これらや史跡等の文化財を生かした地域づくりの促進に努めます。

【3 主な取組】

- 次世代に継承すべき文化財について、市町村教育委員会と連携・協力して、国・県指定や国登録等を推進します。
- 鹿児島県上野原縄文の森、県立博物館及び市町村の歴史民俗資料館等において、文化財や地域の歴史、鹿児島の自然等に関する学習機会を提供し、文化財愛護思想の普及・啓発を図ります。
- 市町村教育委員会と連携・協力し、学習の場として史跡等の整備を図るとともに、県立埋蔵文化財センターや市町村教育委員会等が発掘する遺跡を公開し、学習や体験活動の場として提供します。
- 文化財の保存・継承活動に成果をあげている活動事例の情報を提供し、活動の活性化を図るとともに、地域の文化財を総合的に活用した地域づくりを促進します。
- 文化財に関する指導・助言者等の情報提供を行い、学校教育や地域活動への郷土芸能や伝統行事、史跡等の活用を促進します。特に学校においては、特色ある学校づくりや学校行事、総合的な学習の時間等で、身近な文化財や地域の歴史の活用を促進します。
- 世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」及び日本遺産認定への取組等を通じて、観光面を含めた文化財の保存・活用に努めます。

〔計画期間における数値目標〕

V 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

項目	現 状	年 度					関連 施策
		2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	
かごしま県民大学中央センター の年間利用者数	約2万5千人 (平成29年度)						①
		年間2万6千人以上					
市町村におけるコミュニティ スポーツクラブの設立率	100.0% (平成29年度)						②
		(継続)					
成人が週1回以上スポーツを する割合	70.2% (平成29年度)			70%			②
国民体育大会天皇杯順位	17位 (平成30年)	8位 位内	1位				③
県指定文化財の指定件数	299件 (平成30年度)			318件		330件	⑥
上野原縄文の森の年間利用者数	約11万7千人 (平成25～29年度の平均)						⑥
		年間12万人以上					
県立博物館の年間利用者数	約12万2千人 (平成25～29年度の平均)						⑥
		年間13万人以上					

第5章 計画の実現に向けて

1 教育行政の着実な推進

教育委員会制度については、教育委員長と教育長の間で責任の所在が不明確であることなどの課題を踏まえ、平成26年6月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、新しい教育委員会制度がスタートしました。

新しい制度では、教育行政の責任の明確化を図るため、教育委員会を代表する委員長と事務局を指揮監督する教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）の設置や、教育委員による新教育長へのチェック機能の強化のほか、地方公共団体の長による、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（教育大綱）の策定、地方公共団体の長と教育委員会による総合教育会議の設置などが設けられ、本県においても、平成27年度から新教育長や総合教育会議が設置され、同年には、鹿児島県教育大綱が策定されるとともに、毎年度、総合教育会議が開催されています。

県教育委員会では、これまで、教育委員会の会議の透明性を高めるために、教育委員会の会議の原則公開、会議の開催日時や議決事項の公開、鹿児島市以外での教育委員会の開催などを行い、また、地域住民の意思を反映するために、学校訪問や地域住民等との意見交換会などを行ってきたところですが、今後も、教育委員会制度の趣旨を踏まえた取組を一層充実させます。

また、教育委員会の体制の充実や住民の期待に応える教育行政の展開は、最終的にはその活動を担う人の資質能力に負うところが大きいことから、その活動を支える教育委員会の事務局職員や指導主事・社会教育主事などの専門的職員に、優秀な人材を確保するとともに、その資質向上に努めます。

2 学校・家庭・地域・企業等との連携・協働

子どもの健全育成をはじめ、教育の目的を実現する上で、学校、家庭、地域は大きな役割を担っており、これら三者が、それぞれ子どもの教育に責任をもつとともに、相互に緊密に連携・協働して取り組むことが重要です。

また、本計画においては、家庭・地域に加え、企業やNPO法人等についても人材育成や地域貢献の視点からの連携・協働が重要であることから、第4章「本県教育の取組における視点」に「学校・家庭・地域・企業等の積極的な連携・協働」を掲げています。

これら学校・家庭・地域・企業等がそれぞれの役割を果たし緊密な連携・協働が図られるよう、取組を推進します。

3 関係部局・関係機関との連携・協力

現在の多岐にわたる教育課題に対応するためには、知事部局、大学やNPO法人等、その他の関係機関との連携・協力が必要です。知事部局とは、食育の推進、特別支援教育、環境教育、文化・芸術の振興、青少年育成などにおいて、担当する部局との連携・協力を図るとともに、大学とは、児童生徒への教育内容や相談体制の充実、教職員の資質向上、生涯学習の推進などにおいて、高度な専門性とその機能を活用した積極的な連携を図ります。

4 市町村との連携・協力

公立小・中学校は、各市町村教育委員会が所管しています。また、社会教育や生涯学習に関する取組については、各市町村との連携・協力なくしては推進が困難であるなど、市町村の果たす役割は大きいものとなっています。

これまでも、お互いの役割分担のもと、県と市町村が一体となって、教育行政を推進しているところですが、今後も、お互いに課題を共有し、取組についての情報交換などを通して、連携・協力を図ります。

5 国との連携・協力

教育基本法第16条第1項において、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない旨規定されています。

教育における国の役割については、同条第2項において、「全国的な教育の機会均等と教育水準の向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない」と規定され、また、同条第3項において、「地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し実施しなければならない」と規定されています。

これまでも、国と連携・協力を行いながら、教育行政に取り組んできたところですが、今後もより一層の連携・協力を図ります。

6 計画の進捗状況の確認

この計画を効果的かつ着実に実施するためには、定期的な点検とその結果のフィードバックが不可欠です。このため、この計画の進捗状況について、毎年度、点検・評価を行い、その実施に当たっては、学識経験者等の意見を聞くなどし、また、その点検・評価の結果については、広く県民に公表します。

なお、この計画は、5年間に取り組む施策等について盛り込んでいますが、計画期間中に対応すべき新たな課題が発生し、計画に盛り込む必要性が生じるなど、計画の見直しが必要となった場合には、計画途中に見直しを行い、その一部を改訂します。